

鶴川水系河川整備計画 【大臣管理区間】[変更](原案) 〈対比表〉

国土交通省 北海道開発局
室蘭開発建設部

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

表紙

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

鵜川水系河川整備計画

鵜川水系河川整備計画 (原案)

【大臣管理区間】

[変更]

平成 21 年 2 月

令和7年〇月

北海道開発局

国土交通省北海道開発局

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

策定及び変更経過

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

標高値は、2000年度改正の新基本水準点に基づき表示しているが、必要に応じて旧基本水準点(2000年度改正前)に基づく表示とし、その旨明記した。

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

(参考)

策 定 及 び 変 更 経 過		
区 分	年 月 日	備 考
策 定	平成21年(2009年) 2月 25日	
変 更	令和●年(20●年) ●月●日	

標高値は、2000年度改正の新基本水準点に基づき表示しているが、必要に応じて旧基本水準点(2000年度改正前)に基づく表示とし、その旨明記した。

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

目次

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

1	目次	
2		
3	1. 河川整備計画の目標に関する事項	1
4	1-1 流域及び河川の概要	1
5	1-2 河川整備の現状と課題	7
6	1-2-1 治水の現状と課題	7
7	(1) 治水事業の沿革	7
8	(2) 洪水の概要	9
9	(3) 地震・津波の概要	12
10	(4) 治水上の課題	14
11	1-2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題	15
12	(1) 現況の流況と水利用	15
13	(2) 水質	18
14	(3) 動植物の生息・生育・繁殖状況	20
15	(4) 魚類の遡上環境等	23
16	(5) 河川景観	24
17	(6) 河川空間の利用	25
18	(7) 河川の適正な利用及び河川環境の課題	26
19	1-3 河川整備計画の目標	27
20	1-3-1 河川整備の基本理念	27
21	1-3-2 河川整備計画の対象区間	29
22	1-3-3 河川整備計画の対象期間等	30
23	1-3-4 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する目標	30
24	1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	32
25	(1) 流水の正常な機能の維持に関する目標	32
26	(2) 河川水の適正な利用に関する目標	32
27	1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標	32
28	(1) 河川環境の整備と保全に関する目標	32
29	(2) 河川空間の利用に関する目標	32
30	2. 河川整備の実施に関する事項	33
31	2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに	
32	当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	33
33	2-1-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	33
34	(1) 洪水を安全に流下させるための対策	33
35	(2) 内水被害を軽減するための対策	36
36	(3) 広域防災対策	37
37	(4) 地震・津波対策	39
38		

1	目次	
2		
3	1. 河川整備計画の目標に関する事項	1
4	1-1 流域及び河川の概要	1
5	1-2 河川整備の現状と課題	9
6	1-2-1 治水の現状と課題	9
7	(1) 治水事業の沿革	9
8	(2) 洪水の概要	12
9	(3) 近年の豪雨災害への取組	17
10	(4) 気候変動の影響とその課題	19
11	(5) 地震・津波の概要	22
12	(6) 総合的な土砂管理	24
13	(7) 治水上の課題	25
14	1-2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題	27
15	(1) 現況の流況と水利用	27
16	(2) 水質	30
17	(3) 動植物の生息・生育・繁殖状況	32
18	(4) 魚類の遡上環境等	38
19	(5) 河川景観	39
20	(6) 河川空間の利用	41
21	(7) 河川の適正な利用及び河川環境の課題	43
22	1-3 河川整備計画の目標	44
23	1-3-1 河川整備の基本理念	44
24	1-3-2 河川整備計画の対象区間	48
25	1-3-3 河川整備計画の対象期間等	49
26	1-3-4 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する目標	49
27	1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	50
28	(1) 流水の正常な機能の維持に関する目標	50
29	(2) 河川水の適正な利用に関する目標	50
30	1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標	51
31	(1) 河川環境の整備と保全に関する目標	51
32	(2) 河川空間の利用に関する目標	54
33	2. 河川整備の実施に関する事項	55
34	2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに	
35	当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	55
36	2-1-1 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	55
37	(1) 洪水を安全に流下させるための対策	55
38	(2) 内水被害を軽減するための対策	59
39	(3) 広域防災対策・気候変動リスクへの対策	60

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

目次

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1	2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	40
2	2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項	40
3	(1) 河畔林の保全、河岸の多様性の保全・創出	40
4	(2) 河口干潟の保全・再生	41
5	(3) 魚がすみやすい川づくり	42
6	(4) 河川景観の保全と形成	43
7	(5) 人と川とのふれあいに関する整備	44
8	2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	45
9	2-2-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	45
10	(1) 河川の維持管理	45
11	(2) 災害復旧	53
12	2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の整備と保全に関する事項	54
13	(1) 水質保全	54
14	(2) 水質事故への対応	54
15	(3) 濁水への対応	54
16	(4) 土砂動態の把握	54
17	(5) 河川空間の適正な利用、管理	55
18	(6) 河川美化のための体制	55
19	(7) 地域と一体となった河川管理	56
20	(8) アイヌ文化保存、伝承、振興のための取り組み	57
21		
22		

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

1	(4) 地震・津波対策	63
2	2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	64
3	2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項	64
4	(1) 河畔林の保全、河岸の多様性の保全・創出	64
5	(2) 河口干潟の保全・創出	66
6	(3) 魚がすみやすい川づくり	67
7	(4) 河川景観の保全と創出	68
8	(5) 人と川とのふれあいに関する整備	69
9	2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	71
10	2-2-1 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	71
11	(1) 河川の維持管理	71
12	(2) 危機管理体制の構築・強化	78
13	(3) 災害復旧	86
14	2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の整備と保全に関する事項	87
15	(1) 水質保全	87
16	(2) 水質事故への対応	87
17	(3) 濁水への対応	87
18	(4) 土砂動態の把握	87
19	(5) 河川空間の適正な利用、管理	88
20	(6) 河川美化のための体制	88
21	(7) 地域と一体となった河川管理	89
22	(8) アイヌ文化保存、伝承、振興のための取組	90
23	(9) カーボンニュートラルに向けた取組	91
24	(10) 動植物の生息・生育・繁殖地の順応的な管理	92
25		
26		

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-1.流域及び河川の概要】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1 1. 河川整備計画の目標に関する事項

2 1-1 流域及び河川の概要

3 鵜川という名の語意は昔から諸説あるが、「北海道の地名^{注)}」によれば、アイヌ語の
4 「ムッカ・ベツ」(ふさがる川)に由来しているという説や、「ムカ」(水の湧く)等に由
5 来している等の説がある。

6 鵜川は、その源を北海道勇払郡占冠村の狩振岳(標高1,323m)に発し、占冠村において
7 パンケシュル川、双珠別川等を合わせ、赤岩青巖峽を流下し、むかわ町穂別において穂
8 別川を合わせ、むかわ町市街地を経て太平洋に注ぐ、幹川流路延長135km(全国29位)、
9 流域面積1,270km²(全国52位)の一級河川である。

10 鵜川の河床勾配は、源流から占冠村市街地に至る上流部が1/150以上、占冠村ニウ
11 から川西頭首工付近までの中流部が約1/100~1/1,000、川西頭首工から河口までの下
12 流部が約1/1,000である。

13
14 注)「北海道の地名」:山田秀三著
15

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

1 1. 河川整備計画の目標に関する事項

2 1-1 流域及び河川の概要

3 鵜川という名の語意は昔から諸説あるが、「北海道の地名^{注)}」によれば、アイヌ語の
4 「ムッカ・ベツ」(ふさがる川)に由来しているという説や、「ムカ」(水の湧く)等に
5 由来している等の説がある。

6 流域には古くからアイヌの人々が先住し、その伝統・文化は、民族伝承の歌や踊り
7 あるアイヌ古式舞踊や豊漁を祈願する儀式であるシシャモカムイノミ等として、今日
8 まで受け継がれている。また、シシャモの名前の由来は、アイヌ語の「スス・ハム」(柳
9 の葉)と言われており、アイヌの人々の間では、神が柳の葉に魂を入れて魚にしたと語
10 り継がれている。

11 鵜川は、その源を北海道勇払郡占冠村の狩振岳(標高1,323m)に発し、占冠村にお
12 いてパンケシュル川、双珠別川等を合わせ、赤岩青巖峽を流下し、むかわ町穂別にお
13 いて穂別川を合わせ、むかわ町市街地を経て太平洋に注ぐ、幹川流路延長135km(全国
14 29位)、流域面積1,270km²(全国52位)の一級河川である。

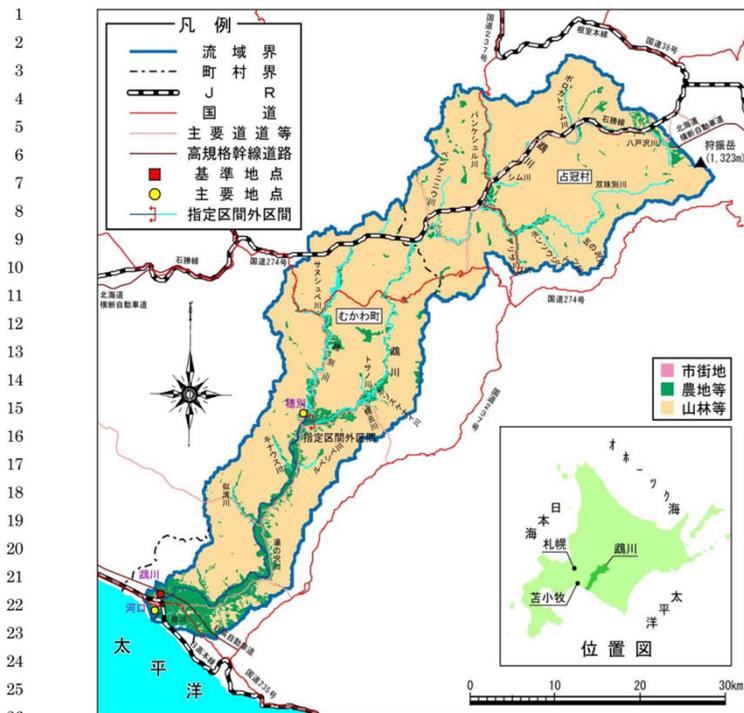
15 鵜川の河床勾配は、上流部(源流部から占冠村ニウ地点付近)で約1/150以上、中流
16 部(占冠村ニウから川西頭首工付近)で約1/100~1/1,000、下流部(川西頭首工から
17 河口)で約1/1,000である。

18 注)「北海道の地名」:山田秀三著
19

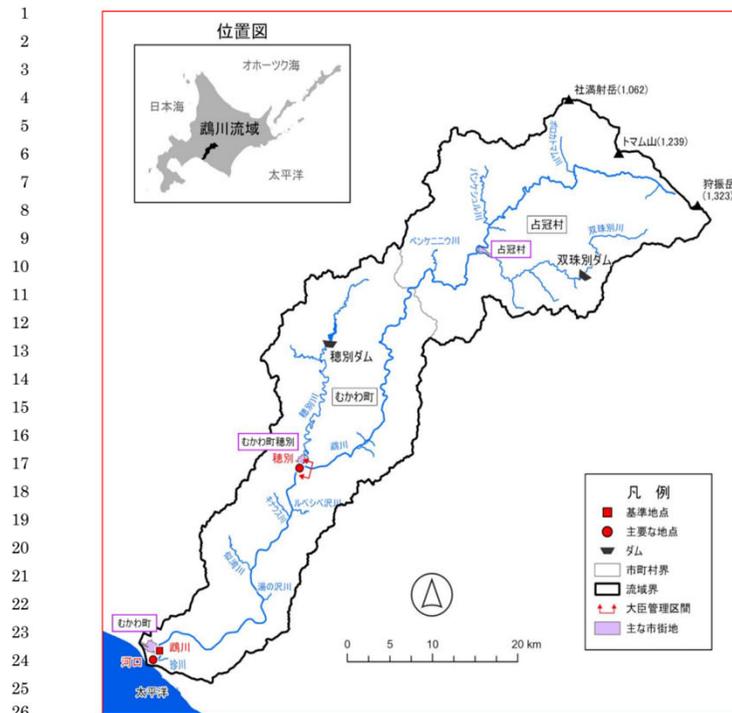
鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-1.流域及び河川の概要】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)



鷓川水系河川整備計画[変更](原案)



注) 国土数値情報(河川・海岸線・行政区) (国土交通省) を加工して作成しており、図中の括弧は標高(m)を示す。

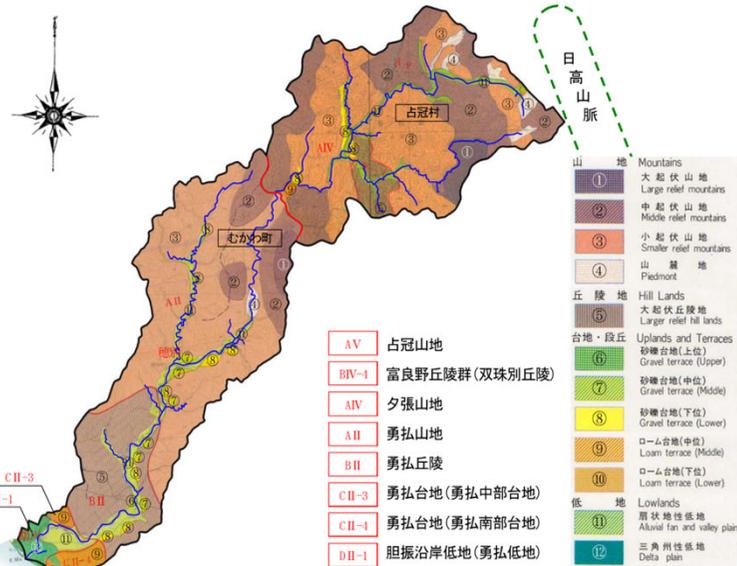
図 1-1 鷓川流域図

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-1.流域及び河川の概要】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1 流域は、北海道中央部の日高山脈北部から石狩勇払低地帯の南東部にかけて南北方向
 2 に細長く広がり、上流から占冠山地、夕張山地、勇払山地、勇払丘陵、勇払低地の大き
 3 く5つの地形に分けられる。
 4 占冠村付近は日高山脈の北端部にあたる占冠山地や、夕張山地と呼ばれる山地であり、
 5 支庁界の山陵の一部に大起伏山地がみられるほかは中小起伏山地からなる。
 6 むかわ町と占冠村の町村界からむかわ町穂別付近にかけては、その大半が勇払山地に
 7 含まれ、一部に大・中起伏山地がみられるが、大部分は小起伏山地をなしている。む
 8 かわ町穂別付近から下流は、勇払山地の西南方に位置する勇払丘陵が大半を占めてお
 9 り、大起伏丘陵が大部分である。
 10 むかわ町鵜川付近の下流域は勇払低地と呼ばれる低地である。

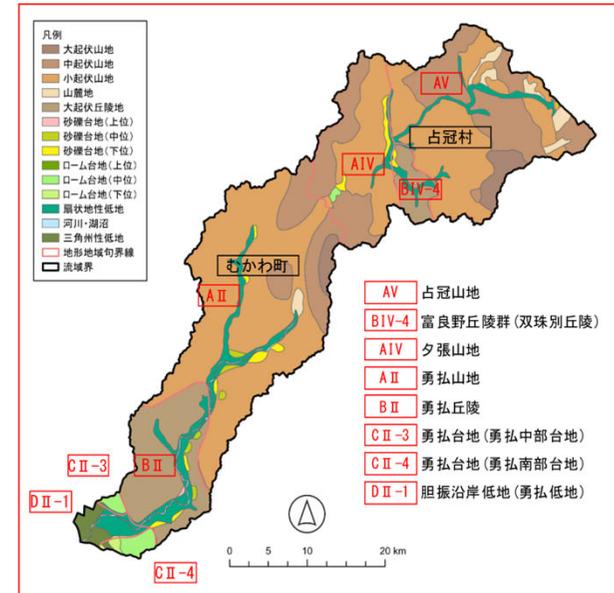


※出典：昭和52年 国土庁土地局
 土地分類図(胆振支庁・上川支庁)
 をもとに北海道開発局が作成

図 1-2 鵜川地形分類図

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

1 流域は、北海道中央部の日高山脈北部から石狩勇払低地帯の南東部にかけて南北方向
 2 に細長く広がり、上流から占冠山地、夕張山地、勇払山地、勇払丘陵、勇払低地の大き
 3 く5つの地形に分けられる。
 4 **上流**の占冠村付近は日高山脈の北端部にあたる占冠山地や、夕張山地と呼ばれる山地
 5 であり、支庁界の山陵の一部に大起伏山地がみられるほかは中小起伏山地からなる。
 6 **中流**のむかわ町と占冠村の町村界からむかわ町穂別付近にかけては、その大半が勇払
 7 山地に含まれ、一部に大・中起伏山地がみられるが、大部分は小起伏山地をなしている。
 8 **これに続く**むかわ町穂別付近から下流は、勇払山地の西南方に位置する勇払丘陵が大半
 9 を占めており、大起伏丘陵が大部分である。
 10 **下流**のむかわ町鵜川付近の下流域は勇払低地と呼ばれる低地であり、**その一部は台地**
 11 **状をなし、胆振台地や勇払南部台地の一角を占めている。**



注) 出典：「国土数値情報 (20万分の1土地分類基本調査) 国土交通省」を加工して作成
https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/hyouousu_chisitsu.html

図 1-2 鵜川地形分類図

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-1.流域及び河川の概要】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

- 1 流域の地質は、上流より日高帯、空知-エゾ帯、新第三紀堆積岩類が分布する。
- 2 日高帯は日高山脈を構成する地質帯で、白亜紀から古第三紀の堆積物および変成岩類・深成岩類などからなる。
- 3 空知-エゾ帯はジュラ紀～白亜紀の堆積物で、砂岩・泥岩が主に分布する。また、一部に蛇紋岩などの変成岩類が分布する。砂岩および泥岩からなるエゾ累層群の泥岩類は軟質で開析^{注1)}の進んだ山地を形成する。また蛇紋岩は地すべりや斜面崩壊を起こしやすい。
- 4 新第三紀の堆積岩類は、礫岩・砂岩・泥岩からなる。これらは比較的軟質で、起伏の少ない山地を形成している。

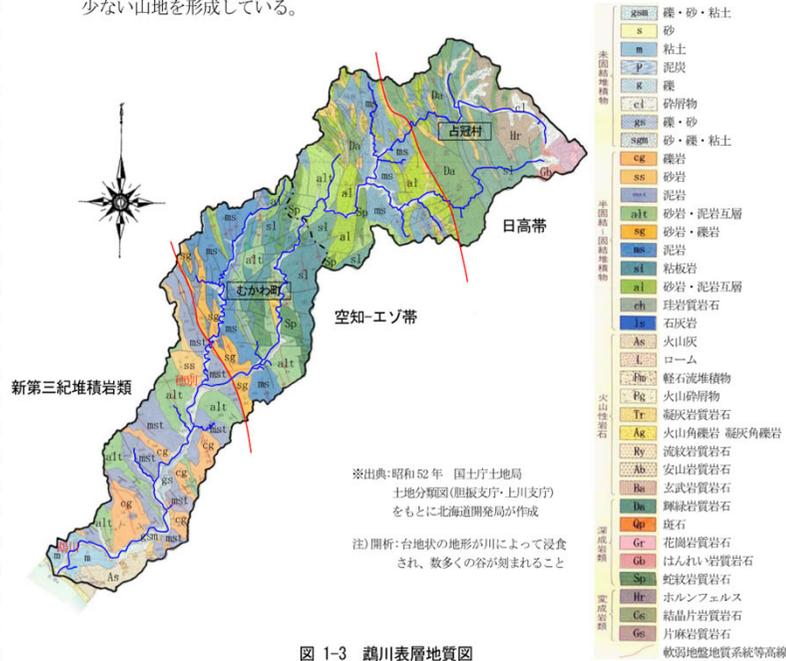


図 1-3 鷓川表層地質図

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 流域の地質は、上流より日高帯、空知-エゾ帯、新第三紀堆積岩類が分布する。
- 2 **最上流は日高帯に属し、日高山脈を構成する地質帯であり、白亜紀から古第三紀の堆積物及び変成岩類・深成岩類などからなる。**
- 3 **上流から中流は空知-エゾ帯に属し、ジュラ紀～白亜紀にかけての堆積物が分布しており、主に砂岩・泥岩から構成されている。**また、一部に蛇紋岩などの変成岩類が分布する。砂岩及び泥岩からなるエゾ累層群の泥岩類は軟質で開析^{注1)}の進んだ山地を形成する。また蛇紋岩は地すべりや斜面崩壊を起こしやすい。
- 4 **むかわ町穂別付近より下流は新第三紀の堆積岩類(礫岩・砂岩・泥岩)からなる。**これらは比較的軟質で、起伏の少ない山地を形成している。

注1) 開析：台地状の地形が川によって侵食され、数多くの谷が刻まれること

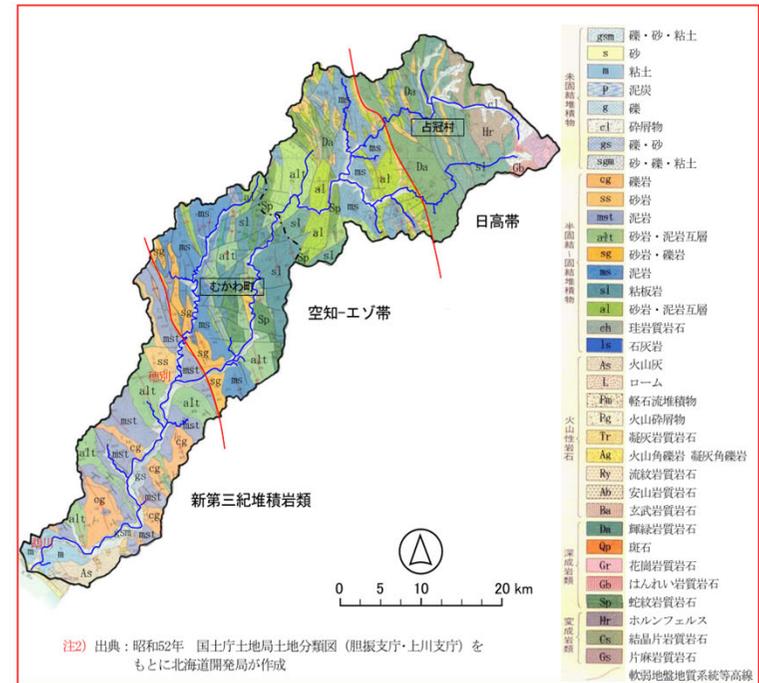


図 1-3 鷓川表層地質図

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

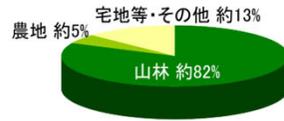
1.河川整備計画の目標に関する事項【1-1.流域及び河川の概要】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1 鵜川流域の平均年間降水量は上流部の占冠村で約 1,300mm、下流部のむかわ町で約
2 1,000mm であり、時期的には7月から9月に多い。南北に細長い形状を有する本流域は
3 標高差も大きいことから、上流部と下流部で気候が異なる。

4
5 流域は北海道いぶらぎとう胆振東部のむかわ町、占冠村の1町1村からなり、胆振東部における社会・
6 経済・文化の基盤をなしている。流域の土地利用は山林が約82%、水田や畑等の農地が約
7 5%、宅地等その他が約13%となっている。特に、中下流部は農耕地として明治初期からひ
8 らけ、水田、肉用牛の牧畜等が営まれるとともに、近年は「鵜川牛」、「穂別メロン」や
9 商標登録が認められた「鵜川シシャモ」等地域ブランド化への取り組みが活発に行われ
10 ているほか、花卉栽培は全国有数の産地となっている。

11 さらに、鵜川はシシャモやサケ等が遡上し、河口干潟はシギ・チドリ類のシベリアと
12 オーストラリア等を結ぶ中継地として利用される等、豊かな自然環境に恵まれている。



※データ：平成19年北海道市町村勢要覧

図 1-4 現在の地目別土地利用の割合 (流域内町村計)



稲作(むかわ町)※

シシャモのすだれ干し

※写真出典:むかわ町勢要覧2006「ムッカベツ」

31 流域には古くからアイヌの人々が先住し、その伝統・文化は、民族伝承の歌や踊り
32 であるアイヌ古式舞踊や豊漁を祈願する儀式であるシシャモカムイノミ等として、今日
33 まで受け継がれている。また、シシャモの名前の由来は、アイヌ語の「スス・ハム」(柳
34 の葉)と言われており、アイヌの人々の間では、神が柳の葉に魂を入れて魚にしたと語
35 り継がれている。

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

1 鵜川流域の気候は、北海道において太平洋側西部気候区に属し、年平均降水量は上流
2 部の占冠村で約1,300mm、下流部のむかわ町で約1,000mmであり、いずれも、全国平均(約
3 1,670mm)と比べ少ないが、全道平均(約1,150mm)と比較すると、大きな差は生じてい
4 ない。

5 占冠は内陸的で月別平均気温が最も高い8月では19.4℃、最も低い1月では-7.7℃と寒
6 暖の差が大きい。また、降水量は台風や低気圧の影響を受け、8月には200mm/月を超え
7 る。

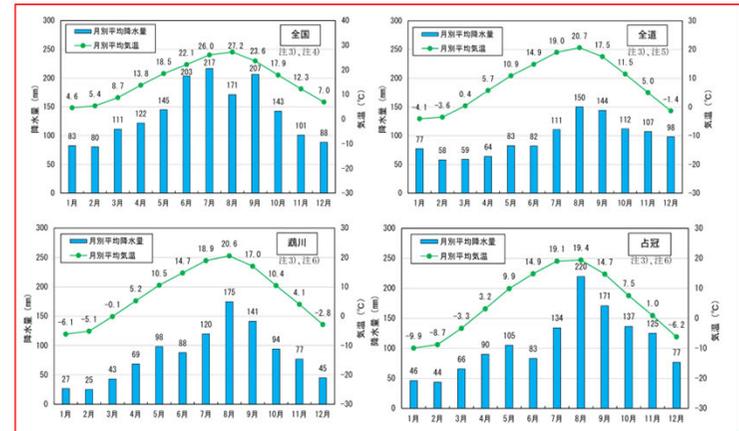
8 一方、鵜川では、月別平均気温が最も高い8月では20.6℃、最も低い1月では-6.1℃で
9 あり、占冠と同様に寒暖の差が大きいのが特徴である。また、降水量は7~9月が120~
10 180mm/月と多いが、これ以外の月は概ね100mm/月以下である。

表 1-1 各気象観測値

項目	全国平均 ^(注1)	全道平均 ^(注2)	鵜川	占冠
降水量(mm)	1,671	1,146	1,001	1,298

注1) 全国平均は各地の気象台の値(都道府県ごとに1地点)の平均値(平成元年(1989年)~令和5年(2023年))

注2) 全道平均は各地の気象台の値(各振興局所在地)の平均値(平成元年(1989年)~令和5年(2023年))



注3) 気象庁の過去の気象データをもとに作成。

注4) 全国平均の値は、平成元年(1989年)~令和5年(2023年)の各都道府県(県庁所在地)のデータを平均したもの。但し、埼玉県は熊谷、滋賀県は彦根とした。

注5) 全道平均の値は、平成元年(1989年)~令和5年(2023年)の各支庁所在地のデータを平均したもの。

注6) 鵜川、占冠の値は平成元年(1989年)~令和5年(2023年)を平均したもの。

図 1-4 月別平均降水量、月別平均気温

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

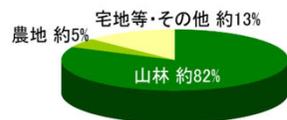
1.河川整備計画の目標に関する事項【1-1.流域及び河川の概要】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1 鵜川流域の平均年間降水量は上流部の占冠村で約 1,300mm、下流部のむかわ町で約
2 1,000mm であり、時期的には7月から9月に多い。南北に細長い形状を有する本流域は
3 標高差も大きいことから、上流部と下流部で気候が異なる。

4 流域は北海道胆振東部のむかわ町、占冠村の1町1村からなり、胆振東部における社会・
5 経済・文化の基盤をなしている。流域の土地利用は山林が約82%、水田や畑等の農地が約
6 5%、宅地等その他が約13%となっている。特に、中下流部は農耕地として明治初期からひ
7 らげ、水田、肉用牛の牧畜等が営まれるとともに、近年は「鵜川牛」、「穂別メロン」や
8 商標登録が認められた「鵜川シシャモ」等地域ブランド化への取り組みが活発に行われ
9 ているほか、花卉栽培は全国有数の産地となっている。

10 さらに、鵜川はシシャモやサケ等が遡上し、河口干潟はシギ・チドリ類のシベリアと
11 オーストラリア等を結ぶ中継地として利用される等、豊かな自然環境に恵まれている。



※データ：平成19年北海道市町村勢要覧

図 1-4 現在の地目別土地利用の割合(流域内町村計)



稲作(むかわ町)※

シシャモのすだれ干し

※写真出典:むかわ町勢要覧2006「ムッカベツ」

31 流域には古くからアイヌの人々が先住し、その伝統・文化は、民族伝承の歌や踊り
32 であるアイヌ古式舞踊や豊漁を祈願する儀式であるシシャモカムイノミ等として、今日
33 まで受け継がれている。また、シシャモの名前の由来は、アイヌ語の「スス・ハム」(柳
34 の葉)と言われており、アイヌの人々の間では、神が柳の葉に魂を入れて魚にしたと語
35 り継がれている。

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

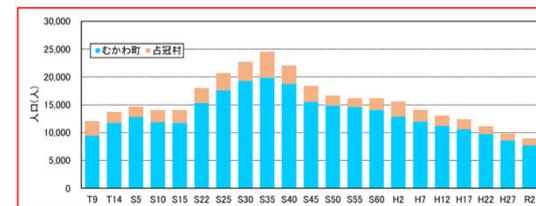
1 流域は北海道胆振東部のむかわ町、占冠村の1町1村からなり、人口は最も多かった昭和
2 35年(1960年)で約2万5千人に達したが、令和2年(2020年)には約9千人まで減少してい
3 る。

4 流域の土地利用は山林が約89%、農地が約6%、河川が約2%、市街地が約1%、その他が約
5 2%を占めており、昭和51年(1976年)以降、大きな変化はみられない。

表 1-2 流域にかかる1町1村の総人口

区 分	1町1村合計	むかわ町	占冠村
総人口	(人)	8,957	1,306

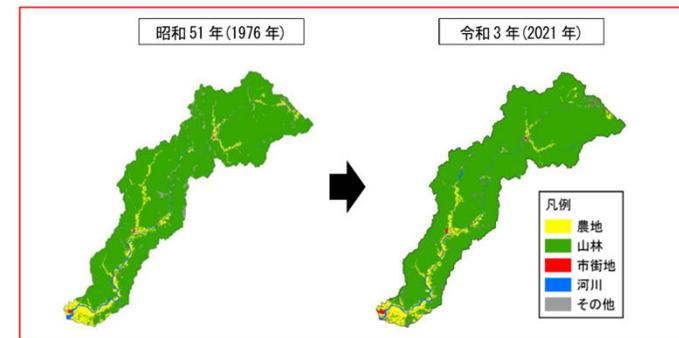
注1) 出典「令和2年(2020年)国勢調査結果」(総務省統計局)



注2) 出典：国勢調査

注3) むかわ町の人口についてH17年(2009年)までは鵜川町と穂別町の人口を合算しており、それ以降は合併後のむかわ町の人口を記載している。

図 1-5 鵜川流域内の自治体別人口の推移



注4) 出典(左図)：国土交通省 国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ、昭和51年(1976年)
注5) 出典(右図)：国土交通省 国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ、令和3年(2021年)

図 1-6 鵜川流域の土地利用の変遷

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

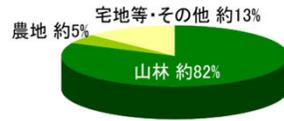
1.河川整備計画の目標に関する事項【1-1.流域及び河川の概要】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1 鵜川流域の平均年間降水量は上流部の占冠村で約 1,300mm、下流部のむかわ町で約
2 1,000mm であり、時期的には7月から9月に多い。南北に細長い形状を有する本流域は
3 標高差も大きいことから、上流部と下流部で気候が異なる。

4 流域は北海道いぶらぎとう胆振東部のむかわ町、占冠村の1町1村からなり、胆振東部における社会・
5 経済・文化の基盤をなしている。流域の土地利用は山林が約82%、水田や畑等の農地が約
6 5%、宅地等その他が約13%となっている。特に、中下流部は農耕地として明治初期からひ
7 らげ、水田、肉用牛の牧畜等が営まれるとともに、近年は「鵜川牛」、「穂別メロン」や
8 商標登録が認められた「鵜川シシャモ」等地域ブランド化への取り組みが活発に行われ
9 ているほか、花卉栽培は全国有数の産地となっている。

10 さらに、鵜川はシシャモやサケ等が遡上し、河口干潟はシギ・チドリ類のシベリアとオース
11 トラリア等を結ぶ中継地として利用される等、豊かな自然環境に恵まれている。



※データ：平成19年北海道市町村勢要覧

図 1-4 現在の地目別土地利用の割合(流域内町村計)



稲作(むかわ町)※



シシャモのすだれ干し

※写真出典:むかわ町勢要覧2006「ムッカベツ」

31 流域には古くからアイヌの人々が先住し、その伝統・文化は、民族伝承の歌や踊り
32 であるアイヌ古式舞踊や豊漁を祈願する儀式であるシシャモカムイノミ等として、今日
33 まで受け継がれている。また、シシャモの名前の由来は、アイヌ語の「スス・ハム」(柳
34 の葉)と言われており、アイヌの人々の間では、神が柳の葉に魂を入れて魚にしたと語
35 り継がれている。

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

1 特に、中下流部は農耕地として明治初期からひらげ、水田、肉用牛の牧畜等が営まれる
2 とともに、地域団体商標登録された「鵜川ししゃも」や「ほべつメロン」に加え、「むか
3 わ和牛」等の地域ブランド化への取組が活発に行われているほか、花卉の産地となっ
4 ている。また、近年では、降雪量が少なく日照時間が長い気候特性を活かして、春レタ
5 スの栽培が盛んになっており、平成18年(2006年)では、収穫量が北海道1位^(注1)となっ
6 ている。さらに、夏に冷涼な気候特性を活かし、ブロッコリーの栽培も拡大しており、
7 令和5年(2023年)の産出額が北海道1位^(注2)の生産地となっている。

8 鵜川は、シシャモやサケ等が遡上し、河口干潟はシギ・チドリ類のシベリアとオース
9 トラリア等を結ぶ中継地として利用される等、豊かな自然環境に恵まれている。近年、
10 シシャモ漁は不漁のため休漁しており、資源量回復を目指し、シシャモふ化場による人工
11 孵化放流が行われている。

注1) 農林水産省「令和5年 市町村別農業産出額(推計) 詳細品目別データ」
注2) 農林水産省「作物統計調査 作況調査(野菜) 確報 平成18年産野菜
生産出荷統計」, e-Stat (政府統計の総合窓口)



出典：むかわ町勢要覧2006「ムッカベツ」
写真 1-1 稲作(むかわ町)



写真 1-2 シシャモのすだれ干し



出典：むかわ町
写真 1-3 ほべつメロン



出典：むかわ町
写真 1-4 レタス

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-1.流域及び河川の概要】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1 流域には、JR 日高本線、JR 石勝線、国道 235 号、274 号、237 号の基幹交通施設に加え、
 2 北海道横断自動車道や日高自動車道が整備中である。また、流域の近郊には新千
 3 歳空港や特定重要港湾^{注)}である苫小牧港等があり、交通の要衝となっている。

注) 特定重要港湾：国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾、その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令により定められているもの(重要港湾)のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要で政令で定められているもの

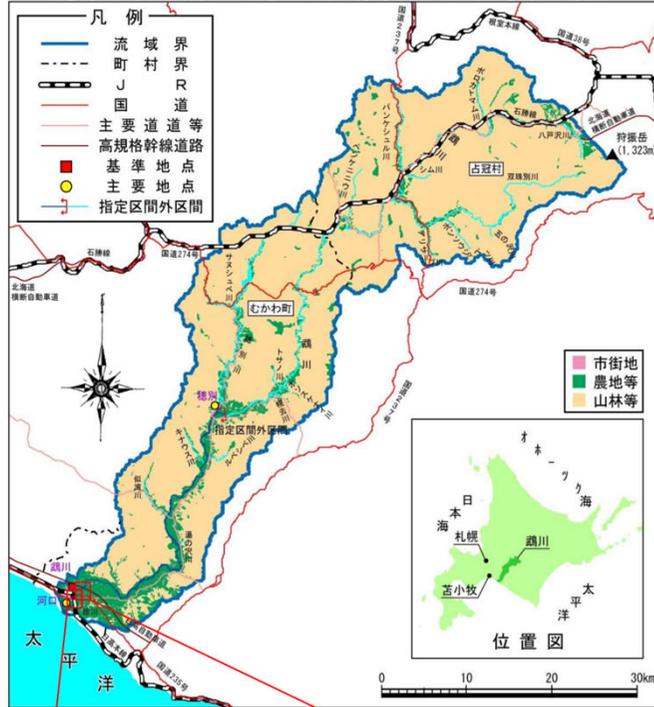


図 1-5 基幹交通施設設置位置図

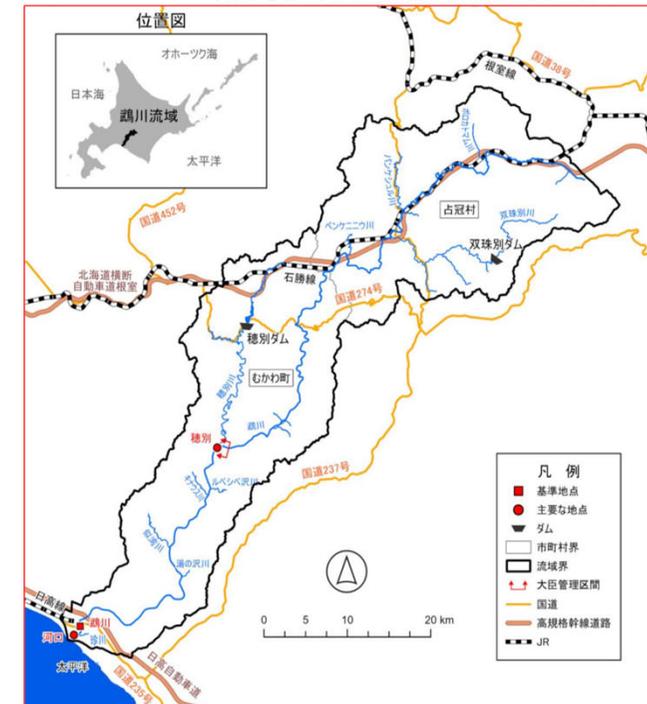
鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

1 産業の基盤となる幹線交通系統のうち陸上交通網は、国道235号、274号、237号の基
 2 幹交通施設があり、道内各地を結ぶ交通体系に貢献している。また、高規格幹線道路日
 3 高自動車道が流域内を横断しているほか、札幌と道東圏を結ぶ北海道横断自動車道が整
 4 備されている。

5 公共交通網は、令和3年(2021年)にJR日高本線鷓川～様似間が廃線となり、現在は道
 6 央圏と道東圏を結ぶJR石勝線が北海道の物資輸送や観光旅客輸送に大きな役割を果た
 7 している。

8 また、流域の近郊には新千歳空港や特定重要港湾^{注1)}である苫小牧港等があり、交通の
 9 要衝となっている。

注1) 特定重要港湾：国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点となる港湾、その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令により定められているもの(重要港湾)のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要で政令で定められているもの



注2) 国土数値情報(高速道路時系列・道路データ・河川・湖沼・海岸線・行政区域)(国土交通省)を加工して作成

図 1-7 基幹交通施設設置位置図

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1 1-2 河川整備の現状と課題

2 1-2-1 治水の現状と課題

3 (1) 治水事業の沿革

4 鵜川の流域一帯は肥沃で、農林業適地として明治初期から入植がはじまり、逐次原野
5 を切り開きながら農耕地を増大させていった。その後、大正11年8月の大洪水等出水
6 による大きな被害を受けたが、本格的な治水対策はとられていなかった。

7 昭和9年の旧河川法の一部改正により、鵜川は北海道知事の認定による準用河川とな
8 り、部分的な低水路工事を実施した。

9 昭和25年に計画高水流量を鵜川基準点で3,600m³/sとする計画を策定した上で、昭
10 和26年には直轄河川改修に着手し、河口から似湾川合流点までの区間について改修を
11 進めてきた。しかし昭和36年7月洪水、昭和37年8月洪水による大きな被害を受け、
12 昭和38年に新たに似湾川合流点から穂別市街部までの区間の改修に着手した。

13 昭和42年に一級河川に指定され、計画高水流量を鵜川基準点で3,600m³/sとする工
14 事実施基本計画を策定した。



15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28 護岸工事(昭和27年)



29
30
31 馬トロによる築堤盛土(豊城築堤)(昭和26年)

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

1 1-2 河川整備の現状と課題

2 1-2-1 治水の現状と課題

3 (1) 治水事業の沿革

4 鵜川の流域一帯は肥沃で、農林業適地として明治初期から入植がはじまり、逐次原野
5 を切り開きながら農耕地を増大させていった。その後、大正11年(1922年)8月の大洪
6 水等出水による大きな被害を受けたが、本格的な治水対策はとられていなかった。

7 昭和9年(1934年)の旧河川法の一部改正により、鵜川は北海道知事の認定による準
8 用河川となり、部分的な低水路工事を実施した。

9 昭和25年(1950年)に計画高水流量を基準地点鵜川で3,600m³/sとする計画を策定した
10 上で、昭和26年(1951年)には直轄河川改修に着手し、河口から似湾川合流点までの区
11 間について改修を進めてきた。しかし昭和36年(1961年)7月洪水、昭和37年(1962年)
12 8月洪水による大きな被害を受け、昭和38年(1963年)に新たに似湾川合流点から穂別
13 市街部までの区間の改修に着手した。

14 昭和42年(1967年)に一級河川に指定され、計画高水流量を基準地点鵜川で3,600m³/s
15 とする工事実施基本計画を策定した。



16
17
18 写真 1-5 護岸工事
(昭和27年(1952年))



写真 1-6 馬トロによる築堤盛土(豊城築堤)
(昭和26年(1951年))

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

平成9年の河川法改定に伴い、鵜川水系河川整備基本方針を平成19年11月に策定した。この基本方針では、昭和42年鵜川水系工事実施基本計画の流量を検証のうえ、基準地点鵜川においては基本高水のピーク流量を3,600 m^3/s とした。

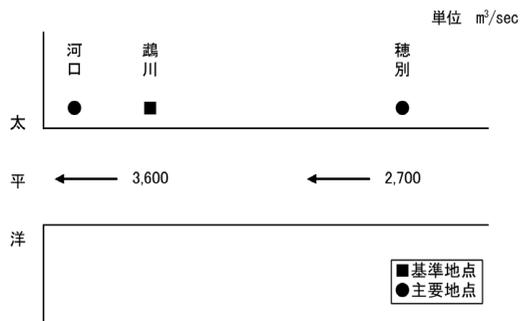


図 1-6 鵜川水系河川整備基本方針における計画高水流量配分図(単位: m^3/s)

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

平成19年(2007年)11月には、平成9年(1997年)の河川法改定に伴い、鵜川水系河川整備基本方針(以下、「前河川整備基本方針」という。)を策定した。前河川整備基本方針では、昭和42年(1967年)鵜川水系工事実施基本計画の流量を検証のうえ、基準地点鵜川においては基本高水のピーク流量を3,600 m^3/s とした。

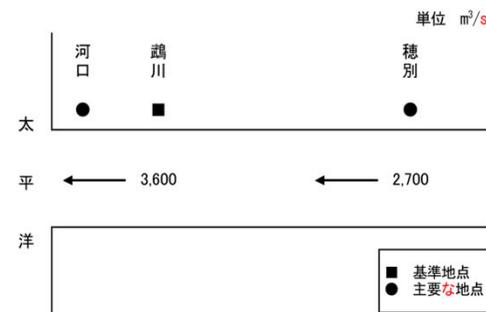


図 1-8 前河川整備基本方針(平成19年(2007年)11月)における鵜川計画高水流量配分図

平成21年(2009年)2月には、平成4年(1992年)8月洪水と同規模の洪水流量が発生しても安全に流下させることを目標として、河川整備の目標流量を基準地点鵜川で3,000 m^3/s とした鵜川水系河川整備計画(以下、「前河川整備計画」という。)を策定した。この計画に基づき、下流部の堤防整備を実施するとともに、流下能力の不足している箇所では河道掘削を実施している。

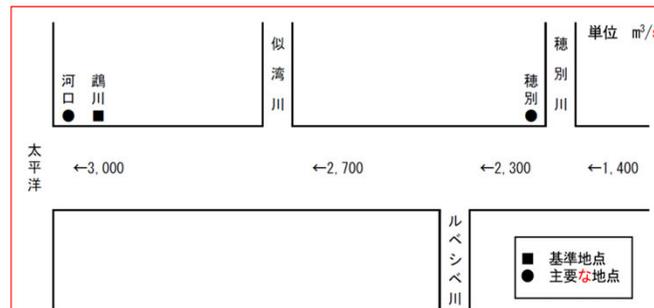


図 1-9 前河川整備計画(平成21年(2009年)2月)における河道への配分流量

鷓川水系河川整備計画〔変更〕（原案） 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

鷓川水系河川整備計画〔変更〕(原案)

1 令和6年(2024年)3月には、気候変動の影響を考慮し、河川整備基本方針を改定した。
 2 改定した河川整備基本方針では、気候変動による外力の増加に対応するため、IPCC第
 3 6次評価報告書に基づく2℃上昇シナリオによる降雨量変化倍率(1.15倍)を適用した気
 4 候変動予測情報による確率からの検討、アンサンブル予測降雨波形^{注)}を用いた検討、
 5 既往洪水を踏まえた検討などから総合的に判断し、基準地点鷓川における基本高水の
 6 ピーク流量を4,100 m^3/s とし、この全量を河道に配分することとして、計画高水流量を
 7 4,100 m^3/s とした。

注) アンサンブル予測降雨波形：気候変動を想定した気候予測アンサンブル実験により求めた予測降雨。

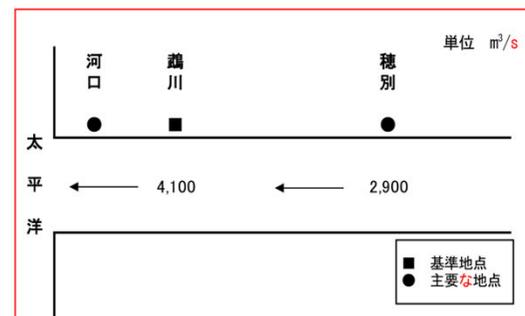


図 1-10 河川整備基本方針（令和6年（2024年）3月変更）における計画高水流量配分図

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1 (2) 洪水の概要

鷓川流域の主な洪水被害の概要を表1-1に示す。鷓川は蛇行が多く、はん濫により住民は毎年のように苦しめられてきた。戦前では大正11年8月の洪水被害が大きく、戦後では特に平成4年8月洪水が最大となった。また、平成4年8月、平成18年8月洪水のように計画高水位を超過する洪水が頻発している。

表 1-1 既往の主要洪水の概要

発生年月日	原因	雨量 ^{注1)} (mm)	鷓川地点 流量 (m ³ /s)	被害等 ^{注2)}
大正11年 8月24~25日	台風	83 (苫小牧)	3,600	胆振支庁管内、死者8人、行方不明2人、負傷者1人、家屋流失61戸、同浸水1,614戸、田浸水1,900ha、畑同3,464ha
昭和37年 8月4日	台風9号	163	1,694	鷓川町床上浸水39戸、床下浸水328戸、田被害7.0ha、畑被害1.5ha、穂別町死者1人、家屋半壊4戸、家屋流出4戸、床上浸水105戸、床下浸水113戸、田被害21.5ha、畑被害7.5ha、占冠村死者1人、行方不明2人、負傷者1人、家屋全壊8戸、家屋流出12戸、床上浸水230戸、床下浸水72戸、畑被害120.0ha
昭和56年 8月5日	前線 台風12号	164	1,562	鷓川町死者1人、家屋全壊1戸、床上浸水12戸、床下浸水77戸、田被害0.5ha、畑被害7.0ha、穂別町負傷者1人、床上浸水2戸、床下浸水6戸、田被害20.0ha、畑被害4.3ha
平成4年 8月7~9日	台風10号 低気圧	188	2,991	鷓川町床上浸水6戸、床下浸水39戸、田被害10.35ha、穂別町床上浸水16戸、床下浸水78戸、田被害93.29ha、畑被害5.01ha、占冠村床下浸水6戸
平成13年 9月11~13日	台風15号 前線	214	2,773	穂別町床上浸水1戸、床下浸水2戸
平成15年 8月8~10日	台風10号 前線	198	2,588	穂別町床上浸水2戸、畑被害15ha
平成18年 8月18~19日	前線	248	2,194	むかわ町床上浸水5戸、床下浸水68戸、田被害37.0ha、畑被害28.0ha

※昭和37年以降は鷓川地点ピーク流量1,500m³/s以上の洪水から選定。

注1)雨量は鷓川地点上流域での流域平均24時間雨量、ただし大正11年は日雨量しか存在しないため「鷓川沙流川治水史」に記載の1日雨量。

注2)大正11年の被害等は「鷓川沙流川治水史」による。昭和37年~平成4年、15年の被害等は「北海道災害記録」による。鷓川町と穂別町、占冠村の値、平成13年の被害等は「水害統計」による。平成18年の被害等は洪水報告書(室蘭開発建設部)による速報値。

※北海道災害記録による被害等は集計上、支川、内水被害等を含む。

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

1 (2) 洪水の概要

鷓川流域の主な洪水被害の概要を表1-3に示す。鷓川は蛇行が多く、**氾濫**により住民は毎年のように苦しめられてきた。

戦前では大正11年(1922年)8月の洪水被害が大きく、戦後では特に平成4年(1992年)8月洪水が最大となった。また、平成4年(1992年)8月、平成18年(2006年)8月洪水のように計画高水位を超過する洪水が頻発している。

近年では、平成28年(2016年)8月19日から23日にかけて、前線と台風の影響により大気の非常に不安定な状態が続き、広い範囲で長期間にわたる大雨となり、むかわ町では内水氾濫により家屋浸水等の被害が発生した。



図 1-11 実績浸水図

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(2) 洪水の概要

鷓川流域の主な洪水被害の概要を表1-1に示す。鷓川は蛇行が多く、はん濫により住民は毎年のように苦しめられてきた。戦前では大正11年8月の洪水被害が大きく、戦後では特に平成4年8月洪水が最大となった。また、平成4年8月、平成18年8月洪水のように計画高水位を超過する洪水が頻発している。

表1-1 既往の主要洪水の概要

発生日月	原因	雨量 ^{注1)} (mm)	鷓川地点 流量(m ³ /s)	被害等 ^{注2)}
大正11年 8月24~25日	台風	83 (苦小牧)	3,600	胆振支庁管内、死者8人、行方不明2人、負傷者1人、家屋流失61戸、同浸水1,614戸、田浸水1,900ha、畑同3,464ha
昭和37年 8月4日	台風9号	163	1,694	鷓川町床上浸水39戸、床下浸水328戸、田被害7.0ha、畑被害1.5ha、穂別町死者1人、家屋半壊4戸、家屋流出4戸、床上浸水105戸、床下浸水113戸、田被害21.5ha、畑被害7.5ha、占冠村死者1人、行方不明2人、負傷者1人、家屋全壊8戸、家屋流出12戸、床上浸水230戸、床下浸水72戸、畑被害120.0ha
昭和56年 8月5日	前線 台風12号	164	1,562	鷓川町死者1人、家屋全壊1戸、床上浸水12戸、床下浸水77戸、田被害0.5ha、畑被害7.0ha、穂別町負傷者1人、床上浸水2戸、床下浸水6戸、田被害20.0ha、畑被害4.3ha
平成4年 8月7~9日	台風10号 低気圧	188	2,991	鷓川町床上浸水6戸、床下浸水39戸、田被害10.35ha、穂別町床上浸水16戸、床下浸水78戸、田被害93.29ha、畑被害5.01ha、占冠村床下浸水6戸
平成13年 9月11~13日	台風15号 前線	214	2,773	穂別町床上浸水1戸、床下浸水2戸
平成15年 8月8~10日	台風10号 前線	198	2,588	穂別町床上浸水2戸、畑被害15ha
平成18年 8月18~19日	前線	248	2,194	むかわ町床上浸水5戸、床下浸水68戸、田被害37.0ha、畑被害28.0ha

※昭和37年以降は鷓川地点ピーク流量1,500m³/s以上の洪水から選定。

注1)雨量は鷓川地点上流域での流域平均24時間雨量、ただし大正11年は日雨量しか存在しないため「鷓川沙流川治水史」に記載の1日雨量。

注2)大正11年の被害等は「鷓川沙流川治水史」による。昭和37年~平成4年、15年の被害等は「北海道災害記録」による。鷓川町と穂別町、占冠村の値。平成13年の被害等は「水害統計」による。平成18年の被害等は洪水報告書(室蘭開発建設部)による速報値。

※北海道災害記録による被害等は集計上、支川、内水被害等を含む。

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

表1-3 既往の主要洪水の概要

発生日月	原因	雨量 (mm)	基準地点 鷓川流量 (m ³ /s)	被害等
明治31年(1898年) 9月6日	台風	不明	不明	胆振支庁の勇払・白老・幌別・室蘭の4郡に被害 鷓川 死者31人、流失家屋160戸
明治37年(1904年) 7月9~12日	台風 前線	不明	不明	道路冠水深0.9m
大正11年(1922年) 8月24~25日	台風	83 (苦小牧)	3,600	胆振支庁管内 死者8人、行方不明2人、負傷者1人、家屋流失61戸、 家屋浸水1,614戸、田浸水1,900ha、畑浸水3,464ha
昭和10年(1935年) 8月29~30日	台風	不明	不明	死者13人、流失家屋14戸、浸水家屋199戸
昭和30年(1955年) 7月3日	低気圧 前線	85 (日高)	不明	穂別町上和泉地区・鷓川町有明地区・米原地区一帯氾濫 穂別町 死者2人
昭和36年(1961年) 7月26日	前線	45 (鷓川)	1,034	鷓川町 床下浸水30戸 穂別町 死者2人、負傷者2人、家屋全壊1戸、家屋流出1戸、床上浸水2戸、床下浸水27戸、農地被害12.0ha 占冠村 死者1人、行方不明1人、床上浸水25戸、床下浸水80戸
昭和37年(1962年) 8月4日	台風9号	163	1,694	鷓川町 床上浸水39戸、床下浸水328戸、田被害7.0ha、畑被害1.5ha 穂別町 死者1人、家屋半壊4戸、家屋流出4戸、床上浸水105戸、 床下浸水113戸、田被害21.5ha、畑被害7.5ha 占冠村 死者1人、行方不明2人、負傷者1人、家屋全壊8戸、家屋流出12戸、床上浸水230戸、床下浸水72戸、畑被害120.0ha
昭和50年(1975年) 8月24日	台風6号 前線	129	1,929	鷓川町 床上浸水3戸、床下浸水22戸 穂別町 床上浸水12戸、床下浸水32戸 占冠村 床下浸水8戸
昭和56年(1981年) 8月5日	前線 台風12号	164	1,562	鷓川町 死者1人、家屋全壊1戸、床上浸水12戸、床下浸水77戸、 田被害0.5ha、畑被害7.0ha 穂別町 負傷者1人、床上浸水2戸、床下浸水6戸、田被害20.0ha、 畑被害4.3ha
平成4年(1992年) 8月7~9日	台風10号 低気圧	188	2,991	鷓川町 床上浸水6戸、床下浸水39戸、田被害10.35ha 穂別町 床上浸水16戸、床下浸水78戸、田被害93.29ha、畑被害5.01ha 占冠村 床下浸水6戸
平成10年(1998年) 8月28日	低気圧 前線	182	1,773	鷓川町 床下浸水1戸 穂別町 床下浸水9戸
平成13年(2001年) 9月11~13日	台風15号 前線	214	2,773	穂別町 床上浸水1戸、床下浸水2戸
平成15年(2003年) 8月8~10日	台風10号 前線	198	2,588	穂別町 床上浸水2戸、畑被害15ha
平成18年(2006年) 8月18~19日	前線	248	2,194	むかわ町 床上浸水5戸、床下浸水68戸、田被害37.0ha、畑被害28.0ha
平成28年(2016年) 8月22~23日	台風9号	130	2,478	むかわ町 一部損壊1戸、床下浸水5戸

注1) 選定基準は、昭和36年(1961年)までは「鷓川沙流川治水史」に記載の主要洪水、昭和37年(1962年)以降は基準地点鷓川ピーク流量1,500m³/s以上の洪水。

注2) 雨量について、昭和36年(1961年)以前は「鷓川沙流川治水史」に記載の1日雨量、昭和37年(1962年)以降は基準地点鷓川上流域での流域平均24時間雨量。

注3) 明治31年(1898年)~昭和30年(1955年)の被害等は「鷓川沙流川治水史」による。昭和36年(1961年)~平成10年(1998年)、平成15年(2003年)の被害等は「北海道災害記録」による。鷓川町と旧穂別町、占冠村の値。平成13年(2001年)の被害等は「水害統計」による。平成18年(2006年)の被害等は洪水報告書(室蘭開発建設部)による速報値。

注4) 北海道災害記録による被害等は集計上、支川、内水被害等を含む。

注5) 平成18年(2006年)に鷓川町と穂別町が合併し「むかわ町」となったが、表内は旧名のまま記載した。

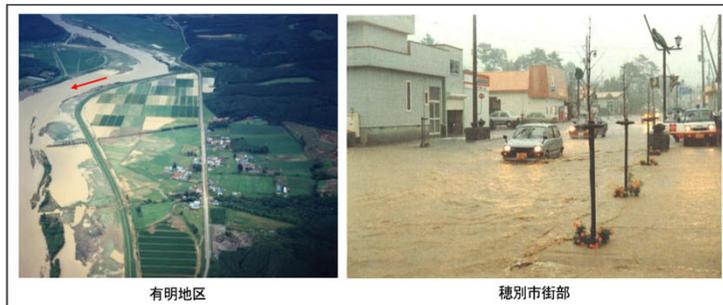
鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)



洪水被害状況写真(昭和37年8月)

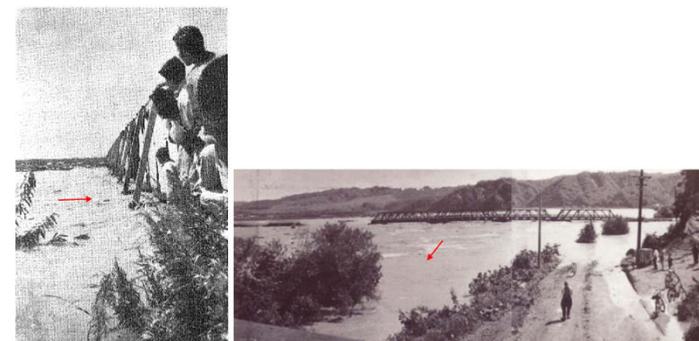


洪水被害状況写真(平成4年8月)



洪水被害状況写真(平成13年9月)

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)



出典：鷓川沙流川治水史
写真 1-7 春日橋 (昭和37年(1962年)8月洪水)
出典：鷓川沙流川治水史
写真 1-8 生竜橋(現旭生橋) (昭和37年(1962年)8月洪水)



出典：北海道開発局
写真 1-9 有明地区 (平成4年(1992年)8月洪水)
出典：鷓川沙流川治水史
写真 1-10 穂別市街部 (平成4年(1992年)8月洪水)



出典：北海道開発局
写真 1-11 道道米原田浦線 (平成13年(2001年)9月洪水)
出典：北海道開発局
写真 1-12 たんぼぼ公園付近 (平成13年(2001年)9月洪水)

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)



鷓川河口 主要道穂別鷓川線



町道穂別豊田線

洪水被害状況写真(平成15年8月)



むかわ町大原 むかわ町市街部

洪水被害状況写真(平成18年8月)

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)



写真 1-13 鷓川河口
(平成15年(2003年)8月洪水)

写真 1-14 主要道穂別鷓川線
(平成15年(2003年)8月洪水)



写真 1-15 町道穂別豊田線 (平成15年(2003年)8月洪水)



写真 1-16 むかわ町大原
(平成18年(2006年)8月洪水)

写真 1-17 むかわ町市街部
(平成18年(2006年)8月洪水)

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)



出典：北海道開発局
写真 1-18 汐見樋門
(平成28年(2016年)8月洪水)



出典：北海道開発局
写真 1-19 鷓川 (KP3.0付近)
(平成28年(2016年)8月洪水)

1

鵜川水系河川整備計画〔変更〕（原案） 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鵜川水系河川整備計画（平成21年2月策定）

現整備計画に記載無し
【水防災意識社会の再構築の取組】

鵜川水系河川整備計画〔変更〕（原案）

1 (3) 近年の豪雨災害への取組

2 1) 水防災意識社会の再構築の取組

3 国土交通省では、平成27年（2015年）9月関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決壊で、
4 避難の遅れによる多数の孤立者が発生したことを受け、河川管理者をはじめとする行政
5 や住民等の各主体が「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず
6 発生するもの」と意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を
7 再構築するため、平成27年（2015年）12月に「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定
8 し、その取組を進めてきた。

9 平成28年（2016年）8月には北海道や東北地方を相次いで台風が襲い、東北地方の県
10 管理河川の氾濫被害では要配慮者利用施設において避難の遅れによる犠牲者を出すな
11 ど、甚大な被害が発生したことなどを踏まえ、平成29年（2017年）5月に水防法等を改
12 正した。水防法の改正を受け、防災・減災に向けた目標の共有や対策の推進に取り組む
13 ための、河川管理者・都道府県・市町村等で構成される協議会制度を法定化等すると
14 もに、同年6月には概ね5年間で実施する各種取組の方向性や進め方等を『水防災意識
15 社会』の再構築に向けた緊急行動計画』としてとりまとめ、都道府県が管理する中小河
16 川も含めた全国の河川における「水防災意識社会」を再構築する取組を加速させた。

17 鵜川水系では、沿川の町村と室蘭開発建設部、北海道胆振総合振興局及び日高振興局
18 などの構成機関が、「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、平成28年（2016年）5
19 月に「鵜川・沙流川減災対策協議会」を設置した。

20 鵜川・沙流川減災対策協議会では、平成28年（2016年）8月洪水を踏まえ、概ね5か年の
21 防災・減災対策の目標を「鵜川水系で想定される最大規模の洪水に対して『主体的な避
22 難行動の促進』、『社会経済被害の最小化』とし、各構成機関が実施する取組方針をど
23 りまとめた。ハード対策としては河道掘削等の事前防災対策や避難時間を確保するため
24 の天端保護等の危機管理対策を実施しているほか、ソフト対策として排水作業準備計画
25 の作成、水防団や住民が参加する洪水に対してリスクの高い箇所共同点検等を行い、
26 ハード・ソフト両面での対策を実施している。

27 特にむかわ町では、想定最大規模の洪水を想定して資機材の配置・搬入経路・排水ル
28 ート等を考慮し排水作業準備計画を作成した。また、令和元年（2019年）5月に完成し
29 た「鵜川むかわ町水害タイムライン試行版」を活用した防災訓練を実施している。さら
30 に、流域内外の密接な連携及び水防技術の向上を図るために「鵜川・沙流川合同総合水
31 防演習」や「北海道地区水防技術講習会」を実施している。
32

鵜川水系河川整備計画〔変更〕（原案） 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

現整備計画に記載無し
【流域治水への取組】

鵜川水系河川整備計画〔変更〕(原案)

1 2) 流域治水への取組
2 平成30年(2018年)7月豪雨や令和元年(2019年)東日本台風等では、長時間にわたる
3 大雨による水害・土砂災害の複合的な災害や、社会経済活動に影響を及ぼす被害が西日
4 本、東日本で広域的に発生した。
5 これらの背景を踏まえ、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、令和2年(2020
6 年)5月に鵜川水系治水協定が締結され、流域内にある2基の既設ダムの有効貯水容量を
7 洪水調節に最大限活用すべく、施設管理者等の協力の下、事前放流を継続・推進を図る
8 ため、令和3年(2021年)9月に河川法第51条の2に基づく「鵜川・沙流川水系ダム洪水調
9 節機能協議会」を設立し、取組を推進している。
10 こうした中、令和2年(2020年)7月には、社会資本整備審議会の答申において、「気候
11 変動を踏まえた水災害対策のあり方～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な『流
12 域治水』への転換～」がとりまとめられた。この答申では、近年の水災害による甚大な
13 被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備え
14 る「水防災意識社会」の再構築を一步進め、気候変動による影響や社会の変化等を踏ま
15 え、流域全員が協働して流域全体で行う持続可能な「流域治水」へ転換するべきであり、
16 防災・減災が主流となる社会を目指すことが示された。
17 なお、治水計画の見直しにあたっては、「パリ協定」で定められた目標に向け、温室効
18 果ガスの排出抑制対策が進められていることを考慮して、2℃上昇シナリオにおける平
19 均的な外力の値を用いること、また4℃上昇相当のシナリオについても減災対策を行う
20 ためのリスク評価、施設の耐用年数を踏まえた設計外力の設定等に適用する事が併せて
21 示された。
22 令和2年(2020年)9月には、「流域治水への転換」と「事前防災対策の加速」に向け、鵜
23 川流域及び沙流川流域の関係者による「鵜川・沙流川流域治水協議会」を設立した。こ
24 の協議会では、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」「被害対象を減少させるた
25 めの対策」「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」として、河川整備のさらなる推
26 進に加え、森林整備や農業排水路等の整備や浸水対策を考えたまちづくり等の流域のあ
27 らゆる関係者による取組を推進する鵜川・沙流川水系流域治水プロジェクトを令和3年
28 (2021年)3月に策定・公表した。
29 また、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨
30 による降水量等が増大することが予測されており、国土交通省が設置した気候変動を踏
31 まえた治水計画に係る技術検討会から示された「気候変動を踏まえた治水計画のあり方
32 提言(令和元年(2019年)10月策定、令和3年(2021年)4月改訂)」では、産業革命以前と
33 比べて気温が2℃上昇した場合、降雨量が約1.1倍、河川の流量が約1.2倍、洪水の発生
34 頻度が約2倍になると試算されている。このため、気候変動の影響により河川流量が増
35 加した場合においても目標とする治水安全度を確保するため、河川区域、集水域及び氾
36 濫域での新たな対策を追加した「鵜川・沙流川水系流域治水プロジェクト2.0」を令和6
37 年(2024年)4月に変更・公表した。
38

鵜川水系河川整備計画〔変更〕（原案） 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鵜川水系河川整備計画（平成21年2月策定）

現整備計画に記載無し
【気候変動の影響とその課題】

鵜川水系河川整備計画〔変更〕（原案）

1 (4) 気候変動の影響とその課題

2 1) 気候変動に対する全国的な動向

3 IPCC第6次報告書では、平成23年（2011年）～令和2年（2020年）の世界の平均気温は、
4 工業化以前（嘉永3年（1850年）～明治33年（1900年））と比べ1.09℃高く、地球温暖化
5 の進行に伴い、大雨はほとんどの地域でより強く、より頻繁になる可能性が非常に高い
6 ことが示されている。

7 近年、線状降水帯の発生等により、平成27年（2015年）9月関東・東北豪雨、平成28年
8 （2016年）北海道豪雨、平成29年（2017年）7月九州北部豪雨、平成30年（2018年）7月
9 豪雨、令和元年（2019年）東日本台風、令和2年（2020年）7月豪雨等、全国各地で豪雨
10 等による水害や土砂災害が頻発し、甚大な被害が毎年のように発生している。平成30年
11 （2018年）7月豪雨では、気象庁が「地球温暖化による気温の長期的な上昇傾向とともに
12 に大気中の水蒸気量も長期的に増加傾向であることが寄与していたと考えられる」と個別
13 別災害について初めて地球温暖化の影響に言及するなど、地球温暖化に伴う気候変動が
14 既に顕在化している現状にある。

15 令和元年（2019年）10月には、気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会におい
16 て「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」がとりまとめられた。この中では、気候変
17 動に伴う将来の降雨量変化倍率は北海道地方が最大であるとされており、気候変動への
18 対応は喫緊の課題である。

19 2) 北海道における気候変動の影響と対応

20 平成28年（2016年）10月に国土交通省北海道開発局と北海道が共同で立ち上げた「平
21 成28年（2016年）8月北海道大雨激甚災害を踏まえた水防災対策検討委員会」では、「気
22 候変動の影響による水害の激甚化の予測と懸念が現実になったと認識すべき」としたう
23 えて、「我が国においても気候変動の影響が特に大きいと予測される北海道が、先導的
24 に気候変動の適応策に取り組むべきであり、気候変動による将来の影響を科学的に予測
25 し、具体的なリスク評価をもとに治水対策を講じるべき」とされた。

26 平成29年（2017年）には「北海道地方における気候変動予測（水分野）技術検討委員
27 会」を開催し、気候予測アンサンブルデータ^注を導入することにより、これまでの気候
28 及び今後の気候変動に伴う気象現象の変化を確率的に評価した。

29 令和元年（2019年）には、「北海道地方における気候変動を踏まえた治水対策技術検
30 討会」を開催し、平成28年（2016年）に甚大な被害が発生した十勝川流域、常呂川流域
31 を対象に、気候予測アンサンブルデータにより詳細なリスク評価や適応策の検討を行い、
32 令和2年（2020年）5月に中間とりまとめを行った。

33 注）気候予測アンサンブルデータ：文部科学省・気候変動リスク情報創生プログラム及び海洋研究開発
34 機構・地球シミュレータ特別推進課題において作成された地球温暖
35 化対策に資するアンサンブル気候予測データベースにおける過去実
36 験、将来実験（4℃上昇実験、2℃上昇実験）の総称（dHPDF）。
37

鵜川水系河川整備計画〔変更〕（原案） 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

鵜川水系河川整備計画〔変更〕(原案)

現整備計画に記載無し
【気候変動のリスク】

1 令和5年(2023年)には、「北海道地方における流域治水のあり方検討会」を開催し、
2 気候変動に伴う水害リスクや生産空間^{注1)}等を踏まえた流域治水の考え方を令和7年
3 (2025年)4月にとりまとめた。

注1) 生産空間：北海道の強みである農林水産業や観光といった戦略産業を支える
生産の場であり、生産のみならず、観光その他の多面的・公益的
機能を提供する。

3) 鵜川流域における気候変動のリスク

4 令和7年(2025年)4月にとりまとめを参考に、気候予測アンサンブルデータを用いて、
5 鵜川流域における気候変動によるリスク評価を行い、以下のリスクや適応策についてと
6 りまとめた。

7
8
9
10
11
12 • 気温が2℃上昇すると基準地点鵜川の流域平均雨量(年超過確率1/100)は約1.18
13 倍、4℃上昇では約1.24倍に増大する^{注2)}。

14 • 氾濫シミュレーションでは、浸水面積が増加、さらに浸水深や浸水頻度も増大する
15 傾向にあり、現在ある役場や病院等の地域にとって重要な施設のほか、生産空間で
16 ある農業地帯の水害リスクが増大するおそれがある。

17 • 鵜川流域における水害リスクの特徴として、想定被害額がむかわ町市街エリアに
18 集中していることが挙げられる。また、浸水時には、産業流通及び生活交通の重要
19 な役割を果たすJR日高本線及び国道235号が被災し、それに伴う経済的被害が想定
20 される。

21 • これら水害リスクに対しては、ハード対策・ソフト対策を総動員するとともに、水
22 害リスクマップ等を用いた水害リスクの理解と対策の検討に向けた流域の多様な
23 関係者によるリスクコミュニケーションが重要であり、社会全体で被害軽減を図
24 っていく必要がある。

注2) 北海道の降雨変化量について、2℃上昇時は約1.15倍であるが、これは一級水系の治水計画
25 の目標とする規模(1/100~1/200)の降雨量の変化倍率の平均値である。鵜川に着目すると
26 1.18倍となる。
27
28

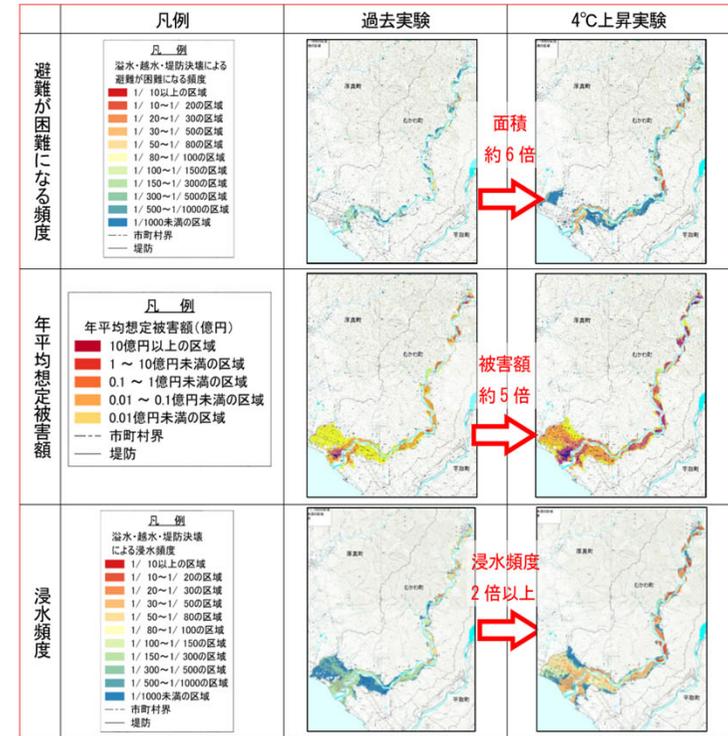
鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

現整備計画に記載無し
【気候変動のリスク】



1
2
3
4
5
6
7
8
9

注1) 浸水深が深く、水位上昇や氾濫流の流速も速く避難が困難になると想定されることから、これらの領域にあたる可能性のある地域を避難困難地域と定義した。

注2) 北海道管理区間の氾濫や内水氾濫は考慮されていない。

注3) 想定被害額は、「治水経済調査マニュアル(案)」(令和2年(2020年)4月)において、被害率や被害単価が明示されている被害項目のみを集計している。

注4) 浸水頻度は浸水深0.0m以上となる頻度を示す。

図 1-12 鵜川流域における気候変動によるリスクの増大

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(3) 地震・津波の概要

鷗川流域では、過去に昭和27年3月及び昭和43年5月に十勝沖地震による被害が発生しているほか、近年では平成5年1月釧路沖地震、平成6年10月北海道東方沖地震及び平成15年9月十勝沖地震による被害が発生している。平成18年には、むかわ町が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されている。

表 1-2 鷗川流域の主な地震の概要

発生年月日	地震名等	主な市町村の震度 ^(注1)	M (マグニチュード)	地震被害等
1952年 (昭和27年) 3月4日	十勝沖地震	【震度5】 浦河町ほか	8.2	重軽傷10名 住宅被害等148棟 ^(注2)
1968年 (昭和43年) 5月16日	十勝沖地震	【震度5】 苫小牧市ほか	7.9	重傷2名、軽傷8名 住宅被害等47棟 ^(注3)
1993年 (平成5年) 1月15日	釧路沖地震	【震度6】 釧路市	7.5	軽傷1名 ^(注2)
1994年 (平成6年) 10月4日	北海道東方沖地震	【震度6】 釧路市ほか	8.2	—
2003年 (平成15年) 9月26日	十勝沖地震	【震度6弱】 新冠町ほか	8.0	重傷2名、軽傷9名 住宅被害等7棟 ^(注2)

※発生日時、震源、震度、マグニチュードは、気象庁ウェブサイト「震度データベース検索」による

注1) 鷗川流域内においては観測の記録なし

注2) 出典：1968年十勝沖地震調査報告(1968年十勝沖地震調査委員会、1969.3)

注3) 出典：災害記録(北海道)

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

(5) 地震・津波の概要

北海道太平洋沿岸は地震多発地帯であり、昭和27年(1952年)3月及び昭和43年(1968年)5月に十勝沖地震が発生しているほか、近年では平成5年(1993年)1月に釧路沖地震、平成6年(1994年)10月に北海道東方沖地震、平成15年(2003年)9月に十勝沖地震が発生しており、平成23年(2011年)3月東北地方太平洋沖地震では津波の河川遡上が確認されている。また、平成30年(2018年)9月北海道胆振東部地震では堤防の沈下や亀裂による被害が発生した。

平成17年(2005年)9月には、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、平成18年(2006年)にはむかわ町が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されている。その後、令和4年(2022年)には、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が改正され、むかわ町が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域に指定された。さらに、むかわ町では令和5年(2023年)より、発災後の迅速かつ着実な復興に向けたまちづくりを進めるため、道内で初めて「むかわ町事前復興計画」を令和7年3月に策定し、防災対策先導のまちづくりに取り組んでいる。なお、令和3年(2021年)7月には、北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会において、太平洋沿岸における最大クラスの津波による浸水想定が公表されている。

表 1-4 鷗川流域の主な地震の概要

発生年月日	地震名等	主な市町村の震度	M (マグニチュード)	地震被害等
昭和27年(1952年)3月4日	十勝沖地震	【震度5】 浦河町ほか	8.2	重軽傷10名 住宅被害等148棟 ^(注2)
昭和43年(1968年)5月16日	十勝沖地震	【震度5】 苫小牧市ほか	7.9	重傷2名、軽傷8名 住宅被害等47棟 ^(注3)
平成5年(1993年)1月15日	釧路沖地震	【震度6】 釧路市	7.5	軽傷1名 ^(注2)
平成6年(1994年)10月4日	北海道東方沖地震	【震度6】 釧路市ほか	8.2	—
平成15年(2003年)9月26日	十勝沖地震	【震度6弱】 新冠町ほか	8.0	重傷2名、軽傷9名 住宅被害等7棟 ^(注2)
平成23年(2011年)3月11日	東北地方太平洋沖地震	【震度4】 平取町ほか	9.0	漁池 ^(注3)
平成30年(2018年)9月6日	北海道胆振東部地震	【震度7】 厚真町ほか	6.7	死者1名、重傷27名、軽傷250名、 住宅被害等3486棟 ^(注4)

注1) 発生日時、震源、震度、マグニチュードは、気象庁ウェブサイト「震度データベース検索」による

注2) 出典：1968年十勝沖地震調査報告(1968年十勝沖地震調査委員会、1969.3)

注3) 出典：災害記録(北海道)

注4) 出典：災害復旧記録誌_第3部(北海道胆振東部地震公土土施設災害復旧事業報告会)

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

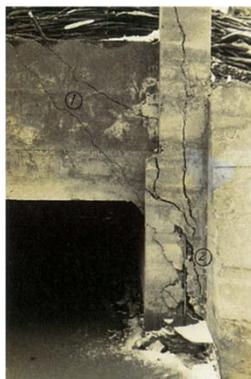
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28



豊城築堤の亀裂



豊城築堤 堤防のすべり破壊



豊城樋門の亀裂

昭和27年十勝沖地震



豊城地区堤防天端の亀裂

昭和43年十勝沖地震

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)



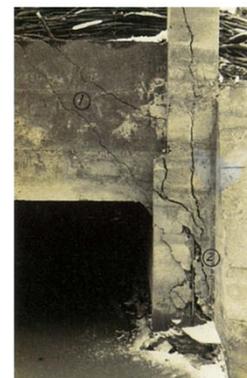
出典：鷓川沙流川治水史

写真 1-20 豊城築堤の亀裂
(昭和27年(1952年)十勝沖地震)



出典：鷓川沙流川治水史

写真 1-21 豊城築堤 堤防のすべり破壊
(昭和43年(1968年)十勝沖地震)



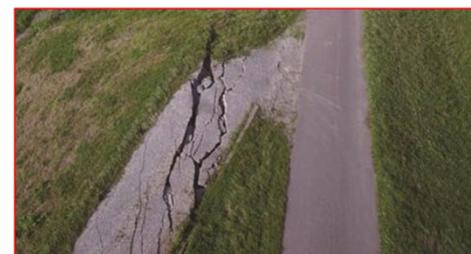
出典：鷓川沙流川治水史

写真 1-22 豊城樋門の亀裂
(昭和27年(1952年)十勝沖地震)



出典：鷓川沙流川治水史

写真 1-23 豊城地区堤防天端の亀裂
(昭和43年(1968年)十勝沖地震)



出典：北海道開発局

写真 1-24 河口左岸築堤の亀裂
(平成30年(2018年)北海道胆振東部地震)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

鷓川水系河川整備計画〔変更〕（原案） 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

現整備計画に記載無し
【総合的な土砂管理】

鷓川水系河川整備計画〔変更〕(原案)

1 (6) 総合的な土砂管理
 2 山地領域は、昭和37年(1962年)における記録的な豪雨を受け、上流域で砂防堰堤の
 3 整備等の砂防事業が集中的に実施され、現在は谷止工等の治山事業、森林整備等を引き
 4 続き実施中である。なお、鷓川流域の上・中流部には神居古潭帯が分布しており、その
 5 中に含まれる蛇紋岩は地すべりや斜面崩壊に対して脆弱な特性を有する。このような地
 6 質特性を踏まえ、降雨時や地震時における山地崩壊による土砂流出が河道への土砂供
 7 給に与える影響について、継続的なモニタリングが必要である。
 8 ダム領域は、流域内に存在する2基の利水ダム(双珠別ダム、穂別ダム)で堆砂が進行
 9 している。そのため、双珠別ダムでは定期的に浚渫を実施しており、穂別ダムでは対策
 10 に向けた調査・検討を進めている。
 11 河川領域は、砂利採取の行われていた昭和40年(1965年)代から平成10年(1998年)
 12 までは河床が低下傾向であった。その後、平成10年(1998年)に砂利採取が規制されて
 13 以降、全川で大きな侵食・堆積の傾向はみられないが、平成28年(2016年)8月の洪水に
 14 より、一部区間で再堆積が確認されている。また、シシャモの主な産卵床区間では、河
 15 床材料に経年的な変化は見られないものの、漁獲量は減少している。このため、下流域
 16 の産卵床における河床材料の変化について、今後も継続的に把握する必要がある。
 17 海岸領域は、昭和50年(1975年)代に最も汀線の後退が生じた。その後、汀線は後退し
 18 たままその回復はみられず、近年は海底部の侵食もみられる。平成12年度(2000年度)
 19 から鷓川河口自然再生事業(水制工の設置、サンドパイパス(北海道が実施)、人工干
 20 潟の造成)に着手し、平成21年度(2009年度)に事業が完了した結果、干潟の回復に伴
 21 い、シギ・チドリ類(渡り鳥)の観察種類数も増加した。また、河口部では、砂州の堆
 22 積や河道閉塞は生じていない。



図 1-13 総合土砂管理における領域区分図

鷓川水系河川整備計画〔変更〕（原案） 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(4) 治水上の課題

これまで鷓川では、築堤、河道掘削、護岸等の整備を実施してきたが、未だ整備途上である。鷓川流域において甚大な被害をもたらした戦後最大規模の洪水である平成4年8月洪水により発生する洪水流量に対して、安全に流下するための河道断面が不足している。

シヤマモヤサケ等が遡上・産卵し、また、ヤナギ類の群落を中心とした河畔林が連続するなど豊かな自然環境を有していることから、これらの良好な環境に配慮しながら治水対策を実施していく必要がある。

堤防については、堤防延長や堤防断面の確保といった量的整備を進めてきたが、堤防断面が不足している箇所や堤防未整備の箇所がある。

長い歴史の中で嵩上げや拡幅を繰り返してきた土木構造物である堤防は、内部構造が複雑かつ不均質であることから、浸透に対する詳細点検を行うとともに質的整備による安全性の確保を図る必要がある。

河岸が堤防に接近している箇所では、洪水による河岸侵食・洗掘により堤防の安全性が損なわれるおそれがある。そのため、現象の十分な把握を目的とした監視、調査を継続的に実施し、その結果を踏まえ対策を行う必要がある。

河口から穂別地区にかかる区間では、全川にわたって内水被害を生じやすいため、効率的な内水排除のための対策が必要である。

河川管理施設は老朽化の進行及び破損等により、機能障害に陥ることがないように、効率的・効果的な点検・整備及び更新を行い、長期にわたり最大限の機能を発揮させる必要がある。

さらに、治水施設の整備にあたっては長期間を要すること、また、その間に計画規模を上回る洪水が発生する可能性もあることから、その被害軽減のため、危機管理上の対策についても充実を図る必要がある。

また、北海道の太平洋沿岸は地震多発地帯であり、むかわ町は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されており、防災等関係機関と連携を図りながら、河川構造物の耐震性能の確保、情報伝達体制等について調査検討を進め、必要な対策を実施していく必要がある。



ポンプ排水状況(穂別1号樋門、平成15年8月洪水)

鷓川水系河川整備計画〔変更〕(原案)

(7) 治水上の課題

鷓川流域は、地形的な特徴として山地に挟まれた地形であることから、平成4年(1992年)8月や平成18年(2006年)8月に発生した規模の洪水では鷓川全域でほぼ同時に短時間での急激な水位上昇が確認された。

上流部では、占冠村市街が山に囲まれた盆地に位置することに加え、山間から流入する中小河川により、市街地、低平地の田畑などが広範囲に浸水するおそれがある。中流部では、山間部の狭隘な河岸段丘上の生産空間の大半が浸水し、むかわ町市街地と穂別市街地の上下流を結ぶ道路が浸水や土砂崩れで通行止めになり、各居住地区が分断・孤立するおそれがある。下流部のむかわ町市街地では、氾濫流が住宅等の集積する市街部に流れ込み、浸水深が早期に避難困難な水深に達するおそれがある。このことから、住民の災害拠点病院への搬送や市街部への避難が困難になるとともに、近傍で利用可能な避難施設が限定されるほか、各避難施設への水平避難を妨げるおそれがある。

これまで鷓川では、堤防、護岸等の整備や河道掘削を実施してきたが、未だ整備途上である。鷓川流域において甚大な被害をもたらした戦後最大規模の洪水である平成4年(1992年)8月洪水により発生する洪水流量に対して、安全に流下するための河道断面が不足している区間があることに加え、気候変動に伴う降雨量増加により浸水被害や孤立化、避難困難といったリスクが増大するおそれがある。

河道の掘削にあたっては、シヤマモヤサケ等が遡上・産卵し、また、ヤナギ類の群落を中心とした河畔林が連続するなど豊かな自然環境を有していることから、これらの良好な環境に保全・創出しながら治水対策を実施していく必要がある。

河川堤防については、背後地の状況も踏まえ、堤防整備を進めてきたが、堤防断面が不足している箇所や堤防未完成の箇所がある。長い歴史の中で嵩上げや拡幅を繰り返してきた土木構造物である堤防は、内部構造が複雑かつ不均質であることから、堤防の安全性に留意する必要がある。そのため、堤防が完成している箇所においても安全性の点検を行い、機能の維持及び安全性の確保を図り、必要に応じて堤防強化対策を実施していく必要がある。また、河岸が堤防に接近している箇所では、洪水により河岸侵食・洗掘が発生し堤防の安全性が損なわれた区間に、必要に応じて河岸保護等の対策を図る必要がある。

内水氾濫は、排水先河川の水位上昇のほか、流入河川や各種雨水排水路等の施設能力を越える降雨等、様々な要因により発生することから、これまでも関係機関と連携しつつ内水対策を講じてきた。しかし、中下流の低平地では、洪水時に鷓川の水位が高くなることで内水被害が生じている地域があるほか、中流の穂別市街地等においても局地的大雨等に伴い内水被害が生じている地域があるため、効率的な内水排除のための対策が必要である。

河川管理施設は老朽化の進行及び破損等により、機能障害に陥ることがないように、効率的・効果的な点検・整備及び更新を行い、長期にわたり最大限の機能を発揮させる必要がある。

鵜川水系河川整備計画〔変更〕（原案） 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

鵜川水系河川整備計画〔変更〕(原案)

1 治水施設の整備にあたっては長期間を要すること、また、その間に計画規模を上回る
2 洪水が発生する可能性もあることから、その被害軽減のため、危機管理上の対策につい
3 ても充実を図る必要がある。

4 鵜川流域を含む北海道太平洋沿岸は地震多発地帯であり、平成23年(2011年)東北地
5 方太平洋沖地震では津波の河川遡上が確認されているほか、令和4年(2022年)には、
6 むかわ町が日本海溝・千島海溝地震防災対策特別強化地域に指定されている。むかわ町
7 では、令和5年(2023年)より発災後の迅速かつ着実な復興に向けたまちづくりを進め
8 るため、道内で初めての試みとなる「事前復興計画」の策定に取り組んでいることを踏
9 まえ、今後、関係機関と連携を図りながら必要な対策について調査検討を進めるとも
10 に、必要に応じて対策を実施する。

11 太平洋に注ぐ鵜川の河口及び汀線は、河川の砂利採取による土砂供給の減少に加え、
12 卓越波方向への漁港の建設により沿岸漂砂が遮断されるなどし、汀線が後退している。
13 その結果、高波による被害が発生するおそれがあることから、引き続き調査検討を進め、
14 必要な対策を実施していく必要がある。

15 また、地球温暖化による降水量の増大や海面上昇等は、今後の洪水や水利用に大きな
16 影響を及ぼすおそれがある。

17 今後、鵜川流域の水害リスクの特徴を踏まえ、流域のあらゆる関係者で水災害対策を
18 推進することが必要であり、河川整備にあたっては、引き続き河川特性、地域の実情
19 等を勘案し、本支川・上下流バランスやリスクバランス等にも配慮した河川整備を推進
20 するとともに、新技術やコスト削減にも取り組むなど、効率的かつ効果的に進める必要
21 がある。



写真 1-25 ポンプ排水状況(穂別1号樋門、平成15年(2003年)8月洪水)

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1-2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題

(1) 現況の流況と水利利用

鷓川の流況は、3月下旬から5月にかけての融雪期に流量が豊富であり、8月から9月にかけて出水により流量が増加するが、降雪期である12月から翌年3月までは流量が少なく変動は小さい。

また、鷓川地点では、1/10 洪水流量^{注1)}を流域面積 100km²あたりの流量で見ると、0.33m³/s(昭和61年～平成17年の20カ年)となっている。

注) 1/10 洪水流量とは、既往の水文資料から抽出した10カ年の第1位相当の洪水流量であって、観測期間が最近30年間の場合は年々の洪水流量の下から3位、20年間の場合は下から2位、または10年間の場合は最小のもの

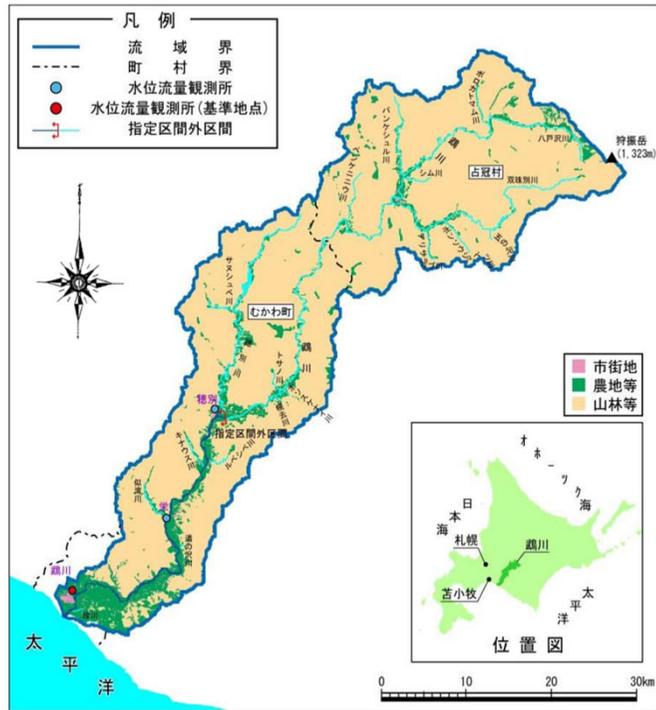


図 1-7 基準地点位置図

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

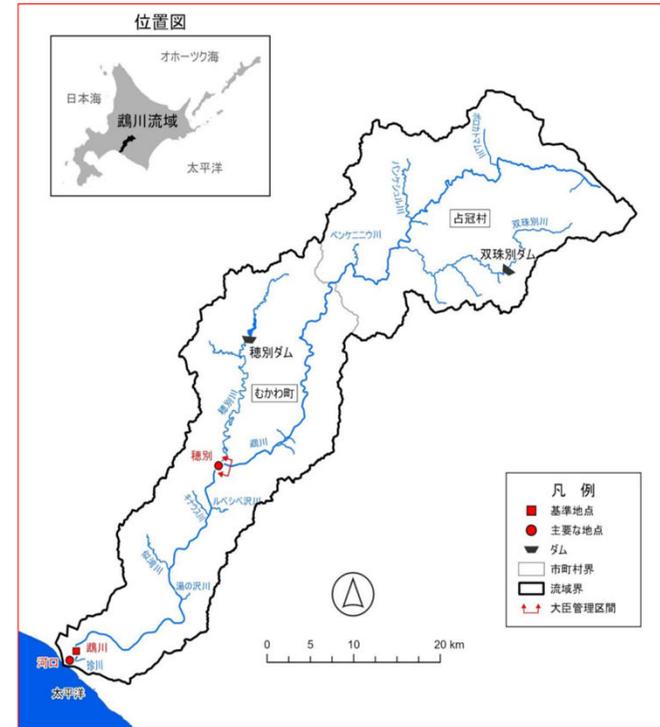
1-2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題

(1) 現況の流況と水利利用

鷓川の流況は、3月下旬から5月にかけての融雪期に流量が豊富であり、7月から9月にかけて出水により流量が増加するが、降雪期である12月から翌年3月までは流量が少なく変動は小さい。

また、基準地点鷓川では、1/10洪水流量^{注1)}を集水面積100km²あたりの流量で見ると、0.39m³/s(平成15年(2003年)～令和4年(2022年))となっている。

注1) 1/10洪水流量とは、既往の水文資料から抽出した10カ年の第1位相当の洪水流量であって、観測期間が最近30年間の場合は年々の洪水流量の下から3位、20年間の場合は下から2位、または10年間の場合は最小のもの。



注2) 国土数値情報(河川・海岸線・行政区) (国土交通省) を加工して作成

図 1-14 基準地点位置図

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

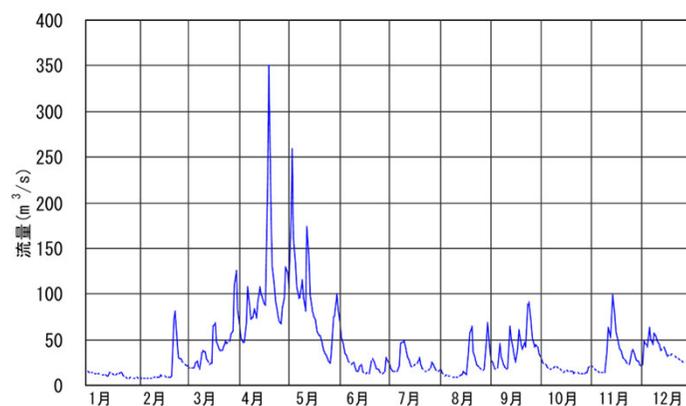


図 1-8 日平均流量の年変化(鷓川 鷓川地点,平成16年^{注)})

注)近年で平均的な流況を示す平成16年の場合

表 1-3 鷓川の流況

観測所名	集水面積 (km ²)	豊水流量 ^{注1)} (m ³ /s)	平水流量 ^{注2)} (m ³ /s)	低水流量 ^{注3)} (m ³ /s)	濁水流量 ^{注4)} (m ³ /s)	1/10 濁水流量		統計期間
						流量 (m ³ /s)	比流量 ^{注5)} (m ³ /s/100km ²)	
鷓川	1,228.0	42.11	22.27	11.75	6.39	4.03	0.33	S61~H17

注1) 豊水流量とは、1年を通じて95日はこれを下回らない流量
 注2) 平水流量とは、1年を通じて185日はこれを下回らない流量
 注3) 低水流量とは、1年を通じて275日はこれを下回らない流量
 注4) 濁水流量とは、1年を通じて355日はこれを下回らない流量
 注5) 比流量とは、流域面積100km²あたりの流量

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

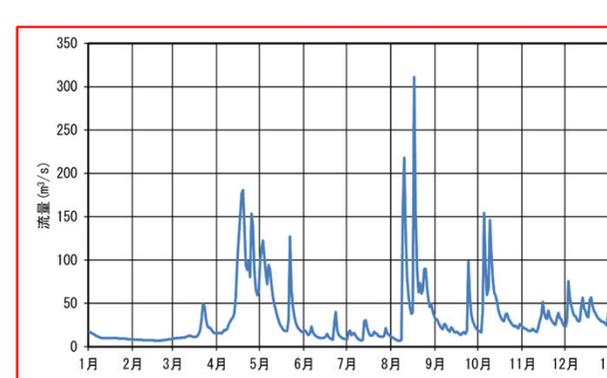


図 1-15 日平均流量の年変化(鷓川 基準地点鷓川,令和2年(2020年))

表 1-5 鷓川の流況

観測所名	集水面積 (km ²)	豊水流量 ^{注1)} (m ³ /s)	平水流量 ^{注2)} (m ³ /s)	低水流量 ^{注3)} (m ³ /s)	濁水流量 ^{注4)} (m ³ /s)	1/10濁水流量		統計期間
						流量 (m ³ /s)	比流量 ^{注5)} (m ³ /s/100km ²)	
鷓川	1,228.0	49.92	26.37	14.18	7.55	4.80	0.39	H15(2003) ~ R4(2022)

注1) 豊水流量とは、1年を通じて95日はこれを下回らない流量
 注2) 平水流量とは、1年を通じて185日はこれを下回らない流量
 注3) 低水流量とは、1年を通じて275日はこれを下回らない流量
 注4) 濁水流量とは、1年を通じて355日はこれを下回らない流量
 注5) 比流量とは、集水面積100km²あたりの流量

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1 鵜川水系における利水の現況は表 1-4に示す通りであり、河川水の利用は、かんがい
2 用水、水道用水、発電用水等、多岐にわたっている。
3 河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、現在は約
4 3,900ha に及ぶ農地のかんがいに利用されている。また、水道用水として、むかわ町、
5 占冠村に供給されている。水力発電としては、昭和36年に完成した右左府発電所によ
6 り、最大出力約25,000kwの電力供給が行われている。
7
8
9

表 1-4 鵜川水系の水利権

種 別	件数	取水量 (m ³ /s)
かんがい用水 (かんがい面積:3,921.13ha)	191	18.950
水道用水	2	0.018
発電用水(最大取水量)	1	15.000
そ の 他	1	0.028
合 計	195	33.996

※出典：一級水系水利権調査(北海道開発局)平成18年12月現在

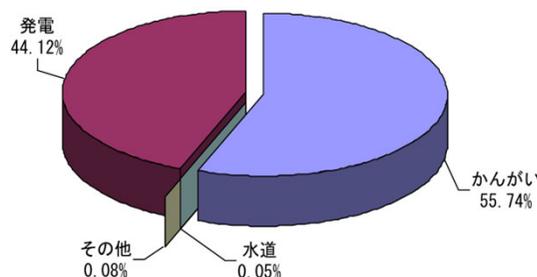


図 1-9 鵜川水系の水利権の状況

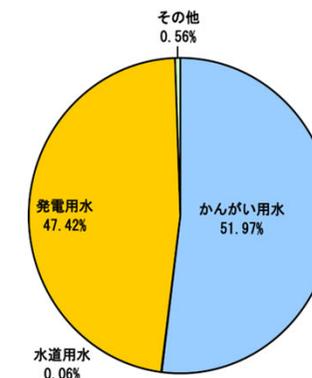
鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

1 鵜川水系における利水の現況は、許可水利権として194件となっている。開拓農民に
2 による農業用水の利用に始まり、現在は約3,620haに及ぶ農地のかんがいに利用されてい
3 るほか、シシヤモのふ化養魚用水、むかわ町、占冠村の水道用水としても供給されてお
4 り、発電を除く最大取水量の合計は約16.6m³/sである。
5 昭和36年(1961年)に完成した右左府発電所では最大15.0m³/sが利用され、総最大出
6 力約25,600kwの発電が行われている。
7
8

表 1-6 鵜川水系の水利権

種 別	件数	取水量 (m ³ /s)
かんがい用水	189	16.4374
水道用水	2	0.0181
発電用水(最大取水量)	1	15.0000
そ の 他	2	0.1761
合 計	194	31.6316

注1) 出典：一級水系水利権調査(北海道開発局)令和6年(2024年)3月現在
注2) 取水量 (m³/s) の数値は、水利権の最大取水量による。



注3) 出典：一級水系水利権調査(北海道開発局)令和6年(2024年)3月現在

図 1-16 鵜川水系の水利権の状況

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(2) 水質

鷓川水系では、表 1-5及び図 1-10 に示すように水質環境基準が指定されており、鷓川上流(双珠別川合流点から上流)が水質環境基準の河川 AA 類型、鷓川下流(双珠別川合流点から下流)が河川 A 類型に指定されている。

鷓川橋、穂別橋、青巖橋において、それぞれ公共用水域の水質測定計画に基づき、水質測定が行われている。

このうち、水質の一般的な指標である BOD75%値の経年変化は図 1-11 のとおりであり、近年は概ね環境基準を満たしている。

表 1-5 生活環境の保全に関する環境基準(河川)の類型指定

水系名	水域名	該当類型	達成期間	基準地点	備考
鷓川	鷓川上流(双珠別川合流点から上流)	AA	イ	青巖橋	昭和47年4月1日指定 (道告示第1093号)
	鷓川下流(双珠別川合流点から下流)	A	ロ	鷓川橋	

※達成期間の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成を意味する。

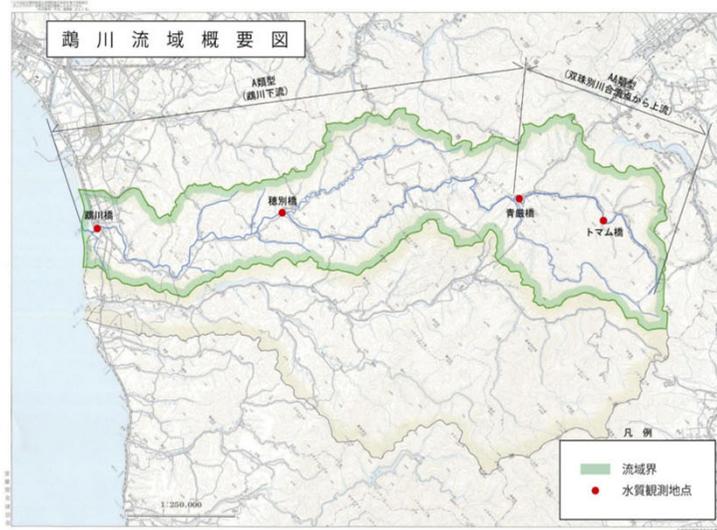


図 1-10 生活環境の保全に関する環境基準(河川)の類型指定

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

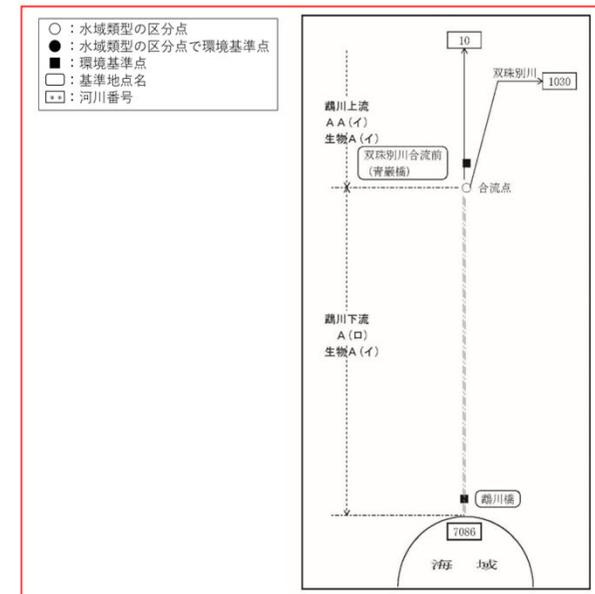
(2) 水質

鷓川水系では、表 1-7及び図 1-17に示すように水質環境基準が指定されており、**河口から占冠村の双珠別川合流点まではA類型**、双珠別川合流点から上流はAA類型に指定されている。

表 1-7 生活環境の保全に関する環境基準(河川)の類型指定

水系名	水域名	該当類型	達成期間	基準地点	備考
鷓川	鷓川上流(双珠別川合流点から上流)	AA	イ	青巖橋	昭和47年(1972年) 4月1日指定 (道告示第1093号)
	鷓川下流(双珠別川合流点から下流)	A	ロ	鷓川橋	

注1) 達成期間の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成を意味する。



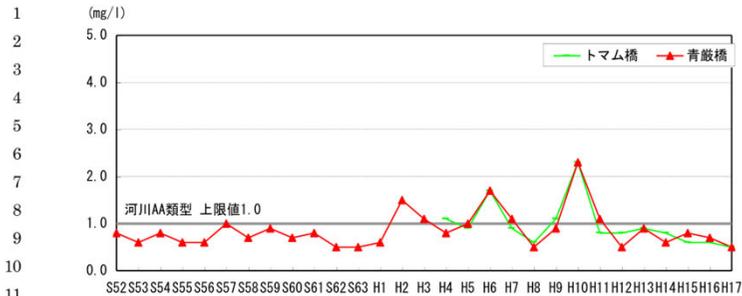
注2) 出典: 北海道 河川類型指定状況模式図 平成27年(2015年)3月

図 1-17 生活環境の保全に関する環境基準(河川)の類型指定

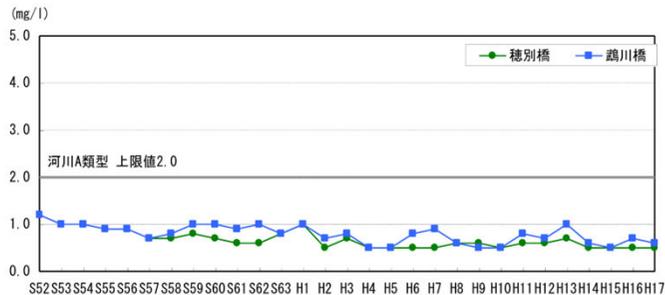
鵜川水系河川整備計画〔変更〕（原案） 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鵜川水系河川整備計画（平成21年2月策定）



鵜川における水質（BOD75%値）の経年変化 <AA類型>



鵜川における水質（BOD75%値）の経年変化 <A類型>

図 1-11 水質（BOD75%値）の経年変化

近年の鵜川水系における水質事故の原因は油類の流出によるものであり、平成14年～18年の近5カ年で4件発生している。このため、引き続き関係機関と連携し、水質の保全、水質事故発生の防止に努める必要がある。

表 1-6 鵜川水系の水質事故一覧（平成14年～18年）

水系名	河川名	水質事故の種類	原因物質の量	発生年月日
鵜川	鵜川	油類	不明	H14.12.18
鵜川	鵜川	油類（軽油）	不明	H15.7.19
鵜川	一の沢（モイバツ川の支川）	原油	不明	H15.8.19
鵜川	鵜川	油類	約36t	H18.8.19

鵜川水系河川整備計画〔変更〕（原案）

鵜川水系のBOD（生物化学的酸素要求量）75%値の経年変化は、図1-18に示すように、上流部において過去に環境基準を上回る年もあったが、近年は、いずれの地点においても概ね環境基準を満たしており、良好な水質を維持している。

また、鵜川における水質事故^{注1)}は近10ヶ年（平成26年（2014年）～令和5年（2023年））で1件^{注2)}発生しており、油類の流出が機械の故障によって起こっている。このため、引き続き関係機関と連携し、水質の保全、水質事故発生の防止に努める必要がある。

国土交通省が毎年公表している全国一級河川の水質現況において、平成15年（2003年）から令和4年（2022年）の20年間の調査結果において計6回水質が最も良好な河川^{注3)}となっており、日本有数の清流河川である。

- 注1) 河川における水質事故とは、人為的な原因による魚の大量死、異臭、油浮き等の異常が突発的に発生すること
 - 注2) 大臣管理区間において、発見された水質事故が対象
 - 注3) 対象河川である159河川を対象として、水質が最も良好な河川が公表されている。
 - ・一級河川本川：直轄管理区間に調査地点が2地点以上ある河川。
 - ・一級河川支川：直轄管理区間延長が概ね10km以上、かつ直轄管理区間に調査地点が2地点以上ある河川。
- なお、湖沼類型指定、海城類型指定の調査地点は含まない。
また、ダム貯水池は原則として調査地点に含まない。

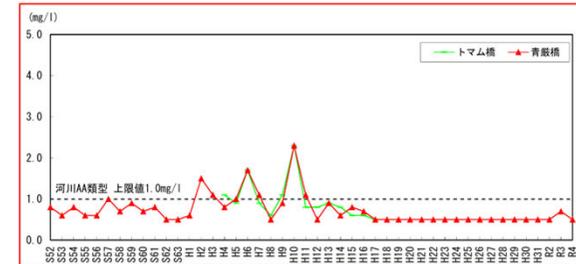
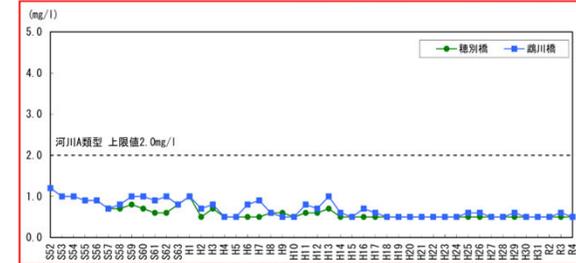


図 1-18 鵜川における水質（BOD75%値）の経年変化



鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

3) 川西頭首工から上流(KP13.0~KP42.4)

川西頭首工から穂別の中流域は、山間を屈曲しながら流れ、河道には、山地斜面が隣接している。河道沿いにはヤナギ類のほか、山地斜面ではミズナラやケヤマハンノキ、クロビイタヤ等の広葉樹からなる河畔林が見られ、エゾシカやエゾキウサギ、エゾサンショウウオ等が生息している。また、河床勾配は1/1,000から1/500程度とやや急なため、河床材料は礫が多く見られ、トビケラ等の水生昆虫類が豊富である。魚類ではエゾウグイ、ハナカジカ等が生息し、サケの産卵床も見られる。

表 1-7(3) 鷓川 中流域における動植物確認種

分類群	科種数	確認種
哺乳類	4科11種類	エゾキウサギ、カラフトアカネズミ ^重 、エゾアカネズミ、エゾヤチネズミ、ドブネズミ、クマネズミ、アライグマ ^重 、エゾタヌキ、キタキツネ、エゾシカ、イタチ ^重 の一種
鳥類	30科80種類	留鳥 オシドリ ^重 、オオタカ ^重 、ハイタカ ^重 、オオジシギ ^重 、ヨタカ ^重 、アカショウビン ^重 、オオアカゲラ ^重 、ヒバリ、イワツバメ、ノビタキ、カワラヒワ 他 旅鳥 コハクチョウ ^重 、オオワシ ^重 、カシラダカ、アトリ 他 冬鳥
両生類	3科3種類	エゾアカガエル、アマガエル、エゾサンショウウオ ^重
魚類	7科14種類	スナヤツメ ^重 、シベリアヤツメ ^重 、エゾウグイ ^重 、ウグイ、フクドジョウ、サケ ^重 、サクラマス(ヤマメ) ^重 、ハナカジカ ^重 、ジュズカケハゼ 他
陸上昆虫類	140科691種類	オツネトンボ、アキアカネ、ハラオカメコオロギ ^重 、モンキチョウ、ヒメシロチョウ ^重 、ツバメシジミ、ウラギンスジヒョウモン ^重 、シロモンヤガ、キンナガゴミムシ、クロオオナガゴミムシ、エゾアオゴミムシ ^重 、エゾカミキリ ^重 他
底生動物	54科87種類	モノアラガイ ^重 、クシゲマダラカゲロウ、エルモンヒラタカゲロウ、ヒメヒラタカゲロウ、クロカワゲラ科、ミドリカワゲラ科、ウルマーンシマトビケラ ^重 、キタシマトビケラ ^重 、ヒゲナガカワトビケラ ^重 、ヘビトンボ、エリユスリカ亜科 他
植物	78科447種類	草本類 オオイタドリ、タチハコベ ^重 、シコタンキンポウゲ ^重 、ホロマンノコギリソウ ^重 、オオヨモギ、オオアワダチソウ ^重 、ミズアオイ ^重 、ツルヨシ 他 木本類 エゾノキヌヤナギ、オノエヤナギ、ケヤマハンノキ ^重 、ミズナラ、クロビイタヤ ^重 他

注1) 上記は河川水辺の国勢調査の最新2回分(平成8~17年)の調査結果による
注2) 重: 環境省レッドリスト等に記載されている重要な種。 着: 鷓川において着目すべき種。 外: 国外外来種



クロビイタヤ



エゾシカ



サケ

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

(3) 動植物の生息・生育・繁殖状況

1) 鷓川中流域(川西頭首工付近~穂別地区市街地付近)

鷓川の大臣管理区間のうち中流域(KP13.0~KP42.4)は川西頭首工からむかわ町穂別までの区間であり、山間を屈曲しながら流れ、河道には山地斜面が隣接している。河道沿いにはヤナギ類のほか、山地斜面ではミズナラやケヤマハンノキ、クロビイタヤ等の広葉樹からなる河畔林がみられ、ニホンジカやユキウサギ、絶滅危惧種のオジロワシ等が生息している。また、河床勾配は1/1,000から1/500程度とやや急なため、河床材料は礫が多くみられ、トビケラ等の水生昆虫類が豊富であるほか、自然裸地が多くみられ、イカルチドリ等が生息している。魚類ではエゾウグイ、サクラマス(以下、同種で生活史が異なるヤマメを含む)等が生息し、サケの産卵床もみられる。

また、特定外来生物として、アライグマ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウが確認されている。

中流域における草地環境と自然裸地は平成17年(2005年)から令和2年(2020年)にかけて減少しており、樹林化の傾向がみられる。

鷓川水系河川整備計画〔変更〕(原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

3) 川西頭首工から上流(KP13.0~KP42.4)

川西頭首工から穂別の中流域は、山間を屈曲しながら流れ、河道には、山地斜面が隣接している。河道沿いにはヤナギ類のほか、山地斜面ではミズナラやケヤマハンノキ、クロビイタヤ等の広葉樹からなる河畔林が見られ、エゾシカやエゾキウサギ、エゾサンショウウオ等が生息している。また、河床勾配は1/1,000から1/500程度とやや急なため、河床材料は礫が多く見られ、トビケラ等の水生昆虫類が豊富である。魚類ではエゾウグイ、ハナカジカ等が生息し、サケの産卵床も見られる。

表 1-7(3) 鷓川 中流域における動植物確認種

分類群	科種数	確認種
哺乳類	4科11種類	エゾキウサギ、カラフトアカネズミ ^重 、エゾアカネズミ、エゾヤチネズミ、ドブネズミ、クマネズミ、アライグマ ^重 、エゾタヌキ、キタキツネ、エゾシカ、イタチ属の一種
鳥類	30科80種類	留鳥 オシドリ ^重 、オオタカ ^重 、ハイタカ ^重 、オオジシギ ^重 、ヨタカ ^重 、アカショウビン ^重 、オオアカゲラ ^重 、ヒバリ、イワツバメ、ノビタキ、カワラヒワ 他 夏鳥 旅鳥 冬鳥 コハクチョウ ^重 、オオワシ ^重 、カシラダカ、アトリ 他
両生類	3科3種類	エゾアカガエル、アマガエル、エゾサンショウウオ ^重
魚類	7科14種類	スナヤツメ ^重 、シベリアヤツメ ^重 、エゾウグイ ^重 、ウグイ、フクドジョウ、サケ ^重 、サクラマス(ヤマメ) ^重 、ハナカジカ ^重 、ジュズカケハゼ 他
陸上昆虫類	140科691種類	オツネトンボ、アキアカネ、ハラオカメコオロギ ^重 、モンキチョウ、ヒメシロチョウ ^重 、ツバメシジミ、ウラギンシジミ、シロモンヤガ、キンナガゴミムシ、クロオオナガゴミムシ、エゾカミキリ ^重 他
底生動物	54科87種類	モノアラガイ ^重 、クシゲマダラカゲロウ、エルモンヒラタカゲロウ、ヒメヒラタカゲロウ、クロカワゲラ科、ミドリカワゲラ科、ウルマシマトビケラ ^重 、キタシマトビケラ ^重 、ヒゲナガカワトビケラ ^重 、ヘビトンボ、エリユスリカ亜科 他
植物	78科447種類	草本類 オオイトドリ、タチハコベ ^重 、シコタンキンポウゲ ^重 、ホロマンノコギリソウ ^重 、オオヨモギ、オオアワダチソウ ^重 、ミズアオイ ^重 、ツルヨシ 他 木本類 エゾノキヌヤナギ、オノエヤナギ、ケヤマハンノキ ^重 、ミズナラ、クロビイタヤ ^重 他

注1) 上記は河川水辺の国勢調査の最新2回分(平成8~17年)の調査結果による
注2) 重: 環境省レッドリスト等に記載されている重要な種。 着: 鷓川において着目すべき種。 外: 国外外来種



写真 1-26 クロビイタヤ



写真 1-27 エゾシカ



写真 1-28 サケ

12

鷓川水系河川整備計画〔変更〕(原案)

1
2

表 1-8(1) 鷓川 中流域における動植物確認種

分類群	科種数	確認種
哺乳類	11科16種	バイカルトガリネズミ、コテングコウモリ ^重 、ユキウサギ、キタリス、タイリクヤチネズミ(エゾヤチネズミ)、アカネズミ、ヒメネズミ、カラフトアカネズミ ^重 、ドブネズミ ^重 、ヒグマ、アライグマ ^重 、タヌキ、キツネ、イイズナ、ノネコ ^重 、ニホンジカ
鳥類	40科122種	留鳥 エゾライチョウ ^重 、オシドリ ^重 、イカルチドリ ^重 、ヤマシギ ^重 、オオジシギ ^重 、オオセグロカモメ ^重 、ミサゴ ^重 、ハチクマ ^重 、ハイタカ ^重 、オオタカ ^重 、クマタカ ^重 、アオバズク ^重 、ヤマセミ ^重 、コアカゲラ ^重 、オオアカゲラ ^重 、クマガラ ^重 、ハヤブサ ^重 、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ショウドウツバメ ^重 、スズメ、ホオアカ ^重 他 旅鳥 冬鳥 ヒシクイ ^重 、オオヒシクイ ^重 、マガン ^重 、シジュウカラガン ^重 、トモエガモ ^重 、コガモ、オジロワシ ^重 、オオワシ ^重 、オオムシクイ ^重 他
両生類	2科2種	ニホンアマガエル、エゾアカガエル
爬虫類	2科3種	ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ
魚類	7科15種	スナヤツメ北方種 ^重 、シベリアヤツメ ^重 、エゾウグイ ^重 、ドジョウ ^重 、フクドジョウ、エゾホトケドジョウ ^重 、サケ ^重 、サクラマス(ヤマメ) ^重 、ジュズカケハゼ ^重 他
底生動物	70科174種	モノアラガイ ^重 、アカマダラカゲロウ、ヒメヒラタカゲロウ、ナミコガタシマトビケラ、キタシマトビケラ ^重 、ウルマシマトビケラ ^重 、ヒゲナガカワトビケラ ^重 、シロウスギンモンアミカ ^重 、キボシツブゲンゴロウ ^重 、エゾオオナガミズマシ ^重 、クビソコガシラミズムシ ^重 他
陸上昆虫類	191科1120種	オツネトンボ、セスジイトトンボ ^重 、ナツアカネ ^重 、アキアカネ、ハラオカメコオロギ ^重 、カワラバタ ^重 、ツマグロマキバシジミ ^重 、ヒメミズギワカメムシ ^重 、ギンイチモンジセリ ^重 、カバヒロシジミ ^重 、ウラギンシジミ ^重 、キマダラモドキ ^重 、キタテハ ^重 、モンキチョウ、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種 ^重 、シランハイオエダシヤク、エゾカトリバエ ^重 、キバネクロバエ ^重 、セアカオサムシ ^重 、アオゴミムシ、アイヌハシムシ ^重 、クビソコガシラミズムシ ^重 、コガムシ ^重 、オオヒラタシデムシ、ケマダラカミキリ ^重 、エゾアカヤマアリ ^重 、モンズメバチ ^重 、マエダテツチスガリ ^重 他
植物	85科403種	草本類 クサオシ ^重 、ナガハグサ ^重 、チドリケマン ^重 、アカサ ^重 、オオサクラソウ ^重 、オオヨモギ、オオキンケイギク ^重 、オオハンゴンソウ ^重 他 木本類 ミズナラ、ケヤマハンノキ ^重 、エゾノキヌヤナギ、オノエヤナギ、クロビイタヤ ^重 他

注1) 上記は河川水辺の国勢調査の最新2回分(平成20年(2008年)~令和4年(2022年))の調査結果及び、鷓川沙流川(瀨河)魚類生息環境調査の結果による
注2) 重: 環境省レッドリスト等に記載されている重要な種。 着: 鷓川において着目すべき種。 外: 外来種



写真 1-26 クロビイタヤ



写真 1-27 ニホンジカ



写真 1-28 サケ

3
4
5
6

鵜川水系河川整備計画〔変更〕（原案） 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

2) 川西頭首工から下流 (KP1.6~KP13.0)

河口域を除く川西頭首工までの下流域は、田園地帯を緩やかに蛇行しながら流れる。高水敷は広く、ヤナギ類の河畔林や、オオイタドリ、オオヨモギ等の草本植生が広がっており、カラフトアカネズミ等の哺乳類や、カワラヒワ等の草地性鳥類が生息している。また、砂州が発達しており、砂礫堆にはカワラバッタ等が生息している。魚類では、エゾハナカジカ等の回遊魚が生息しており、水産上重要なサケやシシャモ等の産卵床が見られる。

表 1-7(2) 鵜川 下流域における動植物確認種

分類群	科種数	確認種
哺乳類	3科 9種類	エゾヒメネズミ、カラフトアカネズミ ^重 、エゾアカネズミ、エゾヤチネズミ、クマネズミ、アライグマ ^外 、エゾタヌキ、キタキツネ、エゾシカ
鳥類	29科 74種類	留鳥 アオサギ、オシドリ ^重 、ミサゴ ^重 、オオタカ ^重 、ハイタカ ^重 、チュウヒ ^重 、ハヤブサ ^重 、クイナ ^重 、オオジシギ ^重 、ショウドウツバメ ^重 、ノビタキ、カワラヒワ 他 旅鳥 マガモ、コガモ、オオワシ ^重 、アトリ 他 冬鳥
両生類	1科 1種類	エゾアカガエル
魚類	9科 19種類	シベリアヤツメ ^重 、エゾウグイ ^重 、ウグイ、フクドジョウ、シシャモ ^重 、アユ ^重 、サケ ^重 、イトヨ日本海型 ^重 、エゾハナカジカ ^重 、ヌマチチブ 他
底生動物	58科 87種類	モノアラガイ ^重 、ヒラマキミズマイマイ ^重 、クシゲマダラカゲロウ、エルモンヒラタカゲロウ、チラカゲロウ、クロカワゲラ科、シタカワゲラ科、キタシマトビケラ ^重 、ウルマーシマトビケラ ^重 、ヒゲナガカワトビケラ ^重 、モイワサナエ、ヘビトンボ、エリユスリカ亜科 他
陸上昆虫類	138科 648種類	オツネントンボ、ナツアカネ ^重 、アキアカネ、ハラオカメコオロギ ^重 、カワラバッタ ^重 、モンキチョウ、ヒメシロチョウ ^重 、ツバメシジミ、テンスジツトガ、クロオオナガゴミムシ、エゾアオゴミムシ ^重 、カクスナゴミムシダマシ 他
植物	54科 259種類	草本類 オオイタドリ、ホロマンノコギリソウ ^重 、オオヨモギ、オオハンゴンソウ ^外 、オオアワダチソウ ^外 、オギ 他 木本類 エゾノキヌヤナギ、オノエヤナギ、エゾノカワヤナギ、ケヤマハンノキ ^重 他

注1) 上記は河川水辺の国勢調査の最新2回分(平成8~17年)の調査結果による

注2) 重: 環境省レッドリスト等に記載されている重要な種。 着: 鵜川において着目すべき種。 外: 国外外来種



カラフトアカネズミ



カワラヒワ



シシャモ

12

鵜川水系河川整備計画〔変更〕(原案)

2) 鵜川下流域 (珍川合流点付近~川西頭首工付近)

鵜川の大臣管理区間のうち下流域 (KP1.6~KP13.0) は河口域を除く川西頭首工までの区間であり、田園地帯を緩やかに蛇行しながら流れる。高水敷は広く、ヤナギ類の河畔林や、オオヨモギ等の草本植生が広がっており、カラフトアカネズミ等の哺乳類や、カワラヒワ等の草地性鳥類が生息している。また、砂州が発達しており、砂礫堆にはカワラバッタ等が生息している。魚類では、エゾハナカジカ等の回遊魚が生息しており、河道周辺のワンド・たまりにおいては止水域に生息するヤチウグイ等がみられる。また、水産上重要なサケやシシャモ等の産卵床がみられる。

また、特定外来生物として、アライグマ、セイヨウオオマルハナバチ、オオハンゴンソウが確認されている。

下流域における草地環境、自然裸地は平成17年(2005年)から令和2年(2020年)にかけて減少しており、樹林化の傾向がみられる。

13

鵜川水系河川整備計画〔変更〕(原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

2) 川西頭首工から下流 (KP1.6~KP13.0)

河口域を除く川西頭首工までの下流域は、田園地帯を緩やかに蛇行しながら流れる。高水敷は広く、ヤナギ類の河畔林や、オオイタドリ、オオヨモギ等の草本植生が広がっており、カラフトアカネズミ等の哺乳類や、カワラヒワ等の草党性鳥類が生息している。また、砂州が発達しており、砂礫堆にはカワラバッタ等が生息している。魚類では、エゾハナカジカ等の回遊魚が生息しており、水産上重要なサケやシシャモ等の産卵床が見られる。

表 1-7(2) 鵜川 下流域における動植物確認種

分類群	科種数	確認種
哺乳類	3科 9種類	エゾヒメネズミ、カラフトアカネズミ [■] 、エゾアカネズミ、エゾヤチネズミ、クマネズミ、アライグマ [■] 、エゾタヌキ、キタキツネ、エゾシカ
鳥類	29科 74種類	留鳥 アオサギ、オシドリ [■] 、ミサゴ [■] 、オオタカ [■] 、ハイタカ [■] 、チュウヒ [■] 、ハヤブサ [■] 、クイナ [■] 、オオジシギ [■] 、ショウドウツバメ [■] 、ノビタキ、カワラヒワ 他 旅鳥 マガモ、コガモ、オオワシ [■] 、アトリ 他 冬鳥
両生類	1科 1種類	エゾアカガエル
魚類	9科 19種類	シベリアヤツメ [■] 、エゾウグイ [■] 、ウグイ、フクドジョウ、シシャモ [■] 、アユ [■] 、サケ [■] 、イトヨ日本海型 [■] 、エゾハナカジカ [■] 、ヌマチチブ 他
底生動物	58科 87種類	モノアラガイ [■] 、ヒラマキミズマイマイ [■] 、クシゲマダラカゲロウ、エルモンヒラタカゲロウ、チラカゲロウ、クロカワゲラ科、シタカワゲラ科、キタシマトビケラ [■] 、ウルマーシマトビケラ [■] 、ヒゲナガカワトビケラ [■] 、モイワサナエ、ヘビトンボ、エリユスリカ亜科 他
陸上昆虫類	138科 648種類	オツネトンボ、ナツアカネ [■] 、アキアカネ、ハラオカメコロギ [■] 、カワラバッタ [■] 、モンキチョウ、ヒメシロチョウ [■] 、ツバメシジミ、テンスジツガ、クロオオナガゴミムシ、エゾアオゴミムシ [■] 、カクスナゴミムシダマシ 他
植物	54科 259種類	草本類 オオイタドリ、ホロマンノコギリソウ [■] 、オオヨモギ、オオハンゴンソウ [■] 、オオアワダチソウ [■] 、オギ 他 木本類 エゾノキヌヤナギ、オノエヤナギ、エゾノカワヤナギ、ケヤマハンノキ [■] 他

注1) 上記は河川水辺の国勢調査の最新2回分(平成8~17年)の調査結果による

注2) 重: 環境省レッドリスト等に記載されている重要な種。着: 鵜川において着目すべき種。外: 国内外来種



カラフトアカネズミ



カワラヒワ



シシャモ

12

鵜川水系河川整備計画〔変更〕(原案)

表 1-8(2) 鵜川 下流域における動植物確認種

分類群	科種数	確認種
哺乳類	8科13種	バイカルトガリネズミ、ユキウサギ、タイリクヤチネズミ(エゾヤチネズミ)、アカネズミ、ヒメネズミ、カラフトアカネズミ [■] 、ドブネズミ [■] 、アライグマ [■] 、タヌキ、キツネ、イイズナ、ノネコ [■] 、ニホンジカ
鳥類	37科107種	留鳥 オシドリ [■] 、タンチョウ [■] 、ヤマシギ [■] 、オオジシギ [■] 、オオセグロカモメ [■] 、ミサゴ [■] 、チュウヒ [■] 、ハイタカ [■] 、オオタカ [■] 、クマタカ [■] 、ハヤブサ [■] 、ハシボソガラス、ショウドウツバメ [■] 、マキノセンニュウ [■] 、スズメ、カワラヒワ、ホオアカ [■] 他 旅鳥 ヒシクイ [■] 、マガン [■] 、オジロワシ [■] 、オオワシ [■] 、ミヤマガラス、オオムシクイ [■] 、カシラダカ 他
両生類	1科1種	ニホンアマガエル
爬虫類	1科2種	シマヘビ、アオダイショウ
魚類	10科22種	シベリアヤツメ [■] 、ヤチウグイ [■] 、エゾウグイ [■] 、ドジョウ [■] 、フクドジョウ、シシャモ [■] 、サケ [■] 、サクラマス(ヤマメ) [■] 、ハナカジカ [■] 、エゾハナカジカ [■] 、ジュズカケハゼ [■] 他
底生動物	63科138種	モノアラガイ [■] 、ヒラマキミズマイマイ [■] 、エルモンヒラタカゲロウ、ヒメヒラタカゲロウ、ナミコガタシマトビケラ、キタシマトビケラ [■] 、ウルマーシマトビケラ [■] 、ヒゲナガカワトビケラ [■] 、エゾコオナガミズマシ [■] 他
陸上昆虫類	157科763種	オツネトンボ、ナツアカネ [■] 、アキアカネ、ハラオカメコロギ [■] 、カワラバッタ [■] 、ギンイチモンジセセリ [■] 、キマダラモドキ [■] 、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種 [■] 、シヤンハイオエダシヤク、クワゴモドキヤチホコ、エゾカトリバエ [■] 、キバネクロバエ [■] 、セアカオサムシ [■] 、アオゴミムシ、アイヌハシモウ [■] 、ツヤコガネ、ケマダラカミキリ [■] 、エゾカミキリ [■] 、セイヨウオオマルハナバチ [■] 他
植物	66科329種	草本類 ヤチスギナ [■] 、イトモ [■] 、クサオシ [■] 、ナガハグサ [■] 、ヤマタニタデ [■] 、アカザ [■] 、タヌキモ [■] 、オオヨモギ、オオハンゴンソウ [■] 他 木本類 ミズナラ、ケヤマハンノキ [■] 、エゾノキヌヤナギ、オノエヤナギ 他

注1) 上記は河川水辺の国勢調査の最新2回分(平成20年(2008年)~令和4年(2022年))の調査結果及び、鵜川沙流川遡河魚類生息環境調査の結果による

注2) 特: 環境省レッドリスト等に記載されている重要な種。着: 鵜川において着目すべき種。外: 外来種



写真 1-29 カラフトアカネズミ



写真 1-30 カワラヒワ



写真 1-31 シシャモ

6

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

- 1 (3) 動植物の生息・生育・繁殖状況
2 1) 鷗川河口域(河口～KP1.6)

3 河口から1.6kmまでの鷗川の河口域は、感潮域となっており、河口周辺には海岸砂丘
4 および干潟が見られる。海岸砂丘にはハマニンニク等の砂丘植生が見られ、干潟では
5 ハマシギ、セイタカシギ等のシギ・チドリ類が渡りの中継地として利用している。また、
6 秋から冬にかけては、餌を求めてオジロワシ等が飛来する。魚類では、アシシロ
7 ハゼ等の汽水域に生息する魚類が見られるほか、秋には水産上重要なサケ、シシャモ
8 が遡上する。

表 1-7(1) 鷗川 河口域における動植物確認種

分類群	科種数	確認種
哺乳類	4科 9種類	エゾトガリネズミ、カラフトアカネズミ [※] 、エゾヤチネズミ、ドブネズミ、クマネズミ、エゾタヌキ、キタキツネ、エゾシカ、イタチ属の一種
鳥類	31科 109種類	留鳥 オシドリ [※] 、ミサゴ [※] 、オオタカ [※] 、ハイタカ [※] 、チュウヒ [※] 、ハヤブサ [※] 、ウミネコ、シヨウドウツバメ [※] 、カワラヒワ、ムクドリ 他 旅鳥 コハクチョウ [※] 、ヒドリガモ、ミコアイサ [※] 、オジロワシ [※] 、オオワシ [※] 、ハマシギ、アカアシシギ [※] 、オオジシギ [※] 、セイタカシギ [※] 、ミヤマガラス 他
両生類	2科 2種類	エゾアカガエル、アマガエル
魚類	11科 30種類	スナヤツメ [※] 、シベリアヤツメ [※] 、カワヤツメ [※] 、ウナギ [※] 、ヤチウグイ [※] 、マルタ [※] 、エゾウグイ [※] 、ウグイ、エゾホトケドジョウ [※] 、シシヤモ [※] 、サケ [※] 、サクラマス(ヤマメ) [※] 、イトヨ日本海型 [※] 、エゾハナカジカ [※] 、ジュスカケハゼ、アシシロハゼ 他
底生動物	58科 87種類	モノアラガイ [※] 、カワニナ、ゴカイ [※] 、クシゲマダラカゲロウ、エルモンヒラタカゲロウ、クロカワゲラ科、アミメカワゲラ科、キタシマトビケラ [※] 、ウルマーシマトビケラ [※] 、ユスリカ亜科 他
陸上昆虫類	125科 535種類	アキアカネ、ノシメトンボ、ギンイチモンジセセリ [※] 、モンキチョウ、ヒメシロチョウ [※] 、モンシロチョウ、キマダラモドキ [※] 、アカスジキヨトウ、ハバアメンボ [※] 、エゾアカガネオサムシ、アオゴミムシ、エゾアオゴミムシ 他
植物	49科 217種類	草本類 ムラサキベンケイソウ [※] 、ヒロハノカワラサイコ [※] 、ホロマンノコギリソウ [※] 、オオハンゴンソウ [※] 、オオアワダチソウ [※] 、リュウノヒゲモ [※] 、ツルヨシ、ミクリ [※] 、ハマニンニク、オニウシノケグサ [※] 、ヒメガマ [※] 他 木本類 エゾノキヌヤマギ、オノエヤナギ、ケヤマハンノキ [※] 、イタチハギ [※] 他

10 注1) 上記は河川水辺の国勢調査の最新2回(平成8~17年)の調査結果による
11 注2) 重：環境省レッドリスト等に記載されている重要な種、着：鷗川において着目すべき種、外：国外外来種



ハマシギ



オジロワシ



アシシロハゼ

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 3) 鷗川河口域(河口～珍川合流点付近)
2 鷗川の大臣管理区間のうち河口域(河口～KP1.6)は河口から1.6kmまでの区間の感潮
3 域であり、河口周辺には海岸砂丘及び干潟がみられる。海岸砂丘にはデンキグサ等の砂
4 丘植生がみられ、干潟ではハマシギ等のシギ・チドリ類が渡りの中継地として利用して
5 いる。干潟周辺にはヨシ原がみられ、絶滅危惧種のタンチョウ等が生息場として利用し
6 ている。また、秋から冬にかけては、餌を求めて絶滅危惧種のオジロワシ等が飛来する。
7 魚類では、アシシロハゼ等の汽水域に生息する魚類がみられるほか、秋には水産上重要
8 なサケ、シシャモが遡上する。
9 また、特定外来生物として、アライグマ、ミンク、セイヨウオオマルハナバチ、オオ
10 ハンゴンソウが確認されている。
11 河口域における草地環境、自然裸地は平成17年(2005年)から令和2年(2020年)にか
12 けて減少しており、樹林化の傾向がみられる。
13

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

- 1 (3) 動植物の生息・生育・繁殖状況
2 1) 鷓川河口域(河口~KP1.6)

3 河口から1.6kmまでの鷓川の河口域は、感潮域となっており、河口周辺には海岸砂丘
4 および干潟が見られる。海岸砂丘にはハマニンニク等の砂丘植生が見られ、干潟では
5 ハマシギ、セイタカシギ等のシギ・チドリ類が渡りの中継地として利用している。また、
6 また、秋から冬にかけては、餌を求めてオジロワシ等が飛来する。魚類では、アシシロ
7 ハゼ等の汽水域に生息する魚類が見られるほか、秋には水産上重要なサケ、シヤマモ
8 が遡上する。

表 1-7(1) 鷓川 河口域における動植物確認種

分類群	科種数	確認種
哺乳類	4科 9種類	エゾトガリネズミ、カラフトアカネズミ [※] 、エゾヤチネズミ、ドブネズミ、クマネズミ、エゾタヌキ、キタキツネ、エゾシカ、イタチ属の一種
鳥類	31科 109種類	留鳥 オシドリ [※] 、ミサゴ [※] 、オオタカ [※] 、ハイタカ [※] 、チュウヒ [※] 、ハヤブサ [※] 、ウミネコ、ショウドウツバメ [※] 、カワラヒワ、ムクドリ 他 旅鳥 コハクチョウ [※] 、ヒドリガモ、ミコアイサ [※] 、オジロワシ [※] 、オオワシ [※] 、ハマシギ、アカアシシギ [※] 、オオジシギ [※] 、セイタカシギ [※] 、ミヤマガラス 他
両生類	2科 2種類	エゾアカガエル、アマガエル
魚類	11科 30種類	スナヤツメ [※] 、シベリアヤツメ [※] 、カワヤツメ [※] 、ウナギ [※] 、ヤチウグイ [※] 、マルタ [※] 、エゾウグイ [※] 、ウグイ、エゾホトケドジョウ [※] 、シヤマモ [※] 、サケ [※] 、サクラマス(ヤマメ) [※] 、イトヨ日本海型 [※] 、エゾハナカジカ [※] 、ジュズカケハゼ、アシシロハゼ 他
底生動物	58科 87種類	モノアラガイ [※] 、カワニナ、ゴカイ [※] 、クシゲマダラカゲロウ、エルモンヒラタカゲロウ、クロカワゲラ科、アメカワゲラ科、キタシマトビケラ [※] 、ウルマーシマトビケラ [※] 、ユスリカ亜科 他
陸上昆虫類	125科 535種類	アキアカネ、ノシメトンボ、ギンイチモンジセセリ [※] 、モンキチョウ、ヒメシロチョウ [※] 、モンシロチョウ、キマダラモドキ [※] 、アカスジキョトウ、ハバアメンボ [※] 、エゾアカガネオサムシ、アオゴミムシ、エゾアオゴミムシ 他
植物	49科 217種類	草本類 ムラサキベンケイソウ [※] 、ヒロハノカワラサイコ [※] 、ホロマンコギリソウ [※] 、オオハンゴンソウ [※] 、オオアワダチソウ [※] 、リュウノヒゲモ [※] 、ツルヨシ、ミクリ [※] 、ハマニンニク、オニウシノケガサ [※] 、ヒメガマ [※] 他 木本類 エゾノキヌヤマギ、オノエヤナギ、ケヤマハンノキ [※] 、イタチハギ [※] 他

- 10 注1) 上記は河川水辺の国勢調査の最新2回分(平成8~17年)の調査結果による
11 注2) 重: 環境省レッドリスト等に記載されている重要な種。着: 鷓川において着目すべき種。外: 国外外来種



ハマシギ



オジロワシ



アシシロハゼ

12

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

表 1-8(3) 鷓川 河口域における動植物確認種

分類群	科種数	確認種
哺乳類	8科14種	バイカルトガリネズミ、オオアシトガリネズミ、タイリクヤチネズミ(エゾヤチネズミ)、アカネズミ、ヒメネズミ、カラフトアカネズミ [※] 、ヒグマ、アライグマ [※] 、タヌキ、キツネ、イイズナ、ミンク [※] 、ノネコ、ニホンジカ
鳥類	42科127種	留鳥 マガモ、ヒメウ [※] 、タンチョウ [※] 、オオジシギ [※] 、ウミネコ [※] 、オオセグロカモメ [※] 、ミサゴ [※] 、チュウヒ [※] 、ハイタカ [※] 、オオタカ [※] 、ハヤブサ [※] 、ショウドウツバメ [※] 、ヒヨドリ、マキノセンユウ [※] 、ホオアカ [※] 他 旅鳥 マガン [※] 、オナガガモ、シノリガモ [※] 、ハマシギ [※] 、ツバメチドリ [※] 、カモメ、オジロワシ [※] 、オオワシ [※] 他
両生類	2科2種	ニホンアマガエル、エゾアカガエル
爬虫類	1科1種	シマヘビ
魚類	11科24種	シベリアヤツメ [※] 、カワヤツメ [※] 、ジュウサンウグイ [※] 、エゾウグイ [※] 、ドジョウ [※] 、エゾホトケドジョウ [※] 、シヤマモ [※] 、サケ [※] 、サクラマス(ヤマメ) [※] 、ニホンイトヨ [※] 、エゾハナカジカ [※] 、アシシロハゼ、ヌマチチブ、スミウキゴリ [※] 、ウキゴリ、ジュズカケハゼ [※] 他
底生動物	76科132種	モノアラガイ [※] 、カワゴカイ属 [※] 、オオエゾコエビ、スジエビ、アカマダラカゲロウ、ミノナジズムシ [※] 、キタシマトビケラ [※] 、ウルマーシマトビケラ [※] 、エゾコオナガミズスマシ [※] 、コガムシ [※] 他
陸上昆虫類	152科697種	イソコモリグモ [※] 、セスジイトトンボ [※] 、マダラヤンマ [※] 、アキアカネ、ノシメトンボ、コオイムシ [※] 、キマダラモドキ [※] 、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種 [※] 、ワモンノメイガ、マガリスジコヤガ [※] 、タンボヤガ、エゾカトリバエ [※] 、セアカオサムシ [※] 、アオゴミムシ、エゾアオゴミムシ [※] 、キバナガミズギワゴミムシ [※] 、カワラハンミョウ [※] 、キベリクロヒメゲンゴロウ [※] 、オオミズスマシ [※] 、マルドロムシ [※] 、ガムシ [※] 、ヒメコガネ、セイヨウオオマルハナバチ [※] 他
植物	53科250種	草本類 リュウノヒゲモ [※] 、ミズアオイ [※] 、ミクリ [※] 、ヒメガマ [※] 、クサヨシ [※] 、ナガハダサ [※] 、アカサ [※] 、オオヨモギ、オオハンゴンソウ [※] 他 木本類 ケヤマハンノキ [※] 、エゾノキヌヤナギ、オノエヤナギ 他

- 2 注1) 上記は河川水辺の国勢調査の最新2回分(平成20年(2008年)~令和4年(2022年))の調査結果及び、鷓川沙流川遡河
3 魚類生息環境調査の結果による
4 注2) 特: 環境省レッドリスト等に記載されている重要な種。着: 鷓川において着目すべき種。外: 外来種



写真 1-32 ハマシギ



写真 1-33 オジロワシ



写真 1-34 アシシロハゼ

6

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(4) 魚類の遡上環境等

鷓川では、サケやサクラマス等の遡河性の魚類が生息・繁殖しており、これらの遡上環境の改善に取り組んできた。

現在までに、本川2箇所の頭首工において魚道が整備され、魚類の移動に配慮した施設の改善を行ってきた。

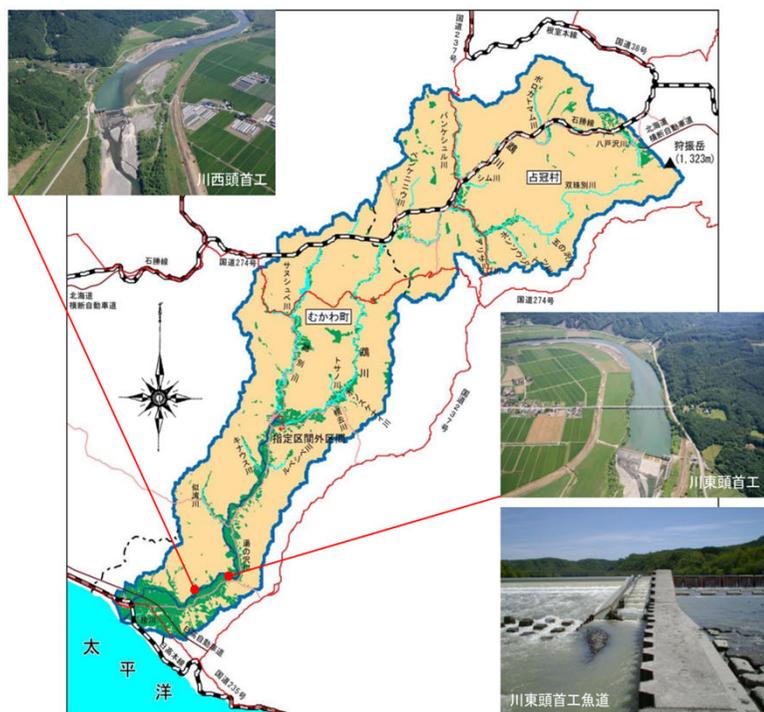


図 1-12 魚類の遡上環境

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

(4) 魚類の遡上環境等

鷓川では、サケやサクラマスの遡河性の魚類が生息・繁殖しており、これらの遡上環境の**保全・創出**に取り組んできた。

現在までに、本川2箇所の頭首工において魚道が整備され、魚類の移動に配慮した施設の**整備**を行ってきた。



注) 国土数値情報(河川・海岸線・行政区域)(国土交通省)を加工して作成

図 1-19 魚類の遡上環境

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(5) 河川景観

鷗川流域は、全流域の約8割が森林で占められ、秋の紅葉をはじめとした自然景観に恵まれている。特に上流部の赤岩青巖峽や中流部の福山溪谷等、見ごたえのある景勝地が分布する。流下するにしたがって、本川のせせらぎは周辺の田園景観とよく調和している。

下流部のむかわ町市街部では、周辺に田園風景が広がり、また市街地周辺の河川敷にはたんぼ公園が整備されるなど、親水性に富んだ水際空間が形成されている。

河口部は、広がりのある河川空間と太平洋の海岸線および干潟等で構成される。

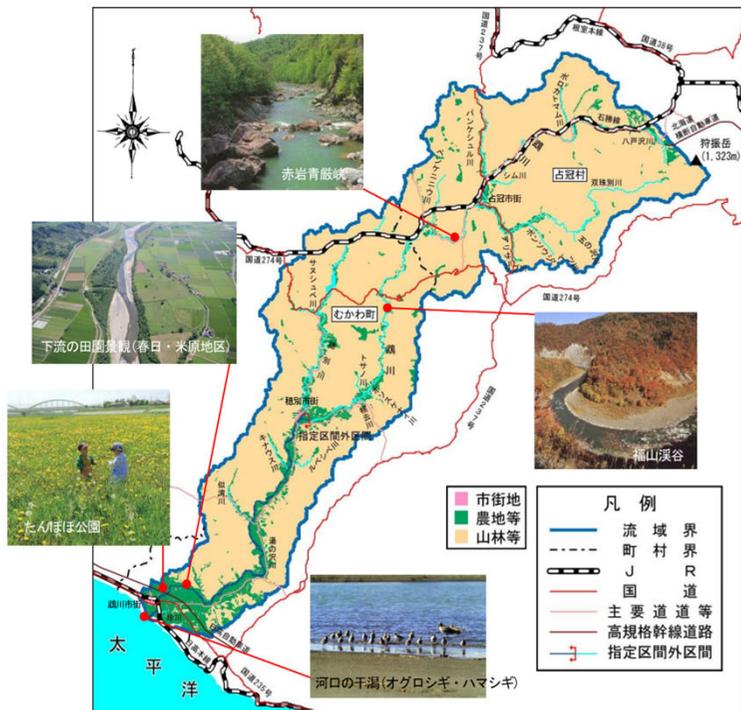


図 1-13 河川景観

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

(5) 河川景観

鷗川流域は、全流域の約9割が森林で占められ、秋の紅葉をはじめとした自然景観に恵まれている。

上流部では、古冠村立自然公園「赤岩青巖峽」があり、赤や青の巨岩が織りなす独特の景観が魅力であり、中流部の福山溪谷等、見ごたえのある景勝地が分布する。流下するにしたがって、本川のせせらぎは周辺の田園風景とよく調和する。特に、穂別地区では、豊かな森林資源に恵まれ、古くから林業が地域の基幹産業として発展しており、森林と河川が織りなす自然は四季折々の雄大な景観を望むことができる。

中流域は丘陵高台に広がる稲作地帯を背景に、河川敷の自然植生や採草場が一体となった景観となっている。

下流部のむかわ町市街部では、河川空間及び周辺に田園風景が広がり、また市街地周辺の河川敷にはたんぼ公園が整備されるなど、親水性に富んだ水際空間が構成されている。

河口部に位置する干潟は、野鳥の集団渡来地として鷗川河口鳥獣保護区に指定されており、多様な鳥類を見ることができる自然豊かな河川景観を望むことができる。

また、流域内町村では四季を通じて多彩なイベントが開催され、住民が一体となって観光を盛り上げている。

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(5) 河川景観

鷗川流域は、全流域の約8割が森林で占められ、秋の紅葉をはじめとした自然景観に恵まれている。特に上流部の赤岩青巖峡や中流部の福山渓谷等、見ごたえのある景勝地が分布する。流下するにしたがって、本川のせせらぎは周辺の田園景観とよく調和している。

下流部のむかわ町市街部では、周辺に田園風景が広がり、また市街地周辺の河川敷にはたんぼ公園が整備されるなど、親水性に富んだ水際空間が形成されている。

河口部は、広がりのある河川空間と太平洋の海岸線および干潟等で構成される。

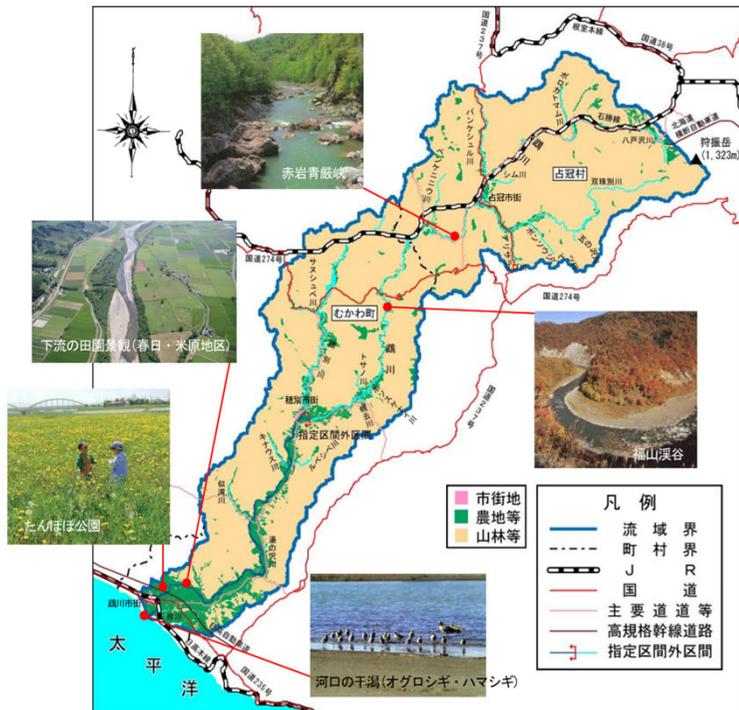


図 1-13 河川景観

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)



注) 国土数値情報(河川・海岸線・行政区域)(国土交通省)を加工して作成

図 1-20 河川景観

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(6) 河川空間の利用

鷗川は広大な河川空間を有しており、特に河川敷地は水面および背後地の諸条件により、その地域のニーズに適応した利用がなされている。自然のうおいとやすらぎを得られる重要なオープンスペースとして、むかわ町市街部や穂別付近の高水敷で公園整備が行われ、盛んに利用されている。

河川の利用については、ラフティングや釣り等、広く利用されている。さらに、市街地付近ではお祭り等の河川空間を利用したイベント等も行われている。

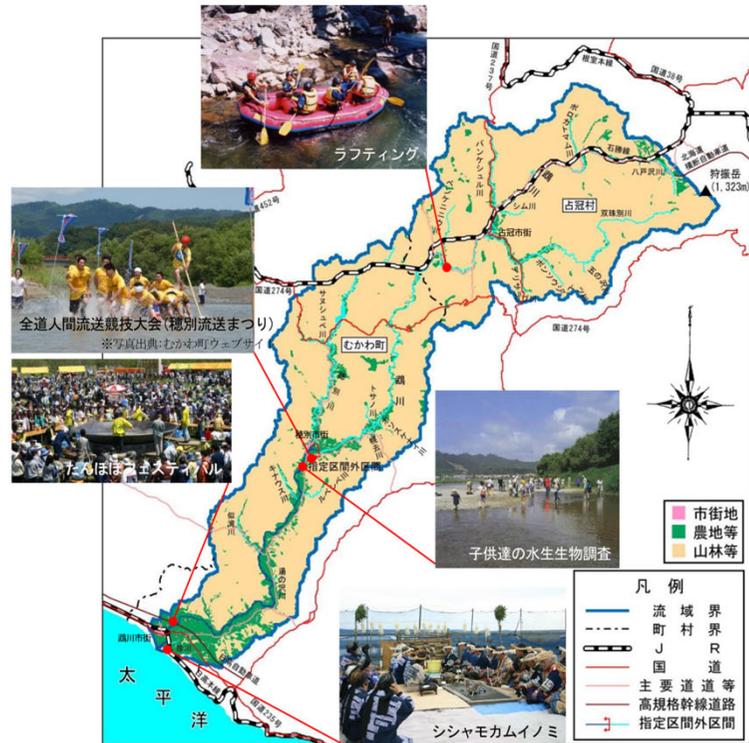


図 1-14 河川空間の利用状況

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

(6) 河川空間の利用

河川の利用については、うおいとやすらぎを得られる重要なオープンスペースとして、むかわ町鷗川及び穂別の市街地付近に公園や運動場等が整備され、スポーツ、散策等多目的に利用されている。

上流域は、釣りやラフティング等を主体に、自然豊かな溪流や施設整備されている箇所等が利用場所となっている。

中流域は、アリモロロードと呼ばれる穂別築堤の桜並木を通過するマラソン大会や穂別流送まつり等が実施されている。また、穂別付近の高水敷では公園整備が行われ、盛んに利用されている。

下流域及び河口域ではアイヌの豊漁祈願の儀式であるシシャモカムイノミが実施されている。また、むかわ町市街地の高水敷では公園整備が行われ、盛んに利用されている。また、河口干潟においては、河川協力団体等と共に、北海道鷗川高等学校や地域の小学校と連携し、河口干潟の保全に関する河川環境学習が実施されている。

さらに、シギ・チドリ類等の渡り鳥の重要な中継地となっており、多くの野鳥愛好家が訪れ、バードウォッチングを楽しんでいるなど、流域内はもとより、多くの来訪者がある。

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(6) 河川空間の利用

鷓川は広大な河川空間を有しており、特に河川敷地は水面および背後地の諸条件により、その地域のニーズに適応した利用がなされている。自然のうらおいとやすらぎを得られる重要なオープンスペースとして、むかわ町市街部や穂別付近の高水敷で公園整備が行われ、盛んに利用されている。

河川の利用については、ラフティングや釣り等、広く利用されている。さらに、市街地付近ではお祭り等の河川空間を利用したイベント等も行われている。

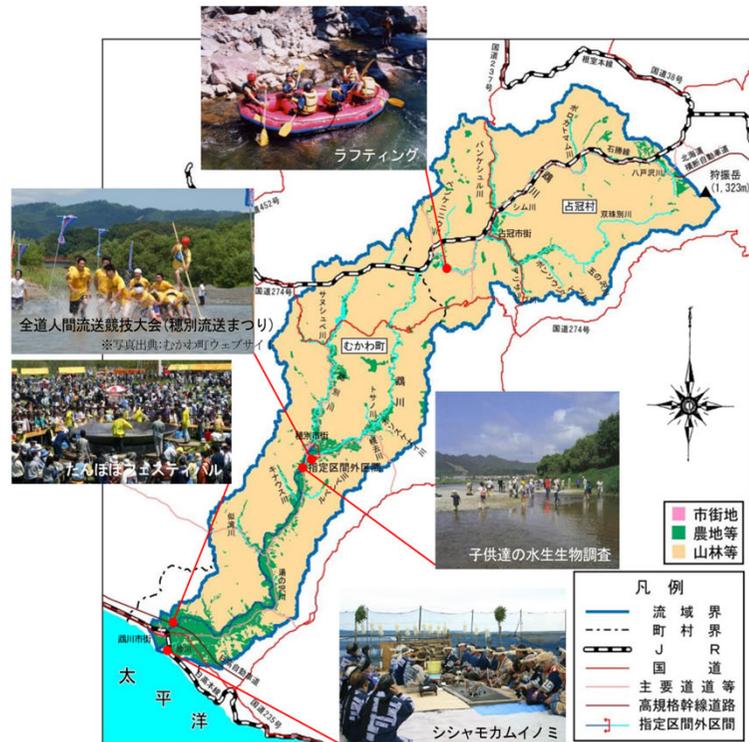


図 1-14 河川空間の利用状況

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32



注) 国土数値情報(河川・海岸線・行政区画)(国土交通省)を加工して作成

図 1-21 河川空間の利用状況

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-2.河川整備の現状と課題】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1 (7) 河川の適正な利用及び河川環境の課題

2 鷗川は多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を有しており、多様性の
3 ある水際の保全・形成や流域を含めた自然環境の保全が必要である。

4 かつての河道は、砂礫河原が大きく発達していたが、昭和20年代以降洪水はん濫防
5 御を目的として築堤や護岸の整備が進み、現在では砂礫河原が減少し、河岸に樹木が
6 繁茂している。

7 河道内の樹木については、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川環境を形成するなど、
8 多様な機能を有しているが、洪水時には水位の上昇や流木の発生原因となることから、
9 環境に配慮しつつ適切に管理していく必要がある。

10 鷗川の指定区間外区間のうち、川西頭首工、川東頭首工では魚道が整備されており、
11 今後も魚類等の移動の連続性が確保されるよう、河川整備を行う際には魚類の生息環
12 境に配慮する必要がある。

13 また、サケやシヤマモは地域産業の貴重な資源となっているため、遡上や産卵環境の
14 保全に配慮する必要がある。

15 シギ・チドリ類の集団飛来地である河口干潟については、かつて広範囲に広がってい
16 たが、近年、海岸侵食に伴い縮小傾向にあるため、水制工の設置など必要な対策を行
17 ってきており、引き続きその保全と再生に努める必要がある。

18 なお、河川やその周辺において、外来種による深刻な影響は発生していないが、今後
19 も関係機関と連携し、侵入の防止に努める必要がある。

20 河川水質の一般的な指標であるBODの経年変化は、指定区間外区間においては環境基
21 準を満たしているが、今後も各自治体と連携しながら継続的に監視していく必要があ
22 る。

23 むかわ町市街地周辺等の高水敷は、人と川がふれあう貴重な河川空間として多くの
24 人々に利用されている一方で、ゴミ等の不法投棄が依然として絶えない状況にあり、
25 河川愛護活動など含め関係機関と連携し、河川美化に向けた取り組みを強化する必要
26 がある。

27 樋門や橋梁は河川景観を形成する重要な要素であることから、地域の景観形成を図る
28 上で十分な配慮が必要である。また、河川整備にあたっては、河川空間の利用に関す
29 る多様なニーズを十分に反映し、より一層の自然環境保全との調和を図りつつ、地域
30 と連携して進める必要がある。
31

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

1 (7) 河川の適正な利用及び河川環境の課題

2 鷗川は多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を有しており、**持続可能**
3 **な**多様性のある水際の保全・**創出**や流域を含めた自然環境の保全・**創出**が必要である。

4 かつての河道は、砂礫河原が大きく発達していたが、昭和20年(1945年)代以降洪水
5 氾濫防御を目的として**堤防**や護岸の整備が進み、現在では**草地環境、自然裸地、水域**が
6 減少し、河岸に樹木が繁茂している。

7 **具体的に草地環境は平成17年(2005年)時点で河道内に540ha程度(37%)分布してい**
8 **たが、令和2年(2020年)時点で480ha程度(34%)に減少している。また、自然裸地は、**
9 **平成17年(2005年)時点で180ha程度(12%)分布していたが、令和2年(2020年)時点**
10 **で150ha程度(10%)に減少している。さらに水域は、平成17年(2005年)時点で300ha**
11 **程度(20%)分布していたが、令和2年(2020年)時点で270ha程度(19%)に減少して**
12 **いる。その結果、草地環境を利用する絶滅危惧種のタンチョウやチュウビ、自然裸地を**
13 **利用するイカルチドリ、ワンド・たまりに生息するニホンイトヨ等の確認個体数は経年**
14 **的に少ない、もしくは減少傾向にあり、草地環境、自然裸地及び水域の保全・創出が課**
15 **題となっている。**

16 河道内の樹木については、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川環境を形成するなど、
17 多様な機能を有しているが、洪水時には水位の上昇や流木の発生原因となることから、
18 環境を**保全・創出**しつつ適切に管理していく必要がある。

19 鷗川の**大臣管理区間**のうち、川西頭首工、川東頭首工では魚道が整備されているが、
20 **樋門地点等については落差が確認されており、魚類等の移動の連続性が確保されるよう、**
21 **河川整備を行う際には魚類の生息環境を保全・創出**する必要がある。

22 また、サケやシヤマモは地域産業の貴重な資源となっているため、**関係機関と連携を**
23 **図りながら、遡上や産卵環境を保全・創出**する必要がある。

24 シギ・チドリ類の集団飛来地である河口干潟については、かつて広範囲に広がってい
25 たが、近年、海岸侵食に伴い縮小傾向にあるため、水制工の設置や**サンドバイパス(北**
26 **海道が実施)の実施、人工干潟の造成**など必要な対策を**実施**しており、引き続きその保
27 全・**創出**を図る必要がある。

28 なお、河川やその周辺において、外来種による深刻な影響は発生していないが、今後
29 も関係機関と連携し、侵入・**拡大**の防止に努める必要がある。

30 河川水質の一般的な指標である**BOD75%値**の経年変化は環境基準を満たしているが、今
31 後も各自治体と連携しながら継続的に監視していく必要がある。

32 むかわ町市街地周辺等の高水敷は、人と川がふれあう貴重な河川空間として多くの
33 人々に利用されている。河川愛護活動など含め関係機関と連携し、河川美化に向けた取
34 組を強化する必要がある。

35 樋門や橋梁は河川景観を形成する重要な要素であることから、地域の景観形成を図る
36 上で十分な配慮が必要である。また、河川整備にあたっては、河川空間の利用に関する
37 多様なニーズを反映し、より一層の自然環境保全との調和を図ることが重要である。**さ**
38 **らに、河川愛護活動や環境教育等の取組と連携しながら河川整備を進める必要がある。**

鵜川水系河川整備計画〔変更〕（原案）変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-3.河川整備計画の目標】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1 1-3 河川整備計画の目標
 2 1-3-1 河川整備の基本理念
 3 鵜川流域は、北海道胆振東部における社会・経済・文化の基盤をなしている。流域の
 4 中下流部は農耕地として明治初期からひらけ、水田、肉用牛の牧畜等が営まれると
 5 もに、近年は商標登録が認められた「鵜川シシャモ」等地域ブランド化への取り組み
 6 が活発に行われている。また、JR 日高本線や国道等の基幹交通施設に加え、日高自動
 7 車道、北海道横断自動車道が整備中であり、交通や物流の要衝となっているほか、豊
 8 かな自然環境と多様な景観を有している。
 9 このようなことから、「安全で安心できる美しい国土づくり」を目標として、地域住
 10 民が安心して暮らせるような社会基盤の整備、胆振地方東部における農業用水や都市
 11 用水等の安定供給、自然豊かな環境の保全・継承を図り、また、河川管理にも寄与す
 12 る水系一貫した土砂管理に努めることが必要である。
 13 今後の鵜川水系の河川整備については、美しい自然を育み、心やすらぐ身近な水辺の
 14 鵜川をつくるため、流域及び水系一貫の視点を持ち、河川の特性と地域の風土・文化
 15 等の実情を踏まえた上で、次のような方針に基づき総合的、効果的、効率的に推進す
 16 る。
 17
 18 **【洪水等による災害の発生防止又は軽減について】**
 19 洪水氾濫の危険性を極力減少させるため、河道断面が不足している箇所について
 20 は、河道の安定・河川環境に配慮しつつ、河積の増大を図り洪水を安全に流下させ
 21 る。また、堤防断面が不足している箇所や堤防未整備の箇所について堤防整備を行
 22 うとともに、浸透や侵食に対する堤防の安全性を点検し、必要な対策を行う。
 23 さらに、上下流のバランスを考慮するとともに、整備途上段階においても順次安
 24 全度が高まるよう、水系として一貫した整備を行う。
 25 鵜川流域のある北海道太平洋沿岸は地震多発地帯であり、地震や津波に対する被
 26 害の防止・軽減を図る。
 27
 28 **【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持について】**
 29 河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努
 30 め、今後とも関係機関等と連携し、合理的な流水の利用を促進する。
 31
 32

鵜川水系河川整備計画〔変更〕(原案)

1 1-3 河川整備計画の目標
 2 1-3-1 河川整備の基本理念
 3 第9期北海道総合開発計画では、以下を2050年の北海道の将来像としている。
 4
 5 ①「食、観光、脱炭素化等の北海道の強みを活かした産業が国内外に展開し、豊か
 6 かな北海道が実現することで、我が国の経済安全保障に貢献している。」
 7 ②「デジタルの実装により、北海道内の地方部における定住・交流環境が維持され
 8 るとともに、国内外から人を魅きつける多様な暮らし方が実現している。」
 9
 10 また、将来像に向けた第一歩として、豊かな北海道を実現し、我が国に貢献するた
 11 めの土台づくりとしての目標を定めている。
 12
 13 目標1 「我が国の豊かな暮らしを支える北海道
 14 ～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」
 15 目標2 「北海道の価値を生み出す北海道型地域構造
 16 ～生産空間の維持・発展と強靱な国土づくり」
 17
 18 さらに、将来像を実現するために進むべき方向性として「北海道独自の文化を保全・
 19 継承」とされており、アイヌ文化の振興等の取組を通じて、アイヌの人々の誇りが尊重
 20 される社会の実現を目指すこととしている。
 21 鵜川流域は、ブランド力のある多様な「食」と国内外から多くの観光客を引きつける
 22 「観光」の魅力を併せ持つ地域であり、北海道胆振東部における社会・経済・文化の基
 23 盤をなしている。流域の中下流部は農耕地として明治初期からひらけ、水田、肉用牛の
 24 牧畜等が営まれるとともに、近年は商標登録が認められた「鵜川ししやも」や「ほべつ
 25 メロン」等地域ブランド化への取組が活発に行われている。また、JR石勝線や国道等の
 26 基幹交通施設に加え、日高自動車道、北海道横断自動車道が整備され、道央と道東を結
 27 ぶ交通の要衝となっているほか、豊かな自然環境と多様な景観を有している。
 28 さらに、夏はキャンプやSUP^注、カヌー、ラフティングといったアクティビティの活動
 29 や釣りなどの恵まれた自然環境のもとでの多様なアウトドア観光により通年観光化が
 30 進んでいる。また、むかわ町穂別では、令和元年（2019年）に発掘された「カムイサウ
 31 ルス・ジャポニクス」と命名された「むかわ竜」の全身骨格化石が見つかるなど国内外
 32 からも注目されている。これらの地域資源を活かしたまちなかづくりを通じて地域活性
 33 化や賑わいあるまちづくりに取り組んでいる。
 34
 35 注) SUP : Stand up Paddleboard

鵜川水系河川整備計画〔変更〕（原案） 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-3.河川整備計画の目標】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

鵜川水系河川整備計画〔変更〕(原案)

1 1-3 河川整備計画の目標
 2 1-3-1 河川整備の基本理念
 3 鵜川流域は、北海道胆振東部における社会・経済・文化の基盤をなしている。流域の
 4 中下流部は農耕地として明治初期からひらけ、水田、肉用牛の牧畜等が営まれると
 5 もに、近年は商標登録が認められた「鵜川シシャモ」等地域ブランド化への取り組み
 6 が活発に行われている。また、JR 日高本線や国道等の基幹交通施設に加え、日高自動
 7 車道、北海道横断自動車道が整備中であり、交通や物流の要衝となっているほか、豊
 8 かな自然環境と多様な景観を有している。
 9 このようなことから、「安全で安心できる美しい国土づくり」を目標として、地域住
 10 民が安心して暮らせるような社会基盤の整備、胆振地方東部における農業用水や都市
 11 用水等の安定供給、自然豊かな環境の保全・継承を図り、また、河川管理にも寄与す
 12 る水系一貫した土砂管理に努めることが必要である。
 13 今後の鵜川水系の河川整備については、美しい自然を育み、心やすらぐ身近な水辺の
 14 鵜川をつくるため、流域及び水系一貫の視点を持ち、河川の特性と地域の風土・文化
 15 等の実情を踏まえた上で、次のような方針に基づき総合的、効果的、効率的に推進す
 16 る。
 17
 18 **【洪水等による災害の発生の防止又は軽減について】**
 19 洪水氾濫の危険性を極力減少させるため、河道断面が不足している箇所について
 20 は、河道の安定・河川環境に配慮しつつ、河積の増大を図り洪水を安全に流下させ
 21 る。また、堤防断面が不足している箇所や堤防未整備の箇所について堤防整備を行
 22 うとともに、浸透や侵食に対する堤防の安全性を点検し、必要な対策を行う。
 23 さらに、上下流のバランスを考慮するとともに、整備途上段階においても順次安
 24 全度が高まるよう、水系として一貫した整備を行う。
 25 鵜川流域のある北海道太平洋沿岸は地震多発地帯であり、地震や津波に対する被
 26 害の防止・軽減を図る。
 27
 28 **【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持について】**
 29 河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努
 30 め、今後とも関係機関等と連携し、合理的な流水の利用を促進する。
 31
 32

1 こうしたことから、鵜川流域では北海道総合開発計画の長期的ビジョンや目標を踏ま
 2 えたくて、日本及び世界に貢献する自立した北海道の実現に向け、安全でゆとりある
 3 快適な地域社会の形成、アイヌ文化保存・伝承・振興の取組、食料供給力の確保・向上、
 4 流域の人々の連携・協働による地域づくりを通じ、胆振地域を先導する役割を果たす必
 5 要がある。
 6 加えて、北海道は気候変動による影響が大きく、これに伴う降雨量増大が懸念される。
 7 そのため、次世代への防災・減災に関わる有効な適応策を展開する必要があり、気候変
 8 動の進行に対応した時間軸の中で、適応策の展開や社会・経済活動の変化等を総合的に
 9 評価し、低炭素化社会の形成やイノベーションの先導的・積極的導入と合わせて合理的
 10 かつ段階的に進めていくことが重要である。また、「安全で安心できる美しい国土づく
 11 り」を目標として、地域住民が安心して暮らせるような社会基盤の整備、胆振地方東部
 12 における農業用水や都市用水等の安定供給、自然豊かな環境の保全・継承を図り、河川
 13 管理にも寄与する水系一貫した土砂管理に努めることが必要である。
 14 このため、今後の鵜川水系の河川整備については、気候変動による影響を踏まえ、美
 15 しい自然を育み、心やすらぐ身近な水辺を創出するために、流域及び水系一貫の視点
 16 を持ち、河川の特性と地域の風土・文化等の実情を考慮したうえで、多様化したニーズ
 17 に対して地域住民や関係機関等と協働して合意形成を進めつつ、次のような方針に基づき
 18 総合的、効果的、効率的に推進する。
 19
 20 **【洪水等による災害の発生の防止または軽減について】**
 21 流域や洪水の特性として、特に下流部では低平地が広範囲にわたって分布する。
 22 このような流域特性を踏まえ、洪水氾濫の危険性を極力減少させるため、施設能力
 23 を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会
 24 の再構築を一步進める。また、気候変動の影響や社会状況の変化等を踏まえ、あら
 25 ゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進し、水害リスク
 26 マップ等を活用し、流域一体となって洪水等の災害被害の軽減を図る。さらに、流
 27 域治水の取組を進めつつ、特定都市河川制度等の活用に向けた検討を行い、更なる
 28 治水対策を推進する。
 29 河道断面が不足している箇所については、シシャモの産卵床及び河岸樹木を保
 30 全・創出しながら必要な流下断面を確保して洪水被害の軽減を図るほか、局所的な
 31 深掘れや低水路の堤防接近などの不安定な河道箇所について、河道の安定化を図る。
 32 整備にあたっては、本支川及び上下流の関係を踏まえた治水安全度のバランス等
 33 を考慮しつつ、整備途上段階においても順次安全度の向上・確保を図りつつ、流域
 34 全体で水災害リスクを低減するよう、水系として一貫した整備を行う。
 35 そのため、国及び北海道の管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、
 36 河川区域に接続する沿川の背後地における農地・農業水利施設の有する洪水調節機
 37 能を活用した流域治水対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有について
 38 強化を図る。

鷗川水系河川整備計画〔変更〕（原案） 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-3.河川整備計画の目標】

鷗川水系河川整備計画（平成21年2月策定）

1 **【河川環境の整備と保全について】**
 2 河川環境は、自然の状況においても遷移し、攪乱により変化するものであるとい
 3 うことを認識したうえで、河畔林やかつての河原など、鷗川の有する河川環境の多
 4 様性や連続性を保全・創出し、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・形成に努め
 5 る。特に、日本有数のシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の重要な中継基地となっ
 6 ている河口干潟については、その環境の保全・再生に努める。
 7 また、水田や牧畜を主体とした農業やサケ・シシャモ等の漁業等、地域の産業の
 8 持続的な発展と自然環境の保全の両立を目指し、流域の自然的・社会的状況を踏ま
 9 え、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域と連携しながら、地域の個
 10 性等が実感できる川づくりを推進する。
 11 鷗川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配
 12 慮し、鷗川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに市街地や農作地
 13 帯及び森林地帯と調和した鷗川らしい水辺景観の保全・形成に努める。

14
 15 **【河川の維持について】**
 16 洪水等による災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能
 17 の維持、河川環境の整備と保全が図られるよう、総合的な視点に立った維持管理を
 18 行う。また、地域住民、関係機関と連携・協働した維持管理の体制を構築する。
 19 河道や河川管理施設をはじめ、流水や河川環境等について定期的にモニタリング
 20 を行い、その状態の変化に応じた順応的管理^{注)}（アダプティブ・マネジメント）に努
 21 める。

22 注) 順応的管理：生態系のように予測が困難な対象を取り扱うための考え方で、ここでは河川整備計画の通り実施
 23 する事業に対して自然からの応答を注意深くモニタリングし、その結果を踏まえて柔軟に行う管理の
 24 ことを指す。
 25

鷗川水系河川整備計画〔変更〕（原案）

1 また、施設の能力を上回る洪水（水防法に基づき設定される想定最大規模）が発
 2 生した場合においては、人命、資産、社会経済の被害の軽減を図る必要がある。さ
 3 らに気候変動後（4℃上昇時等）は、治水計画における整備メニューの点検や減災対
 4 策を行うためのリスク評価等の参考として活用するものとする。
 5 鷗川流域を含む北海道太平洋沿岸は地震多発地帯であり、地震や津波に対する被
 6 害の防止・軽減を図る。

7
 8 **【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持について】**
 9 河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保す
 10 ることを目標に、今後とも関係機関等と連携し、合理的な流水の利用を促進する。

11
 12 **【河川環境の整備と保全・創出について】**
 13 良好な状態にある生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するとともに、その
 14 ような状態にない河川の環境をできる限り向上するという考え方を基本とする。ま
 15 た、流域全体にわたる生態系ネットワークの形成に寄与する良好で多様な動植物等
 16 の生息・生育・繁殖環境の保全を図りつつ、かつての草地環境や自然裸地、水域な
 17 ど、鷗川の有する河川環境の多様性の保全・創出を図る。特に、日本有数のシギ・
 18 チドリ類を中心とした渡り鳥の重要な中継基地となっている河口干潟については、
 19 その環境の保全・創出を図る。
 20 河道内樹木については、治水及び環境上の機能や影響を考慮した上で計画的な管
 21 理を行う。特に水際部の樹木は魚類の生息環境との関わりが深いことから、その保
 22 全・創出を図る。また、地域の貴重な水産資源であるシシャモについては産卵床の
 23 保全・創出のため、河道掘削方法の工夫、河床材料の監視等、産卵床の実態把握に
 24 必要な調査を実施する。
 25 水田や牧畜を主体とした農業やサケ・シシャモ等の漁業等、地域の産業の持続的
 26 な発展と自然環境の保全・創出の両立を目指し、流域の自然的・社会的状況を踏ま
 27 え、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域と連携しながら、地域の個
 28 性等が実感できる川づくりを推進する。
 29 鷗川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配
 30 慮し、鷗川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに市街地や農作地
 31 帯及び森林地帯と調和した鷗川らしい水辺景観の保全・創出を図る。
 32 また、人と川とのふれあいに関する整備を行うとともに、良好な流域の環境や河
 33 川環境の保全・創出を目指し、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提
 34 供、良好な景観の創出、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力がある地域
 35 づくりを進め、グリーンインフラに関する取組を推進する。
 36 川の中を主とした「多自然川づくり」から流域の「河川を基軸とした生態系ネッ
 37 トワークの形成」へと視点を拡大し、自然環境の保全や創出を図るほか、農地等に
 38 おける施策やまちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出を図る。

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-3.河川整備計画の目標】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1 **【河川環境の整備と保全について】**

2 河川環境は、自然の状況においても遷移し、攪乱により変化するものであるとい
3 うことを認識したうえで、河畔林やかつての河原など、鷓川の有する河川環境の多
4 様性や連続性を保全・創出し、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・形成に努め
5 る。特に、日本有数のシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の重要な中継基地となっ
6 ている河口干潟については、その環境の保全・再生に努める。

7 また、水田や牧畜を主体とした農業やサケ・シシャモ等の漁業等、地域の産業の
8 持続的な発展と自然環境の保全の両立を目指し、流域の自然的・社会的状況を踏ま
9 え、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域と連携しながら、地域の個
10 性等が実感できる川づくりを推進する。

11 鷓川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配
12 慮し、鷓川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに市街地や農作地
13 帯及び森林地帯と調和した鷓川らしい水辺景観の保全・形成に努める。

14 **【河川の維持について】**

15 洪水等による災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能
16 の維持、河川環境の整備と保全が図られるよう、総合的な視点に立った維持管理を
17 行う。また、地域住民、関係機関と連携・協働した維持管理の体制を構築する。

18 河道や河川管理施設をはじめ、流水や河川環境等について定期的にモニタリング
19 を行い、その状態の変化に応じた順応的管理^{注)}(アダプティブ・マネジメント)に努
20 める。

21 注) 順応的管理：生態系のように予測が困難な対象を取り扱うための考え方で、ここでは河川整備計画にのっとり実施
22 する事業に対して自然からの応答を注意深くモニタリングし、その結果を踏まえて柔軟に行う管理の
23 ことを指す。

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

1 **【河川の維持について】**

2 洪水等による災害の発生防止または軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機
3 能の維持、河川環境の整備と保全が図られるよう、総合的な視点に立った**戦略的な**
4 維持管理を行う。また、地域住民、関係機関と連携・協働した維持管理の体制を構
5 築する。

6 河道や河川管理施設をはじめ、流水や河川環境等について定期的にモニタリング
7 を行い、**予防保全と事後保全を明確に使い分け**、その状態の変化に応じた順応的管
8 理^{注)}(アダプティブ・マネジメント)や**アセットマネジメント**に努める。

9 注) 順応的管理：生態系のように予測が困難な対象を取り扱うための考え方で、ここでは河川整備計画に
10 のっとり実施する事業に対して自然からの応答を注意深くモニタリングし、その結果を
11 踏まえて柔軟に行う管理のことを指す。

12 **【総合的な土砂管理について】**

13 鷓川流域では、ダムの堆砂の進行、シシャモの産卵床に適した河床材料の把握、
14 汀線の後退、海底高さの低下など、土砂移動と密接に関わる問題・課題があるため、
15 流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理を実施する。

16 具体的には、ダムや堰の施設管理者や海岸、砂防、治山関係部局等の関係機関と
17 連携し、流域におけるダムの堆砂対策状況、河床材料や河床高の経年変化、特に、
18 下流のシシャモの産卵床の河床材料の経年的変化をモニタリングする。また、土砂
19 移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組む
20 とともに、治水・環境上安定的な河道の維持に努める。具体的には、再堆積や樹林
21 化による河積阻害の防止やシシャモの保全に資する河道の整備・施工方法の検討な
22 ど、治水機能と環境機能の両立を図る技術的手法の検討を進める。さらに、双珠別
23 ダムでの定期的な浚渫、穂別ダムでの堆砂対策に向けた調査・検討を引き続き実施
24 する。

25 沙流川を含む広域的な連携により河川及び海岸の土砂管理を一体的に捉え、関係
26 機関と連携した航路浚渫土砂を活用した後退した汀線付近への置き土(養浜)など、
27 日高胆振沿岸の保全や土砂管理対策に反映して順応的な土砂管理を推進する。加え
28 て、海岸管理者と連携し河口付近の海岸地形(河口テラス、汀線等)のモニタリング
29 も継続して実施していく。

30
31
32 以上の基本理念に基づく取組については、鷓川・沙流川流域治水協議会等、既存の流
33 域内連携に関連する枠組みと連携の上、流域への普及啓発に努める。
34

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-3.河川整備計画の目標】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1-3-2 河川整備計画の対象区間

本河川整備計画は、河川管理者である北海道開発局長が河川法第16条の2に基づき、鵜川水系における指定区間外区間(国管理区間)を対象に定めるものである。本計画の対象区間を表 1-8及び図 1-15に示す。

表 1-8 計画対象区間

河川名	区 間			備 考
	上流端(目標物)	下流端	延長(km)	
鵜川	左岸 北海道勇払郡むかわ町穂別 467 番地先 右岸 同町穂別 142 番の 1 地先(穂別川への合流点)	海	42.9	指定区間外区間

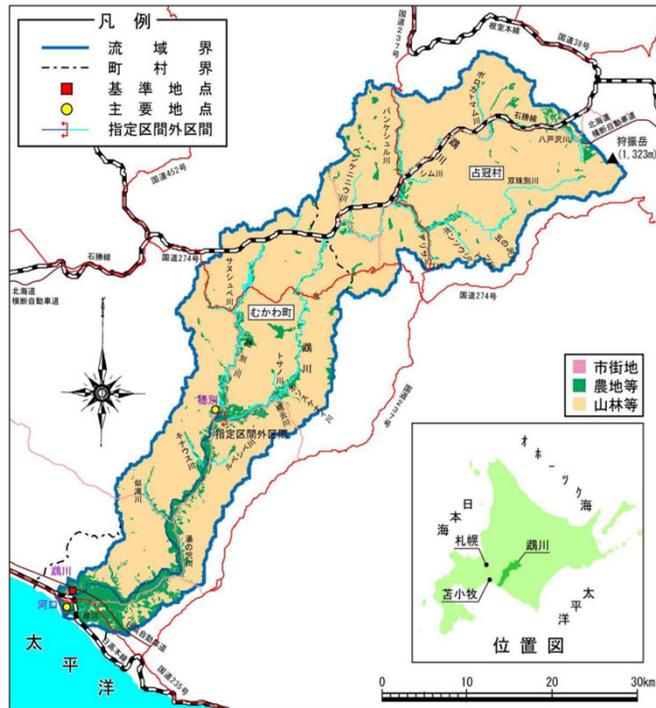


図 1-15 指定区間外区間(国管理区間)

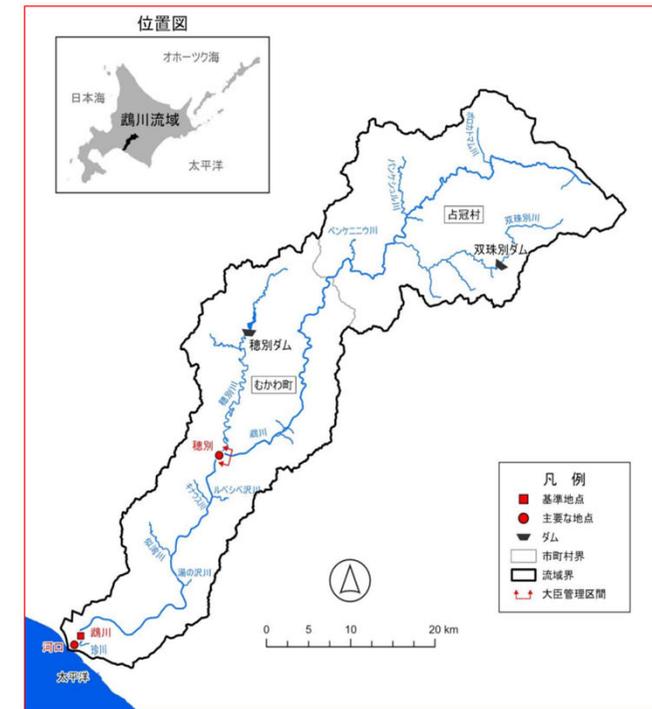
鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

1-3-2 河川整備計画の対象区間

本河川整備計画は、河川管理者である北海道開発局長が河川法第16条の2に基づき、鵜川水系における大臣管理区間を対象に定めるものである。本計画の対象区間を表 1-9及び図 1-22に示す。

表 1-9 計画対象区間

河川名	区 間			備 考
	上流端(目標物)	下流端	延長(km)	
鵜川	左岸 北海道勇払郡むかわ町穂別467番地先 右岸 同町穂別142番の1地先(穂別川への合流点)	海	42.9	大臣管理区間



注) 国土数値情報(河川・海岸線・行政区域)(国土交通省)を加工して作成
図 1-22 大臣管理区間

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-3.河川整備計画の目標】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1-3-3 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、鷗川水系河川整備基本方針に即し、鷗川を総合的に管理するため、河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね20年とする。

本計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものである。そのため、今後の災害の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等にあわせ、必要に応じ見直しを行うものとする。

1-3-4 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

洪水による災害の発生防止又は軽減に関しては、河川整備基本方針で定めた目標に向けて段階的に整備を進めることとし、上下流のバランスを考慮した上で、鷗川流域において甚大な被害をもたらした戦後最大規模の洪水である平成4年8月降雨により発生する洪水流量(以下「目標流量」と言う)を安全に流すことを目標とする。

このため、鷗川地点における目標流量は3,000m³/sとし、河川整備基本方針において、治水・利水・環境の観点、社会的影響、経済性等を総合的に検討した上で、河道改修により対処するとしていることから、これを河道に配分する。

河道断面が不足している区間については、河道の安定、社会的影響や河川環境等に配慮しながら堤防の整備や河道の掘削、樹木の伐開等により必要な河道断面を確保して洪水被害の軽減を図る。

一方、内水被害が想定される地域では、関係機関と連携し内水被害の軽減を図る。さらに、計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも、被害をできるだけ軽減するよう関係機関や地域と連携し、危機管理体制の整備等必要な対策を講じる。

また、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動による地震・津波に対し、河川構造物の耐震性能確保、情報連絡体制等について調査検討を進め、必要な対策を実施することにより被害の防止・軽減を図る。

表 1-9 目標流量

基準地点名	目標流量	河道への配分流量
鷗川	3,000m ³ /s	3,000m ³ /s

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

1-3-3 河川整備計画の対象期間等

本河川整備計画は、鷗川水系河川整備基本方針に基づき、気候変動の進行に伴うリスク増大への対応も勘案しつつ、鷗川の総合的な管理を行うため、河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね25年とする。

本河川整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、今後の災害の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等にあわせ、必要に応じ見直しを行うものとする。

1-3-4 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

洪水による災害の発生防止または軽減に関しては、河川整備基本方針で定めた目標に向けて段階的に整備を進めるとともに、近年の全国的な水災害による甚大な被害を受けて、鷗川流域においても施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化等を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進し、洪水等による災害被害の軽減を図る。

気候変動に伴い、これまでの目標流量を上回る規模の洪水が発生しても流域の被害を軽減することを目標とし、生産空間を支える中心市街地のある下流部では、気候変動後においても前整備計画と概ね同程度の治水安全度を確保するため、目標とする流量(以下、「目標流量」という。)は基準地点鷗川で3,400m³/sとする。

また、本計画の対象期間や現在の整備状況を踏まえ、中流部では、戦後最大規模の洪水である平成4年(1992年)8月降雨により発生する洪水流量を安全に流下させることを目標とし、上下流のバランスも踏まえた段階的かつ着実な河川整備を実施する。整備水準を超える洪水に対しては、水害リスク情報を流域で共有した上で、必要なリスク軽減対策を検討する。

目標流量については、治水・利水・環境の観点、社会的影響及び経済性等を総合的に検討した結果、河道改修により対処することとし、その全量を河道に配分する。

河道断面が不足している区間については、河道の安定、社会的影響や河川環境等を保全・創出しながら堤防の整備や河道の掘削、樹木の伐開等により必要な河道断面を確保して洪水被害の軽減を図る。

局所的な深掘れ・河床低下や河岸侵食により、災害発生のおそれがある箇所については、河道の安定化を図る。

一方、内水被害が想定される地域では、関係機関と連携し内水被害の軽減を図る。さらに、計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも、被害をできるだけ軽減するよう関係機関や地域と連携し、危機管理体制の整備等必要な対策を講じる。

また、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動による地震・津波に対し、河川構造物の耐震性能確保、情報連絡体制等について調査検討を進め、必要な対策を実施することにより被害の防止・軽減を図る。

鷓川水系河川整備計画〔変更〕（原案） 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-3.河川整備計画の目標】

鷓川水系河川整備計画（平成21年2月策定）

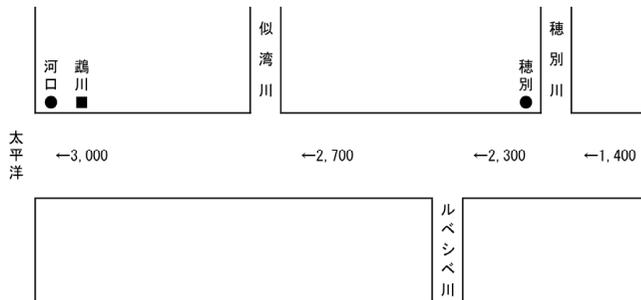


図 1-16 主要な地点における河道への配分流量(単位: m³/s)

表 1-10 主要な地点における計画高水位

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)
鷓川	穂別	41.0	57.41
	鷓川	2.6	6.21
	河口	1.0	4.40

T.P.:東京湾中等潮位

鷓川水系河川整備計画〔変更〕（原案）

表 1-10 河川整備における目標流量

基準地点名	目標流量	河道配分流量
鷓川	3,400m³/s	3,400m³/s

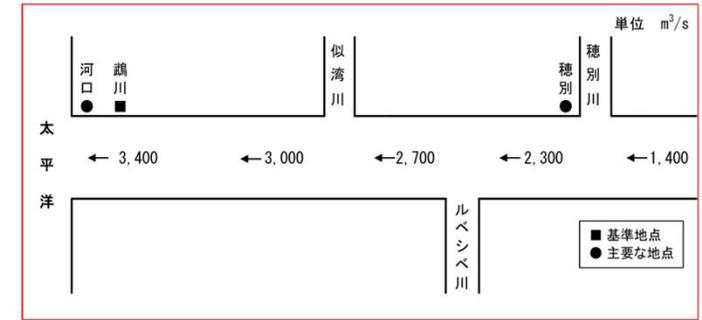


図 1-23 主要な地点における河道への配分流量(単位: m³/s)

表 1-11 主要な地点における計画高水位

河川名	地点名	河口または合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)
鷓川	穂別	41.0	57.41
	鷓川	2.6	6.21
	河口	1.0	4.40

T.P.:東京湾中等潮位

1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

(1) 流水の正常な機能の維持に関する目標

流況、利水の現況、動植物の保護・漁業、観光・景観、流水の清潔の保持等、**流水の正常な機能を維持するため、基準地点鷓川における必要な流量として概ね6m³/sを確保することに努める。**なお、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。

表 1-12 流水の正常な機能を維持するため必要な流量

主要な地点	必要な流量
鷓川	概ね 6m³/s

(2) 河川水の適正な利用に関する目標

取水施設における取水及び流況の適正な管理を引き続き行い、合理的な流水の管理に努める。

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-3.河川整備計画の目標】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1 1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

2 (1) 流水の正常な機能の維持に関する目標

3 流況、利水の現況、動植物の保護・漁業、観光・景観、流水の清潔の保持等の各項目
4 に必要な流量を考慮し、鵜川地点における必要な流量として概ね6m³/sの確保に努める。
5 なお、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。

7 表 1-11 流水の正常な機能を維持するため必要な流量

主要な地点	必要な流量
鵜川	概ね 6m ³ /s

9 (2) 河川水の適正な利用に関する目標

10 水利施設における取水及び流況の適正な管理を引き続き行い、合理的な流水の管理に努
11 める。

14 1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

15 (1) 河川環境の整備と保全に関する目標

16 河畔林や水際については、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることか
17 ら、治水面との整合を図りつつ、保全に努める。

18 魚類等の生息環境の保全・形成を図るため、移動の連続性確保及び産卵場の保全に
19 努める。特に下流部にはシシャモ、中流部にサケの産卵床がみられることから、モニ
20 タリング及び河道の適切な管理により産卵床の保全に努める。

21 鵜川河口の干潟は、日本有数のシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の重要な中継地と
22 なっているが、近年、海岸侵食にともない干潟が消失していることから、干潟の保全・
23 再生に努める。

24 自然豊かな鵜川らしい河川景観については、治水面と整合を図りつつ、その保全に努
25 める。

26 また、水質の一般的な指標であるBODは、指定区間外区間では環境基準を満たしてお
27 り、今後とも関係機関と連携し、その維持に努める。

29 (2) 河川空間の利用に関する目標

30 河川空間の利用の現状を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域
31 住民や自治体との共通認識のもと秩序ある利用に努める。

32 また、河川空間は、人々が川や水辺とふれあい親しめる場として利用されるよう地域
33 住民や関係機関と連携し、その整備に努める。

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

1 1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

2 (1) 河川環境の整備と保全に関する目標

3 動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出の考え方としては、鵜川と地域文
4 化(サクラマス、シシャモ)との関わりを踏まえ、環境が類似する区間を「河川環境区
5 分」として整理し、区分ごとに環境が良好な区間を「代表区間」として設定する。その
6 上で、代表区間をはじめとした良好な環境を保全するとともに、河川環境を改善すべき
7 箇所について、代表区間を参考として環境の改善を図るなど、河川環境全体の底上げを
8 図ることを基本的な考え方とする。つまり、「良好な状態にある生物の生息、生育、繁
9 殖環境を保全するとともに、そのような状態にない河川の環境をできる限り向上する」
10 という考え方を基本とする。

11 また、流域全体にわたる生態系ネットワークの形成に寄与する良好で多様な動植物等
12 の生息・生育・繁殖環境の保全を図りつつ、失われるなどした河川環境の創出を図る。
13 さらに、鵜川流域の豊かな自然環境を背景とした、良好な景観の維持・形成を図る。な
14 お、これらの環境の保全・創出については、治水上の支障がないような形で実施すると
15 ともに、流量や土砂の変動など攪乱による河川的作用を考慮し、それらの作用による変
16 化に応じて順応的な管理を行う。

17 表 1-13 河川環境区分ごとの代表区間

河川区分	河川環境区分	位置	代表区間	代表区間における主な環境
河口	区分1	河口～KP1.6	設定しない	—
下流	区分2	KP2.0～KP13.0	KP6.0～KP7.0	・オジロワシ等が生息する河畔林 ・シシャモの産卵環境となる粒径の河床 ・ヤチウグイ等が生息するワンド・たまり
中流	区分3	KP13.0～KP42.4	KP29.0～KP30.0	・オジロワシ等が生息する河畔林 ・イカルチドリ等が生息する自然裸地 ・サクラマス等の生息する瀬・淵環境

19 動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出に向けた目標として、具体的には
20 以下のとおりとする。なお、各区分において生息する生物の種数など生態系全体を考慮
21 して河川環境の保全・創出を図る。

22 近年減少している草地環境、自然裸地、水域を利用する鳥類、魚類の個体数、餌資源
23 となる昆虫類の個体数は平成17年頃(2005年)から令和2年頃(2020年)にかけて減少
24 している。そのため、これらの種の生息・生育・繁殖に適した草地環境、自然裸地、水
25 域について量と質を向上させることができるよう保全・創出を図る。

26 具体的には鵜川の大丘管理区間における河道掘削、樹木伐採等により、平成17年頃
27 (2005年)と同様に草地環境は540ha程度(37%)、自然裸地は180ha程度(12%)、水域
28 は300ha程度(20%)の確保を中期的な目標とし、生物多様性の向上を図る。なお、現
29

鵜川水系河川整備計画〔変更〕（原案） 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-3.河川整備計画の目標】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

(1) 流水の正常な機能の維持に関する目標

流況、利水の現況、動植物の保護・漁業・観光・景観、流水の清潔の保持等の各項目に必要な流量を考慮し、鵜川地点における必要な流量として概ね6m³/sの確保に努める。
なお、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。

表 1-11 流水の正常な機能を維持するため必要な流量

主要な地点	必要な流量
鵜川	概ね 6m ³ /s

(2) 河川水の適正な利用に関する目標

利水施設における取水及び流況の適正な管理を引続き行い、合理的な流水の管理に努める。

1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 河川環境の整備と保全に関する目標

河畔林や水際については、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、治水面との整合を図りつつ、保全に努める。

魚類等の生息環境の保全・形成を図るため、移動の連続性確保及び産卵場の保全に努める。特に下流部にはシヤマモ、中流部にサケの産卵床がみられることから、モニタリング及び河道の適切な管理により産卵床の保全に努める。

鵜川河口の干潟は、日本有数のシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の重要な中継地となっているが、近年、海岸侵食にともない干潟が消失していることから、干潟の保全・再生に努める。

自然豊かな鵜川らしい河川景観については、治水面と整合を図りつつ、その保全に努める。

また、水質の一般的な指標であるBODは、指定区間外区間では環境基準を満たしており、今後とも関係機関と連携し、その維持に努める。

(2) 河川空間の利用に関する目標

河川空間の利用の現状を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域住民や自治体との共通認識のもと秩序ある利用に努める。

また、河川空間は、人々が川や水辺とふれあい親しめる場として利用されるよう地域住民や関係機関と連携し、その整備に努める。

鵜川水系河川整備計画〔変更〕(原案)

時点の課題や河道状況等に基づく目標であり、河川整備の進捗、河川環境の変化等にあわせ、必要に応じ見直しを行うものとする。

整備後には河川環境のモニタリングを実施し、区分毎の目標とする水準を下回っている場合には、河川全体での目標を達成できるよう必要な対応を図る。

注1) 0 内の%は大臣管理区間の河道内面積に占める割合を示す

表 1-14 河川整備において目標とする河川環境

環境要素	草地環境 (低・中茎草地) (水生植物) (外来植物) (ヨシ原)	自然裸地 (自然裸地) (干潟)	水域 (瀬淵) (ワンド・たまり)
	区分1	60ha程度	10ha程度
区分2	130ha程度	60ha程度	70ha程度
区分3	350ha程度	110ha程度	190ha程度
大臣管理区間	540ha程度 37%	180ha程度 12%	300ha程度 20%

注2) 0 内は典型的な環境要素の12項目より該当する環境要素を示す

注3) %は大臣管理区間の河道内面積に占める割合を示す

表 1-15 現在の河川環境

構成割合	草地環境				自然裸地			水域				
	低・中茎草地	水生植物	外来植物	ヨシ原	小計	自然裸地	干潟	小計	瀬	淵	ワンド・たまり	小計
区分1	39ha	8ha	13ha	1ha	60ha	7ha	3ha	10ha	-	0.3ha	0.1ha	40ha
区分2	112ha	5ha	33ha	-	150ha	50ha	-	50ha	4ha	3ha	1ha	70ha
区分3	195ha	5ha	67ha	-	270ha	90ha	-	90ha	17ha	14ha	4ha	160ha
大臣管理区間	480ha 34%				150ha 10%			270ha 19%				

注4) 水域は河川水辺の国勢調査(令和元年(2019年))の調査結果、それ以外の項目は河川水辺の国勢調査(令和2年(2020年))の結果による

注5) %は大臣管理区間の河道内面積に占める割合を示す

河口部(河口～KP1.6)においては、区間に特徴的な環境を特に代表する種として、河辺性の樹林を休息場として利用する絶滅危惧種のオジロワシ、河口周辺の湿生植物を含む草地環境を生息・繁殖場として利用する絶滅危惧種のタンチョウやチュウヒ、干潟を生息場として利用するハマシギ、シロチドリ、ワンド・たまりを生息場として利用するヤチウグイ、ニホンイトヨ、瀬淵環境を採餌・生息場として利用するミサゴ、サクラマス、絶滅危惧種のカワヤツメ、また粗砂・細礫河床を産卵場として利用するシヤマモを指標種とする。湿性植物を含む草地環境は平成17年時点(2005年)で60ha程度であったが、令和2年頃(2020年)は60ha程度と変化は見られない。また、干潟を含む自然裸地は平成17年時点(2005年)で10ha程度であり、令和2年頃(2020年)は10ha程度と変化は見られない。さらに、ワンド・たまり、瀬淵環境を含む水域は平成17年時点(2005年)

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-3.河川整備計画の目標】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1 1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

2 (1) 流水の正常な機能の維持に関する目標

3 流況、利水の現況、動植物の保護・漁業、観光・景観、流水の清潔の保持等の各項目
4 に必要な流量を考慮し、鵜川地点における必要な流量として概ね6m³/sの確保に努める。
5 なお、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。

7 表 1-11 流水の正常な機能を維持するため必要な流量

主要な地点	必要な流量
鵜川	概ね 6m ³ /s

9 (2) 河川水の適正な利用に関する目標

10 利水施設における取水及び流況の適正な管理を引続き行い、合理的な流水の管理に努
11 める。

14 1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

15 (1) 河川環境の整備と保全に関する目標

16 河畔林や水際については、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることか
17 ら、治水面との整合を図りつつ、保全に努める。

18 魚類等の生息環境の保全・形成を図るため、移動の連続性確保及び産卵場の保全に
19 努める。特に下流部にはシヤマモ、中流部にサケの産卵床がみられることから、モニ
20 タリング及び河道の適切な管理により産卵床の保全に努める。

21 鵜川河口の干潟は、日本有数のシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の重要な中継地と
22 なっているが、近年、海岸侵食にともない干潟が消失していることから、干潟の保全・
23 再生に努める。

24 自然豊かな鵜川らしい河川景観については、治水面と整合を図りつつ、その保全に努
25 める。

26 また、水質の一般的な指標であるBODは、指定区間外区間では環境基準を満たして
27 おり、今後とも関係機関と連携し、その維持に努める。

29 (2) 河川空間の利用に関する目標

30 河川空間の利用の現状を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域
31 住民や自治体との共通認識のもと秩序ある利用に努める。

32 また、河川空間は、人々が川や水辺とふれあい親しめる場として利用されるよう地域
33 住民や関係機関と連携し、その整備に努める。

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

1 で40ha程度であり、令和2年頃(2020年)は40ha程度と変化は見られない。これらの種
2 の生息・繁殖環境について量と質を向上させることができるよう、連続する河畔林を保
3 全し、指標種の生息に適した草地環境、ワンド・たまり等の水域について保全・創出を
4 図り、草地環境は60ha程度、水域は40ha程度を目標とする。また、鵜川河口の干潟は、
5 日本有数のシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の重要な中継地となっているが、近年、
6 海岸侵食にともない干潟が消失していることから、河道掘削土を有効活用したサンドバ
7 イパスや関係機関と連携した養浜等の効果的な対策を検討するとともにモニタリング
8 を実施し、干潟の保全・創出を図り、自然裸地を含め10ha程度を目標とする。さらに、
9 シヤマモについて、掘削土砂の還元等の効果的な対策の検討及びモニタリング、河道の
10 適切な管理により産卵環境に適した河床の保全・創出を図る。

11 下流部(KP1.6~KP13.0)においては、区間に特徴的な環境を特に代表する種として、
12 河辺性の樹林を休息場として利用する絶滅危惧種のオジロワシ、湿生植物を含む草地環
13 境を生息・繁殖場として利用する絶滅危惧種のチュウビ、瀬淵環境を採餌・生息場とし
14 て利用するミサゴ、サクラマス、シベリアヤツメ、絶滅危惧種のカワヤツメ、ワンド・
15 たまりを生息場として利用するヤチウグイ、ニホンイトヨ、また粗砂・細礫河床を産卵
16 場として利用するシヤマモを指標種とする。湿性植物を含む草地環境は平成17年時点
17 (2005年)で130ha程度であり、令和2年頃(2020年)には150ha程度に増加している。
18 また、自然裸地は平成17年時点(2005年)で60ha程度であり、令和2年頃(2020年)には
19 50ha程度に減少している。さらに、ワンド・たまり、瀬淵環境を含む水域は平成17年時
20 点(2005年)で70ha程度であり、令和2年頃(2020年)は70ha程度と変化は見られない。
21 これらの種の生息・繁殖環境について量と質が向上させることができるよう、連続する
22 河畔林を保全し、指標種の生息に適した草地環境、自然裸地、ワンド・たまり等の水域
23 について保全・創出を図り、草地環境は130ha程度、自然裸地は60ha程度、水域は70ha
24 程度を目標とする。また、シヤマモの生息・産卵環境については河口部と同様の対応を
25 行う。

26 中流部(KP13.0~KP42.4)においては、区間に特徴的な環境を特に代表する種として、
27 河辺性の樹林を生息場として利用する絶滅危惧種のオジロワシ、自然裸地を生息・繁殖
28 場として利用するイカルチドリ、瀬淵環境を採餌・生息場として利用するミサゴ、サク
29 ラマス、絶滅危惧種のスナヤツメ北方種、シベリアヤツメを指標種とする。湿性植物を
30 含む草地環境は平成17年時点(2005年)で350ha程度であり、令和2年頃(2020年)には
31 290ha程度に減少している。自然裸地は平成17年時点(2005年)で110ha程度であり、令
32 和2年頃(2020年)には90ha程度に減少している。さらに、瀬淵環境を含む水域は平成
33 17年時点(2005年)で190ha程度であり、令和2年頃(2020年)にも160ha程度に減少し
34 ている。これらの種の生息・繁殖環境について量と質を向上させることができるよう、
35 連続する河畔林を保全し、指標種の生息に適した草地環境、自然裸地、瀬淵環境等の水
36 域について保全・創出を図り、草地環境は350ha程度、自然裸地は110ha程度、水域は190ha
37 程度の確保を目標とする。

38 草地環境については、外来植物は駆除活動により拡大防止を図り、在来種の増加によ

鵜川水系河川整備計画〔変更〕（原案）変更箇所対比表

1.河川整備計画の目標に関する事項【1-3.河川整備計画の目標】

鵜川水系河川整備計画（平成21年2月策定）

1 1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

2 (1) 流水の正常な機能の維持に関する目標

3 流況、利水の現況、動植物の保護・漁業、観光・景観、流水の清潔の保持等の各項目
4 に必要な流量を考慮し、鵜川地点における必要な流量として概ね6m³/sの確保に努める。
5 なお、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。

7 表 1-11 流水の正常な機能を維持するため必要な流量

主要な地点	必要な流量
鵜川	概ね 6m ³ /s

9 (2) 河川水の適正な利用に関する目標

10 利水施設における取水及び流況の適正な管理を引続き行い、合理的な流水の管理に努
11 める。

14 1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

15 (1) 河川環境の整備と保全に関する目標

16 河畔林や水際については、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることか
17 ら、治水面との整合を図りつつ、保全に努める。

18 魚類等の生息環境の保全・形成を図るため、移動の連続性確保及び産卵の場の保全に
19 努める。特に下流部にはシヤマモ、中流部にサケの産卵床がみられることから、モニ
20 タリング及び河道の適切な管理により産卵床の保全に努める。

21 鵜川河口の干潟は、日本有数のシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の重要な中継地と
22 なっているが、近年、海岸侵食にともない干潟が消失していることから、干潟の保全・
23 再生に努める。

24 自然豊かな鵜川らしい河川景観については、治水面と整合を図りつつ、その保全に努
25 める。

26 また、水質の一般的な指標であるBODは、指定区間外区間では環境基準を満たしてお
27 り、今後とも関係機関と連携し、その維持に努める。

29 (2) 河川空間の利用に関する目標

30 河川空間の利用の現状を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域
31 住民や自治体との共通認識のもと秩序ある利用に努める。

32 また、河川空間は、人々が川や水辺とふれあい親しめる場として利用されるよう地域
33 住民や関係機関と連携し、その整備に努める。

鵜川水系河川整備計画〔変更〕（原案）

1 り目標の達成を図る。

2 水域については、魚類等の移動の連続性確保及び産卵の場の保全・創出を図る。

3 なお、支川や樋門等の合流点周辺の整備を行う場合は合流点形状の工夫により水際植
4 生など環境の保全・創出を図る。

6 (2) 河川空間の利用に関する目標

7 鵜川の河川空間の利用の現状を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、
8 地域住民や自治体と連携し、河川空間の秩序ある利用を促す。

9 また河川空間は、人々が川や水辺とふれあい親しめる場として利用されるよう地域住
10 民や関係機関と連携し、多様なニーズを踏まえた整備を図る。

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-1.河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要】

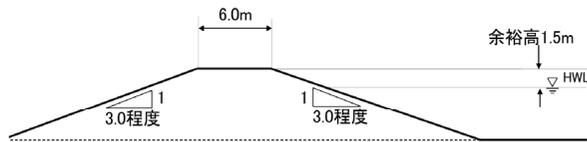
鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

- 1 2.河川整備の実施に関する事項
- 2 2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
- 3 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- 4 2-1-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
- 5 (1) 洪水を安全に流下させるための対策
- 6 1) 堤防の整備
- 7 堤防の必要な断面が確保されていない区間については、河道への配分流量を安全に流
- 8 下させることができるよう、新堤の整備、既設堤防の拡築を行う。ただし、土地利用
- 9 状況や地域の状況等を踏まえた上で宅地嵩上げなどによる治水対策についても検討を
- 10 行い、地域の実状に応じた方法により被害の軽減を図る。
- 11 長い歴史の中で嵩上げや拡幅を繰り返してきた土木構造物である堤防は、内部構造が
- 12 複雑かつ不均質であることから、浸透に対する詳細点検を行い、必要に応じて強化対
- 13 策を図りつつ堤防整備を推進する。
- 14 樋門等については、新堤の整備や既設堤防の拡築時に統廃合も検討した上で整備を進
- 15 め、必要に応じて耐震対策を実施する。
- 16 堤防防護に必要な高水敷幅を確保できない区間や河岸侵食・洗掘により堤防の安全性
- 17 が損なわれるおそれのある区間は、その対策として河岸保護工を実施する。河岸保護
- 18 工の実施にあたっては、河道の状況に配慮しつつ、多様性のある河岸の形成に努める。

表 2-1 堤防の整備(堤防断面の確保対策)を実施する区間

河川名	左右岸	実施区間
鷓川	左岸	KP 4.4~KP 5.4
	右岸	KP 5.8~KP 9.4
		KP25.8
		KP29.6~KP31.2
		KP41.6~KP42.2

※ 実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。



※ 堤防の整備にあたっては、雨水の浸透対策や維持管理及び堤防のり面の利用面から一枚のり面化を図るものとする。

図 2-1 堤防整備の標準断面図(鷓川)

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 2.河川整備の実施に関する事項
- 2 2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
- 3 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- 4 2-1-1 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する事項
- 5 (1) 洪水を安全に流下させるための対策
- 6 1) 堤防の整備
- 7 堤防の必要な断面が確保されていない区間については、河道への配分流量を安全に流
- 8 下させることができるよう、上下流バランスを考慮した整備手順で堤防の新築、拡築等
- 9 を行うこととする。なお、実施にあたっては、現状の多様な動植物の良好な生息・生育・
- 10 繁殖環境の保全・創出を図る。
- 11 長い歴史の中で嵩上げや拡幅を繰り返してきた土木構造物である堤防は、内部構造や
- 12 基礎構造が複雑かつ不均質であることや気候変動により洪水継続時間の長時間化が予
- 13 測されていることから、浸透に対する詳細点検を行い、必要に応じて強化対策を図る。
- 14 堤防防護に必要な高水敷幅を確保できない区間や河岸侵食・洗掘により堤防の安全性
- 15 が損なわれるおそれのある区間は、その対策として河岸保護工を実施する。河岸保護工
- 16 の実施にあたっては、河道の状況に配慮しつつ、多様性のある河岸等の創出を図る。
- 17 また、堤防の整備にあたっては、河道掘削により発生する土砂を有効活用し、既設堤
- 18 防の浸透・侵食等に対する質的整備を図るほか、維持管理面や利用性向上を目的に一枚
- 19 法面化を図る。施工にあたっては、ICT施工により生産性の向上・品質の確保等を図る。

表 2-1 堤防の整備(堤防断面の確保対策)を実施する区間

河川名	左右岸	実施区間
鷓川	右岸	KP 9.0~KP 9.2
		KP25.8
		KP41.6~KP42.2

注) 実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-1.河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

2) 河道の掘削等

河道断面が不足している区間は、河道への配分流量を安全に流下できるよう河道の掘削を行い、必要に応じて樹木の除去や下枝払い等を行う。

なお、河道の掘削にあたっては、河道の安定性に配慮するとともに、魚類や鳥類等の生息・生育・繁殖の場となっている水際部、瀬と淵、河畔林等の保全に努める。

樹木の除去や下枝払い等にあたっては、良好な景観の保全・形成、緑の連続性、鳥類等の生息環境の保全等に配慮する。

表 2-2 河道の掘削(河道断面の確保対策)に係る施工の場所等

河川名	施工の場所(河道掘削)
鷗川	KP 2.6~KP 2.8, KP 4.0~KP 5.8, KP13.0~KP22.2, KP23.8~KP24.2, KP25.4~KP29.2, KP32.8~KP41.4, KP42.2~KP42.4

※ 実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

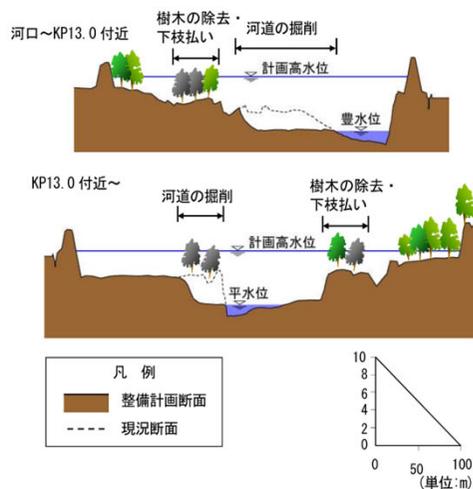
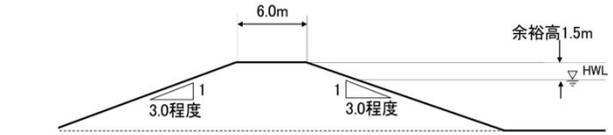


図 2-2 河道の掘削のイメージ図

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)



注1) 堤防の整備にあたっては、雨水の浸透対策や維持管理及び堤防法面の利用面から一枚法面化を図るものとする。
図 2-1 堤防整備の標準断面図(鷗川)

2) 河道の掘削等

河道断面が不足している区間は、河道への配分流量を安全に流下させることができるよう河道の掘削を行い、必要に応じて樹木の除去や下枝払い等を行うことを基本とする。

河道掘削の実施にあたっては、上下流の治水安全度のバランスを考慮するとともに、流域治水の観点から、地形的特徴や土地利用状況を踏まえ、より効果的かつ効率的に対策を行うため、地元調整を図りながら、嵩上げ等のリスク軽減策も検討する。

また、河道の掘削にあたっては、再堆積しにくい断面形状を設定することや、「樹林化抑制を考慮した河岸形状設定のガイドライン(案)」^{注2)}及び、道内他河川での河道掘削の知見等も踏まえた、掘削後の再樹林化を抑制する施工方法を工夫すること等により、河道の安定性に配慮する。

「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、自然の営力による多様な生物の生息・生育・繁殖場を保全・創出するため、緩傾斜掘削等の工夫を行う。これにより、鳥類の重要な生息環境となる自然裸地及び草地環境や、魚類の生息場となる水域の保全・創出を図る。また、それらの餌となる陸上昆虫や底生生物の増加により生物多様性の向上を図り、掘削後もモニタリングを踏まえた順応的な対応を行う。

むかわ町の重要な資源であるシシャモの産卵床区間の断面形状の設定にあたっては、川幅の拡幅による流速の低下、シルトの堆積等が産卵環境に悪影響を及ぼさないよう調査・検討を行い、掘削後もモニタリングを行うなど、地域特性に配慮した対策を行う。さらに、護岸については、水理特性、背後地の地形・地質、土地利用などを考慮し、必要最小限の設置区間とし、生物の生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出を図る適切な工法とする。

樹木の除去や下枝払い等にあたっては、良好な河川景観、緑の連続性及び鳥類等の生息環境の保全・創出を図る。

河道掘削の実施にあたっては、発生土砂を農地の地盤嵩上げや避難ヤードの整備等に活用することで浸水被害の低減等、流域治水に資する対策として活用されるよう、関係機関と連携・調整を図る。また、河道掘削による発生土砂を養浜材として有効活用するなど、日高胆振沿岸海岸の保全や侵食対策を推進するため、海岸管理者と連携・調整を図る。なお、施工にあたっては、ICT施工により生産性の向上・品質の確保等を図る。

注2) 樹林化抑制を考慮した河岸形状設定のガイドライン(案)(平成23年(2011年)3月、北海道開発局・(独)土木研究所寒地土木研究所)：効果的な樹林化抑制や維持管理コストの省力化を念頭に置いた河岸形状設定や樹木管理を円滑に検討することを目的としてまとめられた。

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-1.河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

2) 河道の掘削等

河道断面が不足している区間は、河道への配分流量を安全に流下できるよう河道の掘削を行い、必要に応じて樹木の除去や下枝払い等を行う。

なお、河道の掘削にあたっては、河道の安定性に配慮するとともに、魚類や鳥類等の生息・生育・繁殖の場となっている水際部、瀬と淵、河畔林等の保全に努める。

樹木の除去や下枝払い等にあたっては、良好な景観の保全・形成、緑の連続性、鳥類等の生息環境の保全等に配慮する。

表 2-2 河道の掘削(河道断面の確保対策)に係る施工の場所等

河川名	施工の場所(河道掘削)
鷗川	KP 2.6~KP 2.8, KP 4.0~KP 5.8, KP13.0~KP22.2, KP23.8~KP24.2, KP25.4~KP29.2, KP32.8~KP41.4, KP42.2~KP42.4

※ 実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

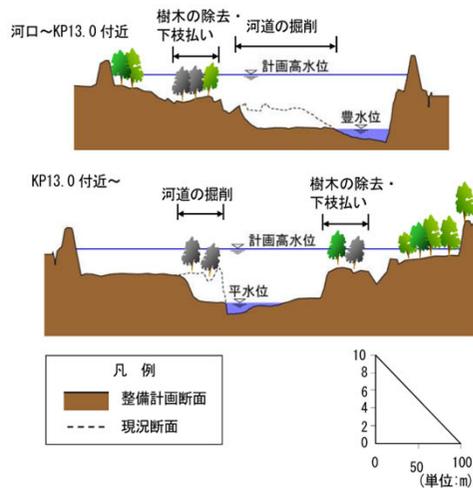


図 2-2 河道の掘削のイメージ図

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

表 2-2 河道の掘削(河道断面の確保対策)に係る施工の場所等

河川名	施工の場所(河道掘削)
鷗川	KP 1.20~KP 6.60, KP13.80~KP14.40, KP15.20~KP15.40, KP16.80~KP21.40, KP23.60~KP24.00, KP25.40~KP29.00, KP32.20~KP41.20, KP42.20

注) 実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

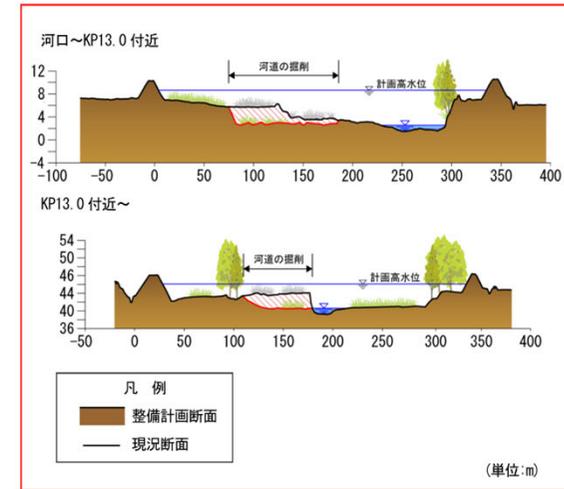


図 2-2 河道の掘削のイメージ図

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-1.河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

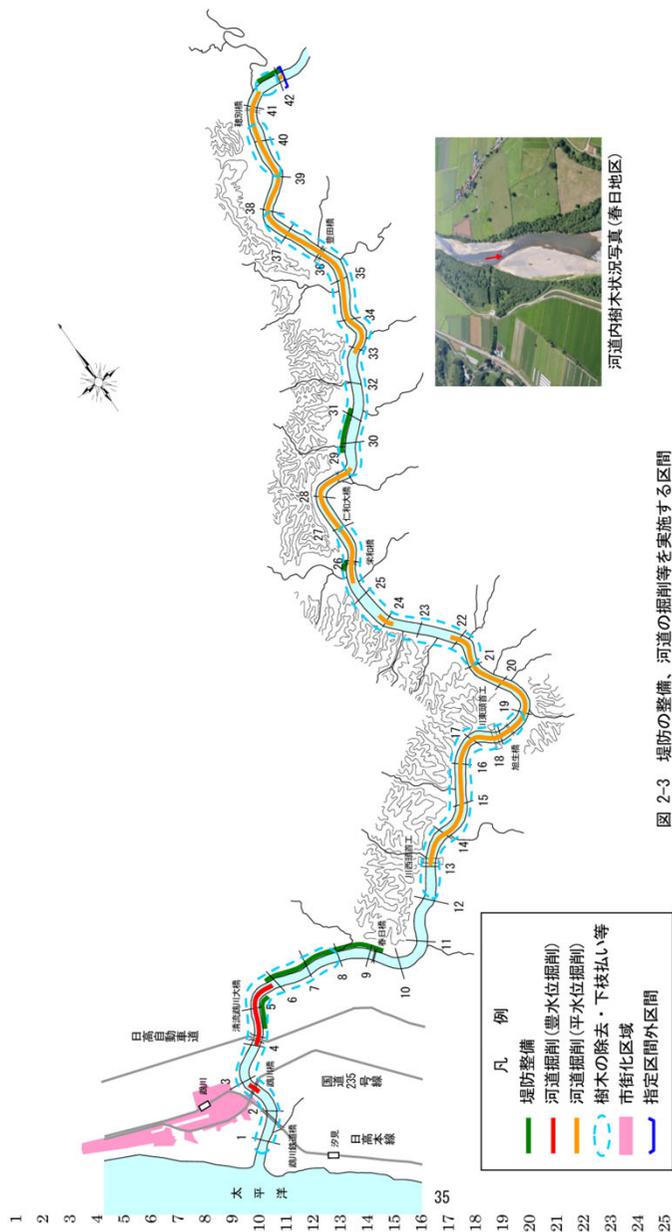


図 2-3 堤防の整備、河道の掘削等を実施する区間

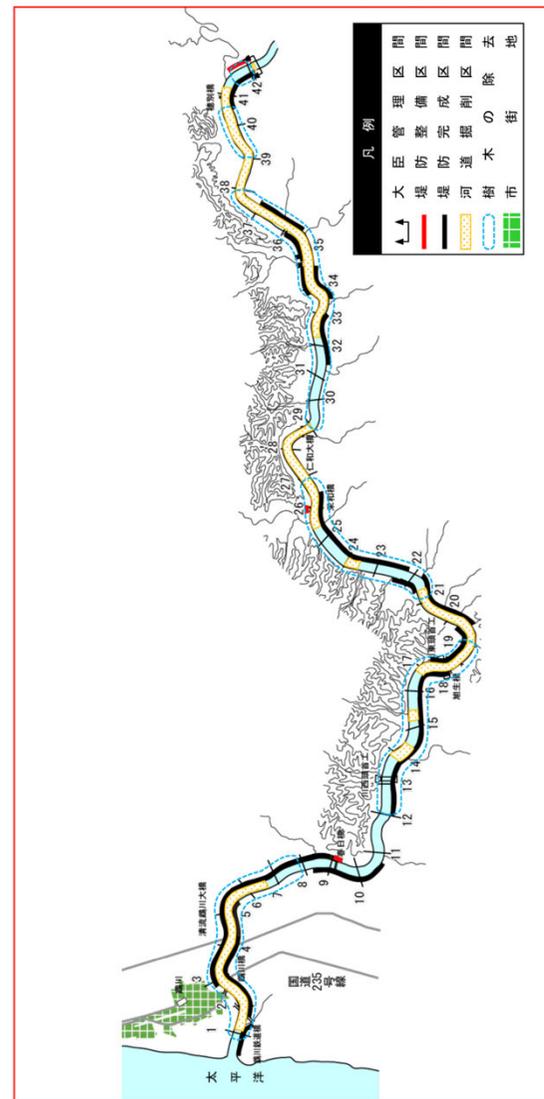


図 2-3 堤防の整備、河道の掘削等を実施する区間

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-1.河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(2) 内水被害を軽減するための対策

円滑かつ迅速に内水河川の氾濫等による内水被害を軽減するため、内水被害の実態を踏まえ、関係機関と連携し、排水ポンプ車等による支援を行うとともに、必要に応じてその対策のための作業ヤード、釜場などの整備を行う。



ポンプ車による内水排除の状況
(穂別1号樋門、平成15年8月洪水)



釜場の整備(上和泉2号樋門)



図 2-4 内水排除のイメージ図

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

(2) 内水被害を軽減するための対策

内水対策の実施にあたっては、浸水被害の状況、土地利用状況及び支川の整備状況等を踏まえ、流域治水対策の取組状況も考慮し、自治体、関係機関等と調整・連携し、その被害軽減に努める。

そのため、河川管理者や関係自治体等が保有する排水ポンプ車等を活用し、互いに連携しながら円滑かつ迅速な内水の排除を行う。

なお、樋門改築時、修繕・補修時における呑口形状、作業ヤード、護岸配置等の検討に際しては、浸水状況などの地域の実情等を踏まえ、呑口形状を工夫するなど施設を有効活用し釜場等の整備も検討する。

また、気候変動等により既存の樋門の排水能力が不足する場合は、必要に応じ施設の機能を確保する対策を実施する。

さらに、内水被害が常襲している樋門等については、新堤の整備や既設堤防の拡築時に統廃合も検討した上で整備を進め、必要に応じて耐震対策を実施する。



写真 2-1 ポンプ車による内水排除の状況
(汐見樋門、平成28年(2016年)8月洪水)



写真 2-2 ポンプ車による内水排除の状況
(汐見樋門、平成28年(2016年)8月洪水)

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-1.河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(3) 広域防災対策

計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも被害をできるだけ軽減するよう以下の整備を行う。

1) 水防拠点の整備

災害時における水防活動や災害復旧の拠点として、水防作業ヤードや、土砂・麻袋等の緊急用資機材の備蓄基地、水防団等の活動拠点、物資輸送の基地等の機能を併せ持つ水防拠点を関係機関や地域と連携して整備・活用する。

また、非常用の土砂等を備蓄するために堤防に設ける側帯についても、河川周辺の土地利用等を考慮して計画的に整備する。

表 2-3 水防拠点の整備内容

水防拠点名	主な整備の内容
宮戸水防拠点、穂別水防拠点	水防作業ヤード 緊急用資機材備蓄基地等

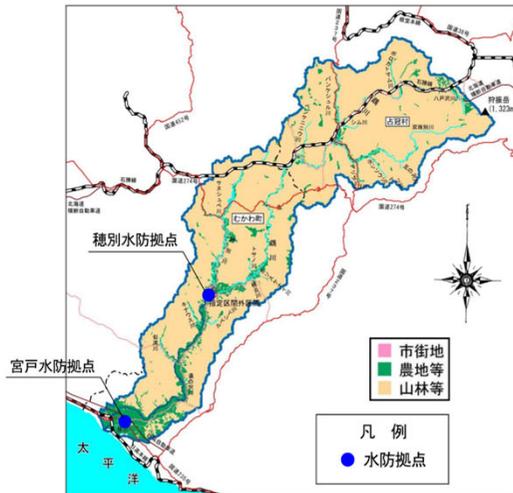


図 2-5 水防拠点箇所

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

(3) 広域防災対策・気候変動リスクへの対策

計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水に加え、地震・津波が発生した場合でも被害をできるだけ軽減するよう以下の整備を行う。

また、鷗川・沙流川流域治水協議会において、気候変動に伴う水害リスクの共有を図り、地域の取組の支援を行うとともに、進捗管理しつつ、適宜、流域治水プロジェクトを見直していくものとする。

1) 流域治水対策

気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組に加え、ハード対策・ソフト対策を総動員することとし、集水域から氾濫域にわたる流域に関するあらゆる関係者が自らの水害リスクを理解し、一体となって多様な関係者間のリスクコミュニケーションを図るなど、以下の「流域治水対策」を推進する。

「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として、既存ダムにおける事前放流実施体制を構築するほか、目標とする流量に対し、河道掘削を中心に対策を実施する。合わせて、水田を活用した「田んぼダム」等、流域の特性を生かした対策を推進する。

「被害対象を減少させるための対策」として、地域の主要産業である農産物等の被害軽減やあらゆる関係者が協働し、浸水リスクが高いエリアにおける土地利用規制・住まい方の工夫や掘削残土を活用した農地や公共施設の嵩上げ等を推進する。

「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」として、マイ・タイムライン^{注)}の普及促進のほか、水害リスクマップなどを活用した防災情報の提供を含む避難のための支援等を推進する。

また、流域治水とあわせて、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラにも取り組み、持続可能で魅力ある地域づくりを関係機関と連携して推進する。

注) タイムライン：洪水のような進行型災害が発生した際に、「いつ」、「何をやるのか」を整理した防災計画で、町内会規模で考える防災計画を「コミュニティ・タイムライン」といい、個人や家族単位で自ら考え行動する防災計画を「マイ・タイムライン」という

2) 施設の能力を上回る洪水を想定した対策

洪水時の河川水位を下げる対策を治水対策の大原則とする。一方で、氾濫リスクが高いにも関わらず、その事象が当面解消困難な区間では、河川堤防が決壊した場合に甚大な被害が発生するおそれがある。そのような区間においては、避難のための時間を確保することや、浸水面積を減少させることなどにより被害をできるだけ軽減することを目的に、河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防等を検討するとともに、樋門等の施設操作の自動化・遠隔化等の整備を必要に応じて実施する。

また、遊水機能を有する地域や現状の地形が浸水被害軽減に有益な箇所を、貯留機能保全区域等の指定により保全するなど、被害軽減対策についても、関係機関と連携して推進する。

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-1.河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

3) 広域防災対策

計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも被害をできるだけ軽減するよう以下の整備を行う。

1) 水防拠点の整備

災害時における水防活動や災害復旧の拠点として、水防作業ヤードや、土砂・麻袋等の緊急用資機材の備蓄基地、水防団等の活動拠点、物資輸送の基地等の機能を併せ持つ水防拠点を関係機関や地域と連携して整備・活用する。

また、非常用の土砂等を備蓄するために堤防に設ける側帯についても、河川周辺の土地利用等を考慮して計画的に整備する。

表 2-3 水防拠点の整備内容

水防拠点名	主な整備の内容
宮戸水防拠点、 穂別水防拠点	水防作業ヤード 緊急用資機材備蓄基地等

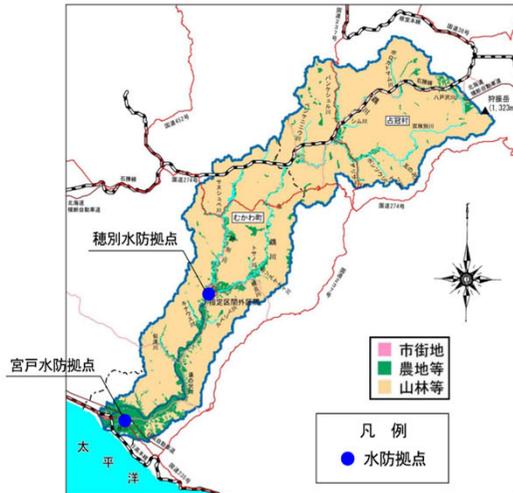


図 2-5 水防拠点箇所

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

3) 水防拠点等の整備

災害時における水防活動や災害復旧の拠点として、水防作業ヤードや、土砂・麻袋等の緊急用資機材の備蓄基地、**レジリエンススペース^{注1)}を含む**水防団等の活動拠点、物資輸送の基地等の機能を併せ持つ水防拠点を関係機関や地域と連携して整備・活用する。**なお、平常時においても関係機関と連携し、防災教育の場として活用を図る。**

迅速かつ効率的な河川巡視や水防活動支援、応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧・復興活動を実施するため、災害対策車や重機車両等の進入路確保や方向転換場所(車両交換所)を計画的に整備する。

また、非常用の土砂等を備蓄するために堤防に設ける側帯についても、河川周辺の土地利用等を考慮して計画的に整備する。

注1) 河川事業から発生する土砂を効率的に再利用するために、堤防沿いに用地を買収し、盛土する拠点のことをいい、完成後は緊急復旧車両の展開・待機場所等にも活用するもの。

表 2-3 水防拠点の整備内容

水防拠点名	主な整備の内容
宮戸水防拠点 穂別水防拠点	水防作業ヤード 緊急用資機材備蓄基地等



注2) 国土数値情報(河川・海岸線・行政区域)(国土交通省)を加工して作成

図 2-4 水防拠点箇所

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-1.河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

2) 車両交換所の整備

迅速かつ効率的な河川巡視、水防活動及び円滑、迅速な緊急復旧を実施するため、必要に応じ水防資機材運搬車両等の方向転換場所(車両交換所)を整備する。

3) 光ファイバー網等の整備

迅速かつ効果的な洪水対応や危機管理対策を行うため、観測設備、監視カメラやテレメーター等を整備し、水位、雨量、画像等の河川情報を収集する。また、その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動や避難誘導等への支援を図る。



図 2-6 光ファイバー網による河川情報の収集・伝達のイメージ図

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

4) 情報網等の整備

迅速かつ効果的な洪水対応や危機管理対策を行うため、観測設備、監視カメラの設置を行い、水位、雨量、画像等の河川情報を収集し、鵜川沿川に整備した光ファイバー網等を通じて関係自治体等へ伝達できる体制整備を行う。

また、堤防の高さや川幅等から相対的に氾濫が発生しやすい箇所及び行政施設等の重要施設が浸水する可能性が高い箇所に設置した危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを活用し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援する。

さらに、危機管理型水位計の観測水位及び簡易型河川監視カメラの画像をリアルタイムでパソコンやスマートフォン等により情報提供することで、沿川の住民の避難に資する。

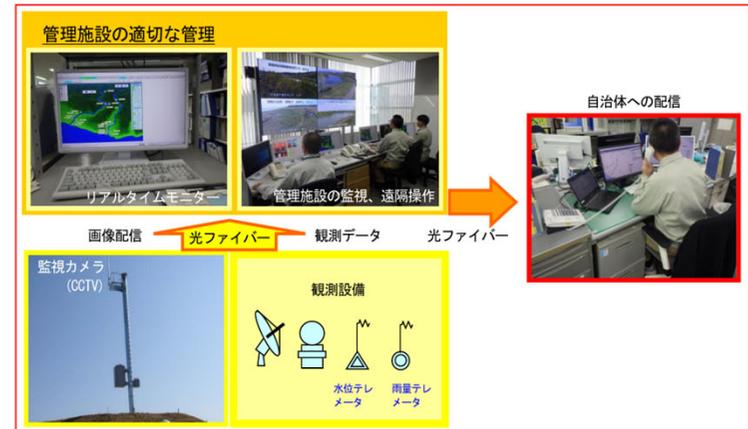


図 2-5 光ファイバー網による河川情報の収集・伝達のイメージ図

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-1.河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(4) 地震・津波対策

鵜川流域が属する北海道太平洋沿岸は、地震多発地帯であり過去に数多くの地震が発生していることから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画(平成18年9月 北海道開発局)に基づき、地震発生時における被害の防止、軽減に努める。

地震が発生した場合の対策として、関係機関と連携し、情報収集・伝達ルートを確認する。また、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動に対する河川管理施設の耐震性について照査を行い、必要に応じて河川管理施設の耐震対策を図るとともに、地震により被害が発生した場合、迅速に機能の回復を図る。

また、地震とともに津波が発生した場合、河川を遡上する津波による河川利用者の被災、樋門からの逆流等による周辺地域における浸水被害の発生が想定される。

このため、津波の河川遡上時に、河川利用者や地域住民、地元自治体へ迅速な情報の提供を行うため、スピーカーの設置や河川情報表示板の活用を図るとともに、樋門からの浸水被害を軽減するため、必要に応じて自動化などを行う。また、住民の避難行動に役立てるために自治体が作成する津波ハザードマップに必要な情報の提供などを行う。

このほか、防災・港湾等関係機関と連携して、防御対象に応じた施設整備や情報連絡体制について引き続き調査検討を進め、必要な対策を図る。



浸水被害軽減対策 樋門の自動化(豊城1号樋門)

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

(4) 地震・津波対策

平成23年(2011年)3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、津波を伴う大規模地震によって東北地方一帯において壊滅的な被害が生じた。平成30年(2018年)北海道胆振東部地震では最大の被災地厚真町で震度7を観測し、下部部で6箇所、中部部で1箇所の堤防天端亀裂が発生し、災害復旧事業により堤防復旧を行った。また、土砂災害による甚大な被害が生じたほか、北海道内の大規模停電(ブラックアウト)により、住民生活や経済活動に大きな支障が生じた。鵜川流域が属する北海道太平洋沿岸は、地震多発地帯であり過去に数多くの地震が発生していることから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画(平成18年(2006年)9月 北海道開発局)に基づき、地震発生時における被害の防止、軽減に努める。

地震・津波が発生した場合に迅速な対応を図るため、関係機関と連携し、光ファイバーの活用や伝達方法の複数化等による情報収集・伝達ルートを確認する。

河川管理施設の供用期間中に発生する確率が高い地震動に対して、保持すべき機能を確保するため、耐震性能照査を実施のうえ、必要な耐震対策を実施する。また、津波の河川への遡上に対し、樋門からの逆流等による周辺地域における浸水被害の発生が想定されることから、樋門の自動化・遠隔化及び無動力等によりその被害の軽減を図る。

現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動に対し、住民の生命を守ることを最優先とし、関係自治体や地域住民及び防災・港湾等関係機関へ速やかな情報の提供を行うため、スピーカーや河川情報表示板等の情報提供施設の充実を図る。加えて、住民の避難行動に資するため自治体が作成する津波ハザードマップに必要な情報を提供するなど、津波防災地域づくりの推進に関する技術的支援を行う。

このほか、防災・港湾等関係機関や関係自治体等と連携して、防御対象に応じた施設整備や情報連絡体制について引き続き調査検討を進め、必要な対策を図る。

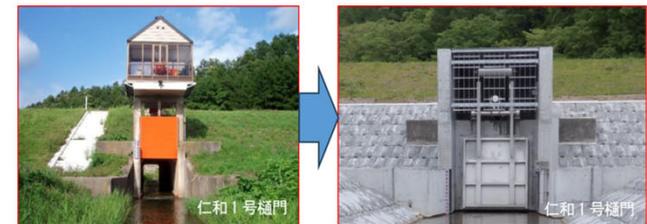


写真 2-3 浸水軽減対策(樋門の無動力化前) 写真 2-4 浸水軽減対策(樋門の無動力化後)

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-1.河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量として、鷗川地点において、概ね6m³/sの確保に努めることを目標とし、各種用水の安定供給、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全等に努める。

2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河畔林の保全、河岸の多様性の保全・創出

鷗川では、水際から高水敷にかけて、多様な植生が分布している。これらは、動植物の生息・生育・繁殖の場、良好な景観形成、自然との豊かなふれあいの場の提供等、多様な機能を有している。特に植生を含む水際部は、魚類や水生生物等にとって貴重な生息・生育・繁殖環境を形成している。

その一方で、河道内に樹木が繁茂することにより流下断面が不足することもあり、洪水の安全な流下等に支障を及ぼさないよう、治水面との整合を図りつつ、河畔林の機能の保全を考慮した河川の整備や管理が必要となる。このため、河畔林は、流域の特性を踏まえつつ洪水の安全な流下等に支障とならない範囲で保全する。

また、河道の掘削等に当たっては、断面が単調とならないよう河岸の一部を緩傾斜化するなどして多様性のある水際の保全・創出に努める。

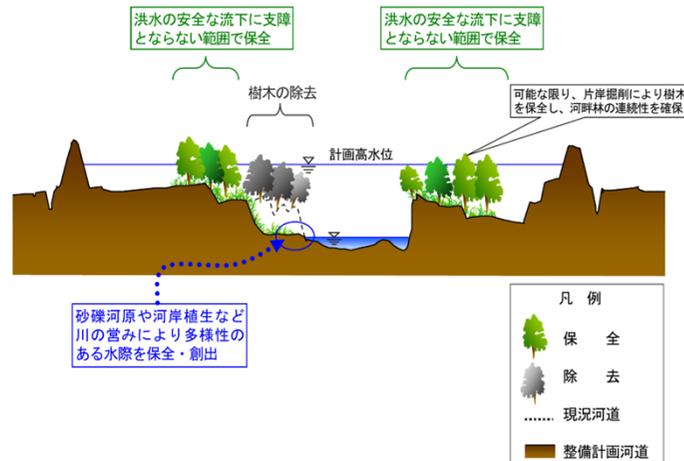


図 2-7 河畔林の保全、河岸の多様性の保全・創出イメージ図

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量として、**基準地点**鷗川において、概ね6m³/sの確保に努めることを目標とし、各種用水の安定供給、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全等に努める。

2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河畔林の保全、河岸の多様性の保全・創出

動植物の生息・生育・繁殖地については、各区間に生息する指標種等の生息・生育・繁殖環境について、河川水辺の国勢調査等、定期的なモニタリングを行いながら、河川改修や維持管理、自然再生事業等により、生物多様性の向上と地域活性化とを両立した良好な自然環境の保全・創出を図る。なお、河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間を要する場合もあるため、工事や外来種対策などの実施後に河川環境のモニタリングを実施し、河川的作用による変化に応じて順応的な管理を行うものとする。

河口部において、絶滅危惧種のタンチョウやチュウヒが湿生植生を含む草地環境を生息場として利用することを踏まえ、河口周辺に形成されている湿生植生を含む草地環境の保全・創出を図るとともに、掘削形状の工夫により草地環境の創出を図る。また、絶滅危惧種のおじろワシが河畔林を休息場として利用することを踏まえ、流下能力の支障とならない範囲で連続した河畔林の保全を図る。シヤモが粗砂・細礫の河床を産卵場として利用することを踏まえ、粗砂・細礫河床の環境についてモニタリングを継続するほか、産卵状況や物理環境の変化を把握し、産卵環境の保全・創出を図る。さらに、ヤチウグイ、ニホンイトヨがワンド・たまりを生息場として利用し、ミサゴやサクラマス、絶滅危惧種のカワヤツメが瀬淵環境を採餌・生息場として利用することを踏まえ、現存する水域の保全を図るとともに、掘削形状の工夫等により水域の創出を図る。加えて、ハマシギ、シロチドリ等の渡り鳥が河口干潟を中継地として利用することを踏まえ、河道掘削土を有効活用したサンドバイパスや関係機関と連携した養浜等の効果的な対策を検討するとともにモニタリングを実施し、干潟の保全・創出を図る。

下流部において、絶滅危惧種のチュウヒが湿生植生を含む草地環境を生息場として利用することを踏まえ、湿生植生を含む草地環境の保全を図るとともに、掘削形状の工夫により草地環境の創出を図る。また、絶滅危惧種のおじろワシが河畔林を休息場として利用することを踏まえ、流下能力の支障とならない範囲で連続した河畔林の保全を図る。シヤモの生息・産卵環境については河口部と同様の保全・創出を行う。さらに、ヤチウグイ、ニホンイトヨがワンド・たまりを生息場として利用し、ミサゴやサクラマス、絶滅危惧種のカワヤツメ、シベリアヤツメが瀬淵環境を採餌・生息場として利用することを踏まえ、現存する水域の保全を図るとともに、掘削形状の工夫等により水域の創出を図る。

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-1.河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量として、鵜川地点において、概ね 6m³/s の確保に努めることを目標とし、各種用水の安定供給、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全等に努める。

2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河畔林の保全、河岸の多様性の保全・創出

鵜川では、水際から高水敷にかけて、多様な植生が分布している。これらは、動植物の生息・生育・繁殖の場、良好な景観形成、自然との豊かなふれあいの場の提供等、多様な機能を有している。特に植生を含む水際部は、魚類や水生生物等にとって貴重な生息・生育・繁殖環境を形成している。

その一方で、河道内に樹木が繁茂することにより流下断面が不足することもあり、洪水の安全な流下等に支障を及ぼさないよう、治水面との整合を図りつつ、河畔林の機能の保全を考慮した河川の整備や管理が必要となる。このため、河畔林は、流域の特性を踏まえつつ洪水の安全な流下等に支障とならない範囲で保全する。

また、河道の掘削等にあたっては、断面が単調とならないよう河岸の一部を緩傾斜化するなどして多様性のある水際の保全・創出に努める。

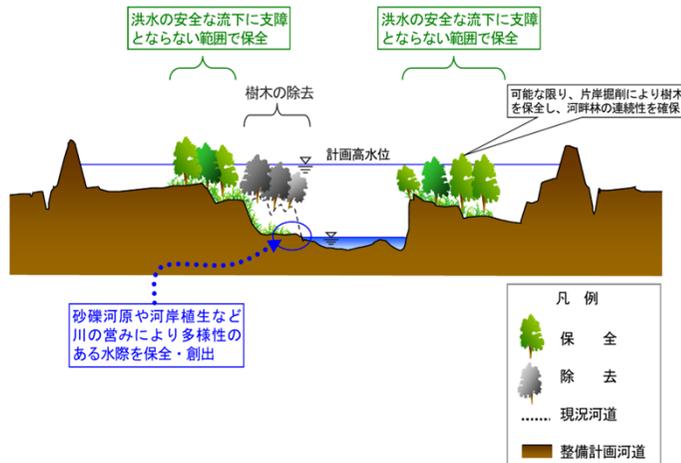


図 2-7 河畔林の保全、河岸の多様性の保全・創出イメージ図

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

中流部において、イカルチドリが礫州等の自然裸地を生息・産卵場として利用することを踏まえ、自然裸地の保全を図るとともに、川の営力を活用できるような掘削形状を工夫し、草地環境、自然裸地の創出を図る。また、絶滅危惧種のオジロワシが河畔林を休息場として利用することを踏まえ、流下能力の支障とならない範囲で連続した河畔林の保全を図る。さらに、サクラマス、絶滅危惧種のスナヤツメ北方種、シベリアヤツメが瀬淵環境を生息場として利用することを踏まえ、現存する水域の保全を図るとともに、掘削形状の工夫等により水域の創出を図る。

表 2-4 河川整備において目標とする河川環境

環境要素	草地環境 (低・中草草地) (水生植物) (外来植物) (ヨシ原)	自然裸地 (自然裸地) (干潟)	水域 (瀬淵) (ワンド・たまり)	樹木など (河畔林) (人口構造物)
区分1	60ha程度	10ha程度	40ha程度	10ha程度
区分2	130ha程度	60ha程度	70ha程度	100ha程度
区分3	350ha程度	110ha程度	190ha程度	300ha程度
大臣管理 区間	540ha程度 37%	180ha程度 12%	300ha程度 20%	410ha程度 31%

注1) ()内は典型的な環境要素の12項目より該当する環境要素を示す
注2) %は大臣管理区間の河道内面積に占める割合を示す

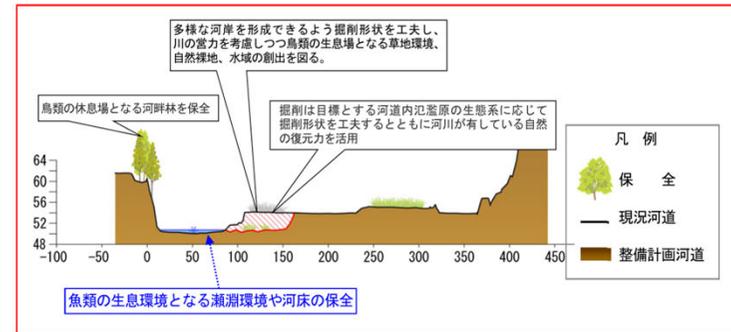


図 2-6 河畔林の保全、河岸の多様性の保全・創出イメージ図

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-1.河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(2) 河口干潟の保全・再生

河口干潟については、かつて広範囲に広がっていたが、近年の海岸侵食に伴い縮小傾向にあり、中継地として利用していたシギ・チドリ類の飛来が減少した。

そのため、河口干潟の保全と再生に向け、水制工の設置や関係機関との連携によるサンドバイパスの継続的な実施など必要な対策を行ってきており、これらの効果検証のため、引き続き地域と一体となってモニタリングを実施し、必要に応じて対策を行う。



干潟保全対策実施箇所と全景

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

(2) 河口干潟の保全・創出

河口干潟については、かつて広範囲に広がっていたが、近年の海岸侵食に伴い縮小傾向にあり、中継地として利用していたシギ・チドリ類の飛来が減少した。

そのため、河口干潟の保全と**創出**に向け、水制工の設置や関係機関との連携によるサンドバイパスの継続的な実施など必要な対策を行ってきており、これらの効果検証のため、引き続き地域と一体となってモニタリングを実施し、必要に応じて対策を行う。



図 2-7 干潟保全対策実施箇所と全景

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-1.河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(3) 魚がすみやすい川づくり

鵜川では、多様な魚類が生息し、サケ・サクラマス等の回遊魚が遡上するほか、下部の細礫・粗砂の河床は鵜川を象徴する魚類であるシシャモの産卵床となっている。河道の掘削にあたっては、魚類や底生動物の生息・繁殖環境に配慮し、河床の掘削を極力避けるとともに、水際植生の復元・保全に努め、魚類にとっての生息環境が良好に保たれるよう配慮する。

特にシシャモについては、北海道の太平洋沿岸のみに分布する日本固有の魚であり、貴重な漁業資源ともなっていることから、鵜川の下流域においては、シシャモの産卵環境の保全に努める。

また、魚類の生息環境の保全のためには、流況や河床の状況等を維持することに加え、鵜川とその支川や流入水路等において移動の連続性を確保することが重要である。このため、横断工作物や樋門地点等については、関係機関等と連携・調整し移動の連続性の確保に努める。



シシャモ (写真提供:むかわ町)



サケ

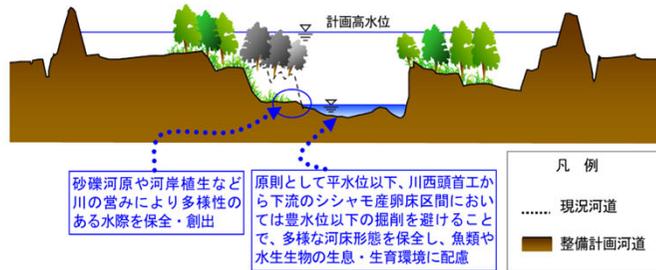


図 2-8 河道掘削のイメージ図

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

(3) 魚がすみやすい川づくり

鵜川では、多様な魚類が生息し、サケ・サクラマスの回遊魚が遡上するほか、下部の細礫・粗砂の河床は鵜川を象徴する魚類であるシシャモの産卵床となっている。**河道整備にあたっては河床の掘削を極力避けるとともに、関係機関、地域住民と連携し、水際植生及び魚類にとっての良好な生息・生育・繁殖環境を保全・創出する。**

特にシシャモについては、北海道の太平洋沿岸のみに分布する日本固有の魚であり、貴重な漁業資源ともなっていることから、**関係機関と情報共有を行い、鵜川の下流域においては、シシャモの産卵環境の保全に努める。**

また、魚類の生息環境の保全・創出のためには、流況や河床の状況等を維持することに加え、鵜川とその支川や流入水路等において移動の連続性を確保することが重要である。このため、横断工作物や樋門地点等については、関係機関等と連携・調整し移動の連続性の確保を行う。



写真 2-5 シシャモ
出典:むかわ町



写真 2-6 サクラマス

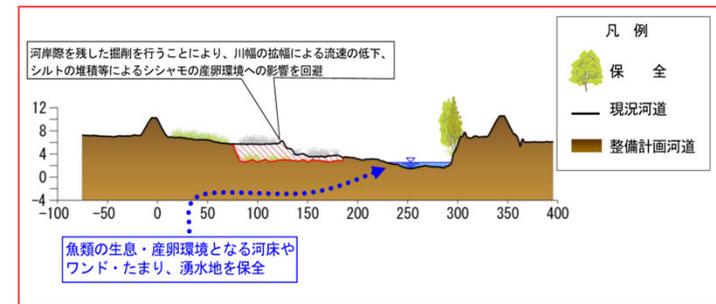


図 2-8 河道掘削のイメージ図

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-1.河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(4) 河川景観の保全と形成

河川景観については、流域特性や土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、地域と連携してその保全と形成に努めることを基本とする。

鷓川では、川西頭首工付近から上流は両岸に山地が近づき、川西頭首工付近から下流では両岸が開けた田園地帯を流れるようになり、また河口域には北海道有数の干潟が広がっているが、このような変化に富んだ特徴的な水辺景観の保全・形成に努める。

また、河川景観の構成要素となる樋門等構造物の形態や素材・色彩等のデザインは、不必要に目立たせることを避け、周辺の河川景観に馴染ませるよう努めるとともに、関係機関との連携を図り総合的な河川景観の形成に努める。



鷓川中流部 (KP26.0 付近)



穂別橋より上流を望む



鷓川下流部 (KP2.0 付近)



旭生橋より下流を望む



鷓川河口部



オグロシギ・ハマシギ(鷓川河口付近)

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

(4) 河川景観の保全と創出

河川景観については、流域特性や土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、地域と連携してその保全・創出を図ることを基本とする。

中流域は、豊かな森林資源に恵まれ、森林と河川が織りなす自然は四季折々の雄大な景観を望むことができ、また、丘陵高台に広がる稲作地帯を背景に、河川敷の自然植生や採草場が一体となった田園風景を有しており、その保全・創出を図る。

下流域は、河川空間及び周辺に田園風景が広がり、河川敷にはたんぼ公園が整備されるなど、親水性に富んだ水際空間を有しており、その保全・創出を図る。

河口部に位置する干潟は、野鳥の集団渡来地として鷓川河口鳥獣保護区に指定されており、多様な鳥類を見ることができる自然豊かな河川景観を有しており、その保全・創出を図る。

また、河川景観の構成要素となる樋門等構造物の形態や素材・色彩等のデザインは、不必要に目立たせることを避け、周辺の河川景観との調和を図りつつ、関係機関と連携して総合的な河川景観の形成を図る。



写真 2-7 鷓川中流部 (KP26.0 付近)



写真 2-8 穂別橋より上流



写真 2-9 鷓川下流部 (KP2.0 付近)



写真 2-10 旭生橋より下流



写真 2-11 鷓川河口部



写真 2-12 オグロシギ・ハマシギ (鷓川河口付近)

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-1.河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(5) 人と川とのふれあいに関する整備

河川空間の整備にあたっては、河川環境管理基本計画(河川空間管理計画)のブロック別管理方針を踏まえ、良好な河川環境を保全しつつ、関係自治体や地域住民のニーズを踏まえるとともに、生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた鷗川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、カヌー、高水敷を利用したパークゴルフ等の河川利用や環境学習の場等、多くの人々が川に親しめる空間となるよう、関係機関や地域住民と一体となって取り組んでいく。



リバーサイドパーク



カヌー体験



水辺ウォッチング



たんぼほ公園、サンギキパーク、パークゴルフ場



川の日ワークショップ(平成18年)



たんぼほ公園

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

(5) 人と川とのふれあいに関する整備

河川空間の整備にあたっては、河川環境管理基本計画(河川空間管理計画)のブロック別管理方針を踏まえ、良好な河川環境を保全しつつ、関係自治体や地域住民のニーズを踏まえるとともに、生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた鷗川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、釣りやスポーツ、高水敷を利用した河川利用や環境学習の場等、多くの人々が川に親しめる空間となるよう、関係機関や地域住民と一体となって取り組んでいく。

近年では、河川空間とまち空間の融合が図られた、良好な水辺空間の形成を目的とした「かわまちづくり」を推進している。むかわ町かわまちづくり計画では、令和3年(2021年)3月に策定した「第2次むかわ町まちづくり計画」において「人と自然が輝く 清流と健康のまち」と河川に関する内容を含んだ町のテーマを設定している。むかわ町まちづくり計画で取り組む既設の観光施設等の再整備化と「かわまちづくり」による河川空間の整備を一体的に進め、恐竜化石などの独自性のある地域資源のポテンシャルを活かすとともに、サイクリングロードの整備等によるネットワーク化を図ることにより周遊性を高め、より魅力的な河川空間の創出を図るよう関係機関と連携し取り組んでいく。

また、四季折々の川の自然環境や景観、水辺の活動、サイクリング環境等の川に関する情報を効果的に発信するなど、地域住民や観光客の水辺利用や周遊等をサポートするとともに、地域の取組のネットワーク化を図り、地域の賑わいづくり・観光振興に貢献する「かわたびほっかいどう」プロジェクトを推進する。

なお、地域からの河川空間の利活用ニーズを踏まえ、河川空間とまち空間が融合した良好な空間を形成する「かわまちづくり」を行う。また、「かわまちづくり」は、河川環境教育の場として利用されているため、自治体等と連携して計画を策定し、取組を進める。

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(5) 人と川とのふれあいにに関する整備

河川空間の整備にあたっては、河川環境管理基本計画(河川空間管理計画)のブロック別管理方針を踏まえ、良好な河川環境を保全しつつ、関係自治体や地域住民のニーズを踏まえるとともに、生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた鷓川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、カヌー、高水敷を利用したパークゴルフ等の河川利用や環境学習の場等、多くの人々が川に親しめる空間となるよう、関係機関や地域住民と一体となって取り組んでいく。



リバーサイドパーク



カヌー体験



水辺ウォッチング



たんぼぼ公園、シンギキパーク、パークゴルフ場



川の日ワークショップ(平成18年)



たんぼぼ公園

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

1



写真 2-13 リバーサイドパーク



写真 2-14 カヌー体験



写真 2-15 水辺ウォッチング



写真 2-16 川の日ワークショップ
(平成18年(2006年))



写真 2-17 たんぼぼ公園



写真 2-18 サイクリング

2

3

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

- 1 2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
- 2 2-2-1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項
- 3 (1) 河川の維持管理

利水上、環境上の機能と合わせ、治水上の安全・安心機能を実現・維持するために、河川の状況に応じた的確な維持管理を実施する。また、地域住民やNPO、自治体等と積極的に連携・協働し、共有化した情報を水防活動等に役立てる等、地域防災力の向上を支援する。

河川はその状態が水象・気象により大きく変化する自然公物であり、堤防は内部構造が複雑かつ不均質であるという特性を有することから、河川全体の管理水準の向上を確実なものとするため普段から継続的に調査・点検を行い、その結果に基づいて維持管理を実施する必要がある。このため、河川の状態の変化に対応できるよう、5年間程度の維持管理の内容を定める「河川維持管理計画」を策定するとともに、年間の維持管理スケジュールを定める「河川維持管理実施計画」を策定し、それらに基づき調査・点検を実施し、状況把握・診断を加え維持・補修を行った結果を評価して、次年度の「河川維持管理実施計画」に反映する「サイクル型維持管理体系」を構築する。

また、持続的に河川の変化を把握・分析し、その結果を河川カルテ等に取りまとめるとともにデータベース化することにより、今後の適切な維持管理につなげるほか、鷗川の特徴を活かした維持管理についても積極的に取り組むものとする。

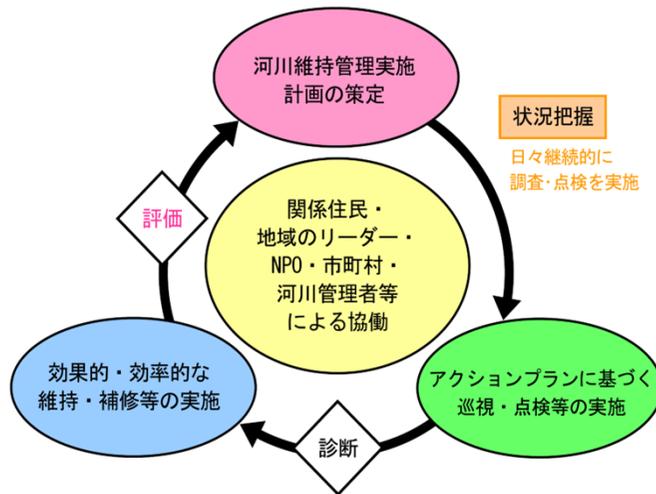


図 2-9 サイクル型維持管理体系のイメージ

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
- 2 2-2-1 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する事項
- 3 (1) 河川の維持管理

利水上、環境上の機能と合わせ、治水上の安全・安心機能を実現・維持するための河川区域等の適正な管理や河道の流下能力の維持、施設の機能維持に向け、河川の状況に応じた的確な維持管理を実施する。また、地域住民やNPO、自治体等と積極的に連携・協働し、共有化した情報を水防活動等に役立てるなど、地域防災力の向上を支援する。

河川はその状態が水象・気象により大きく変化する自然公物であり、堤防は内部構造が複雑かつ不均質であるという特性を有することから、河川全体の管理水準の向上を確実なものとするため普段から継続的に調査・点検を行い、その結果に基づいて維持管理を実施する必要がある。このため、河川の状態の変化に対応できるよう、5年間程度の維持管理の内容を定める「河川維持管理計画」を策定する。この計画に基づき調査・点検を実施し、状況把握・診断を加え維持・補修を行った結果を評価して、維持管理に反映する「サイクル型維持管理体系」を構築する。

また、持続的に河川の変化を把握・分析し、その結果を河川カルテ等に取りまとめるとともにデータベース化を行う。さらに、インフラ分野における効率性及び迅速化については、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進し、適切な河川工事や維持管理につなげる。

さらに、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、国、北海道、町及びダム管理者が相互に連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組む。また、海岸管理者と連携し河口付近の海岸地形(河口テラス、汀線等)のモニタリングも継続して実施していく。

注) 河川カルテ：病院のカルテに倣い、河川管理に必要な河道状況や被災履歴、河川巡視及び点検結果等を整理したもの。

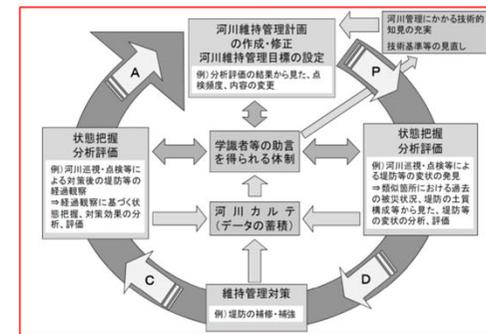


図 2-9 サイクル型維持管理体系のイメージ

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1) 河川情報の収集・提供

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳を整備・保管する。水文、水質、土砂の移動状況、土地利用等の河川管理に資する情報を河川カルテ等に整理するとともに、河川水辺の国勢調査等により河川環境に関する情報を適切にモニタリングする。収集した情報は、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう電子化等を進める。

また、既存の無線システムや光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位等に加え、画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設に関するデータ等の河川情報を収集する。

収集した河川情報については、平常時の河川の利用や洪水時の防災情報として活用するため、光ファイバー網やインターネット等の情報通信網を用い、関係機関や住民に幅広く提供し、情報の共有に努める。



魚類調査



流量観測

2) 河川管理施設の維持管理

堤防や高水敷及び低水路については、現状の河道特性、河川環境と河川空間の利用、周囲の土地利用等を踏まえながら、洪水による被害の防止や、河川が適正に利用され、流水の正常な機能と河川環境が維持されるよう総合的な視点で維持管理を行う。

定期的に河川巡視を実施し、沈下や亀裂等の堤防の変化、樋門等施設の変化、河道内の樹木の繁茂や土砂の堆積、ゴミや不法投棄等の状態を常に把握し、その結果に応じて速やかに補修等の対応を図る。



図 2-10 河川巡視のイメージ図

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

1) 河川情報の収集・提供

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳^{注1)}を整備・保管する。水文、水質、土砂の移動状況、土地利用、**許可工作物^{注2)}**等の河川管理に資する情報を河川カルテ等に整理するとともに、河川水辺の国勢調査等により河川環境に関する情報を**収集し**、適切にモニタリングする。収集した情報は、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう電子化等を進める。

また、既存の無線システムや光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位等に加え、画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設に関するデータ等の河川情報を収集する。

収集した河川情報については、平常時の河川の利用や洪水時の防災情報として活用するため、光ファイバー網、インターネット等**を通じて**関係機関や**地域**住民に幅広く提供し、情報の共有に努める。

さらに、河川整備にあたっては必要に応じて整備箇所**の環境等の詳細な事前・事後調査を実施し、その影響の把握に努め、調査、研究成果等の保存・蓄積を図る。**

注1) 河川現況台帳：河川、河川管理施設、河川使用の許可等を記載する台帳で、調査（水系・河川の名称、指定年月日、河川の延長、河川管理施設、使用許可等が記載）と図面（河川区域の境界、河川区域内の土地の所有者等が記載）により構成される。
注2) 許可工作物：河川管理者以外の者が河川法に基づく許可を得て河川区域内に設置する工作物。



写真 2-19 魚類調査



写真 2-20 流量観測

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1) 河川情報の収集・提供

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳を整備・保管する。水文、水質、土砂の移動状況、土地利用等の河川管理に資する情報を河川カルテ等に整理するとともに、河川水辺の国勢調査等により河川環境に関する情報を適切にモニタリングする。収集した情報は、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう電子化等を進める。

また、既存の無線システムや光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位等に加え、画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設に関するデータ等の河川情報を収集する。

収集した河川情報については、平常時の河川の利用や洪水時の防災情報として活用するため、光ファイバー網やインターネット等の情報通信網を用い、関係機関や住民に幅広く提供し、情報の共有に努める。



魚類調査



流量観測

2) 河川管理施設の維持管理

堤防や高水敷及び低水路については、現状の河道特性、河川環境と河川空間の利用、周囲の土地利用等を踏まえながら、洪水による被害の防止や、河川が適正に利用され、流水の正常な機能と河川環境が維持されるよう総合的な視点で維持管理を行う。

定期的に河川巡視を実施し、沈下や亀裂等の堤防の変化、樋門等施設の変化、河道内の樹木の繁茂や土砂の堆積、ゴミや不法投棄等の状態を常に把握し、その結果に応じて速やかに補修等の対応を図る。



図 2-10 河川巡視のイメージ図

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

2) 堤防等河川管理施設の維持管理

堤防や高水敷及び低水路等については、現状の河道特性、河川環境と河川空間の利用、周辺の土地利用等を踏まえながら、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能と河川環境の維持等の総合的な視点で維持管理を行う。

定期的な点検や日常の河川巡視を実施し、沈下や漏水、亀裂等の堤防の変化、樋門等の河川管理施設の変化、河道内の樹木の繁茂や土砂の堆積、ゴミや不法投棄等の異常を早期に発見し、河川管理上支障となる場合は、速やかに必要な対策を実施するほか、河川協力団体や地域住民による河川環境保全モニター^{注)}等の地域と連携した河川の維持管理を行う。

注)河川環境保全モニター：地域住民等が現地の河川環境情報を収集・報告し、地域と一体となって環境保全に取り組む制度。



写真 2-21 堤防点検



写真 2-22 不法投棄状況

12
13

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

a) 堤防の除草・維持管理

堤防の機能を維持するとともに、亀裂・法崩れ等の異常を早期に発見するため、堤防の除草を行う。除草時期、頻度は、堤防植生の状況や周辺の環境を考慮して適正に選定する。

河川巡視等により、堤防天端、法面、取付け道路、階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は、速やかに補修を行う。



堤防天端の補修



堤防除草

表 2-4 堤防の延長

河川名	延長(km)	備考
鵜川	37.5	

※ 平成20年3月末現在

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

a) 堤防の除草・維持管理

堤防の機能を維持するとともに、亀裂・法崩れ等の異常を早期に発見するため、堤防の除草を行う。除草時期、頻度は、堤防植生の状況や周辺の環境を考慮して適切に選定するとともに、堤防除草の生産性向上のため、ICTを活用した除草作業の効率化の取組を進める。

河川巡視等により、堤防天端、法面、取付け道路、階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は、速やかに補修を行う。



写真 2-23 堤防天端 補修実施前



写真 2-24 堤防天端 補修実施後



写真 2-25 生田築堤 堤防除草実施前



写真 2-26 生田築堤 堤防除草実施後

表 2-5 堤防の延長

河川名	延長(km)	備考
鵜川	37.2	

注) 令和5年(2023年)3月末現在

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

c) 河道の維持管理

定期的に河川巡視や縦横断測量等を行い、河川の利用状況、河口や河道、構造物周辺における土砂堆積や河床低下等の状況を把握し、必要に応じてモニタリングを実施する。

また、これらの状況を踏まえ、土砂や流木が堆積し洪水の流下の支障となる箇所は河道整正等を実施し、河床洗掘により既設護岸が破損する等、機能に支障を及ぼすような事態を確認した場合は、適切な方法により補修する。



横断測量



流木除去

d) 構造物等の維持管理

樋門・樋管等の河川管理施設が長期にわたり最大限の機能を発揮できるようにするため、効率的、効果的な点検・整備・更新を行う。

なお、より確実な河川管理施設の操作を行うため、樋門等の集中管理による操作の遠隔化・自動化等による省力化、高度化について検討していく。



樋門の補修

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

b) 樋門・樋管等の維持管理

樋門・樋管等の河川管理施設が長期にわたり最大限の機能を発揮できるようにするため、効率的、効果的な点検・整備・更新を行う。

必要に応じ、施設の目的・効果等の変化を確認したうえで、維持管理の効率化、コスト削減の観点及び土地利用状況を考慮し、施設の統廃合や施設の自動化・遠隔化及び無動力化も含め、施設の更新のあり方について調査検討する。

さらに、樋門地点では関係機関等と連携・調整し、魚類等の移動の連続性の確保を図る。



写真 2-27 樋門の点検



写真 2-28 水位計更新状況

表 2-6 主な河川管理施設等(堤防を除く)

河川名	河川管理施設	箇所数等
鷗川	樋門・樋管	33箇所
	水文観測所	水位観測所4箇所(鷗川、栄、穂別、福山) 雨量観測所4箇所(栄、福山、ニニウ、トマム)
パンケシュル川	水文観測所	雨量観測所1箇所(湯の沢)
双珠別川	水文観測所	雨量観測所1箇所(双珠別)
穂別川	水文観測所	雨量観測所1箇所(穂里)

注1) 他に光ファイバー等も管理施設の対象となる。

注2) 令和5年(2023年)11月現在

2.河川整備の実施に関する事項【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

b) 河道内樹木の保全・管理

河道内の樹木は、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を形成する等、多様な機能を有している。一方、洪水時には水位の上昇や流木の発生の原因となる。

このため、河道内樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下等に支障とならないよう、河道内樹木を適切に管理するものとする。

樹木の管理にあたっては、極力、樹木が繁茂する前に伐採を行うよう努めるものとする。一方、保全が必要な樹木や生態系への影響を小さくする必要のある樹木については、間伐や下枝払い等を行うものとする。

なお、樹木の大きさや密度等を踏まえた効果的な樹木管理方法について、引き続き調査・検討を進める。

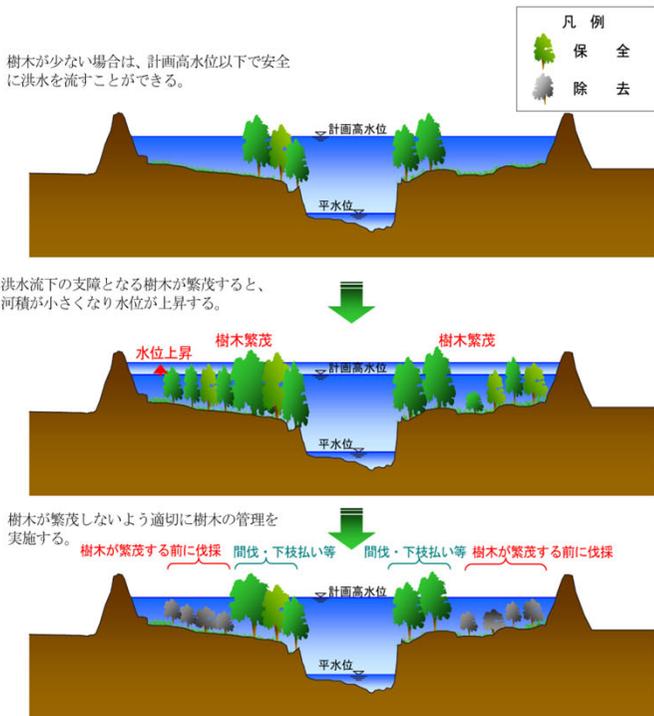


図 2-11 河道内樹木の管理イメージ図

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

3) 河道の維持管理

a) 河道の維持管理

定期的に河川巡視や縦横断測量を行い、河川の利用状況及び河口や河道、構造物周辺における土砂堆積や河床低下等の状況を把握するとともに、必要に応じて適切に対処する。

また、出水等により土砂や流木が堆積し、洪水の流下の支障となる箇所は河道整正等を行うとともに、河床洗掘により既設護岸が変状する等、機能に支障を及ぼすような事態を確認した場合は、適切かつ機動的な補修を実施する。

さらに、河床変動に応じて、河床低下等に対する土砂移動や過剰な土砂流出の抑制に配慮し、侵食や堆積に対し河道の適切な維持に努める。その際、河川生態系の保全や砂州の保全、河床の攪乱・更新による動的平衡の確保にも努める。



写真 2-29 横断測量



写真 2-30 河川管理施設状況の把握



写真 2-31 堆積土砂掘削前



写真 2-32 堆積土砂掘削後

b) 河道内樹木管理

河道内の樹木は、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全・創出する等、多様な機能を有している。洪水時には流速の低減や流木を捕捉する効果が期待できる一方で、水位の上昇や流木の発生の原因となる。

このため、河道内樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下等に支障とならないよう、河道内樹木を適切に管理するものとする。

2.河川整備の実施に関する事項 【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

b) 河道内樹木の保全・管理

河道内の樹木は、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を形成する等、多様な機能を有している。一方、洪水時には水位の上昇や流木の発生の原因となる。

このため、河道内樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下等に支障とならないよう、河道内樹木を適切に管理するものとする。

樹木の管理にあたっては、極力、樹木が繁茂する前に伐採を行うよう努めるものとする。一方、保全が必要な樹木や生態系への影響を小さくする必要がある樹木については、間伐や下枝払い等を行うものとする。

なお、樹木の大きさや密度等を踏まえた効果的な樹木管理方法について、引き続き調査・検討を進める。

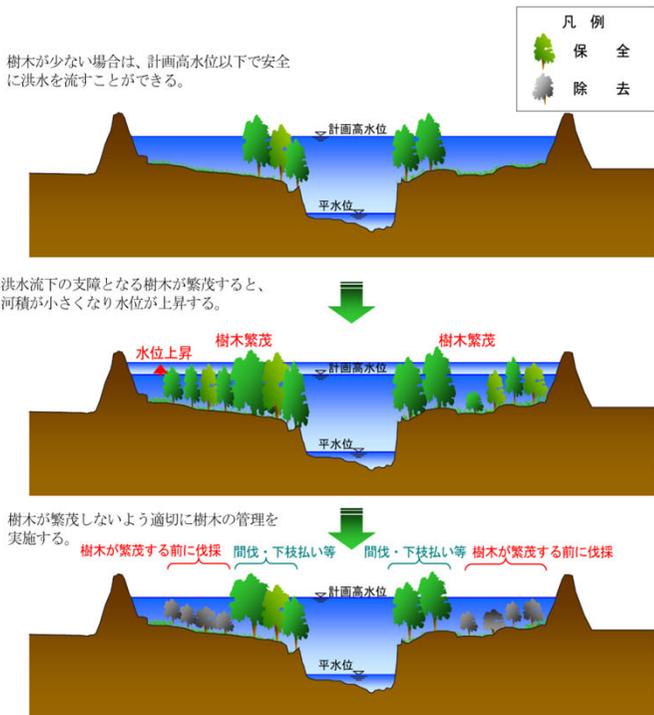


図 2-11 河道内樹木の管理イメージ図

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

樹木の管理にあたっては、極力、樹木が繁茂する前に伐採を行うよう努めるものとする。一方、保全が必要な樹木や生態系への影響を小さくする必要がある樹木については、間伐や下枝払い等を行うものとする。

なお、樹木の大きさや密度等を踏まえた効果的な樹木管理方法や再樹林化抑制のための効果的な管理について、引き続き調査・検討を進める。

また、樹木の伐採にあたっては、公募伐採の取組を進め、自治体や民間事業者及び地域住民等と連携・協力することによりコスト削減に努めるとともに、チップ化やバイオマス発電燃料等として有効活用を図るなど、気候変動の緩和方策の推進に努める。

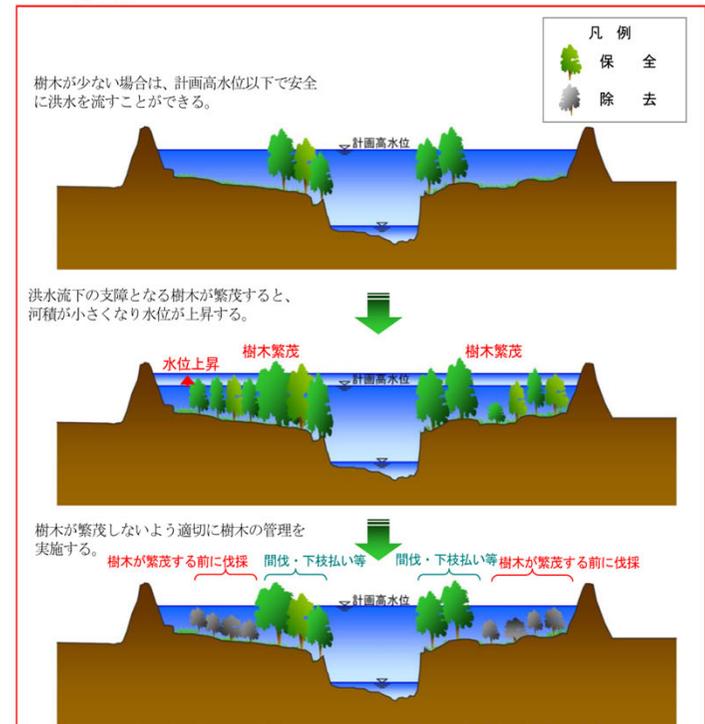


図 2-10 河道内樹木の管理イメージ図

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

表 2-5 主な河川管理施設等(堤防を除く)

河川名	河川管理施設	箇所数等
鷓川	樋門・樋管	33箇所
	水文観測所	水位観測所3箇所(鷓川、栄、穂別) 雨量観測所10箇所(鷓川、栄、穂別、稲里、福山、ニノウ、占冠、湯の沢、トマム、双珠別)

※他に光ファイバー等の光情報施設等も管理施設の対象となる。
※平成20年3月末現在

3) 危機管理体制の整備

a) 災害時の巡視体制

河川管理施設の状況や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震等の災害発生時及び河川に異常が発生した場合又はそのおそれのある場合は、迅速かつ的確な巡視を行う。

b) 水防団等との連携

洪水時の水防活動は水防団が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「鷓川・沙流川水防連絡協議会」を定期的に開催し、連絡体制の確認、重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等水防体制の充実を図る。また、協議会は、土砂、麻袋等の水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。さらに、洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化を進める等の省力化の支援に努める。



鷓川水防演習の状況(平成20年度)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

(2) 危機管理体制の構築・強化

鷓川流域は、近年においても洪水や地震等による被害が発生しており、自然災害に対していまだ脆弱な地域である。さらに、地球温暖化に伴う気候変動等による集中豪雨の増加も懸念されることから、様々な災害への対応を考慮しつつ、治水施設の整備を着実に推進するとともに、関係機関等と連携を図りながら、次のような危機管理体制を整備する。

1) 災害時の対応

a) 災害時の巡視体制

河川管理施設の状況や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震等の災害発生時及び河川に異常が発生した場合またはそのおそれのある場合は、通常の河川巡視に加え、必要に応じて災害対策用ヘリコプターやCCTVカメラを活用するなど、引き続き巡視体制の高度化・効率化に向けた取組を進める。

b) 水防団等との連携

地域の洪水時の水防活動は水防団が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、水防計画に基づき水防管理団体が実施する水防活動に協力する。また、構成員である自治体や河川管理者等の関係機関からなる「鷓川・沙流川減災対策協議会」を定期的に開催し、連絡体制の確認、重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等の水防体制の充実を図る。また、協議会等において、土砂、麻袋等の水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。さらに、洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるよう堤防の漏水や河岸侵食に対する危険度判定等を踏まえて重要水防箇所を設定し、水防管理団体等に提示する。そのほか、水害リスクが高い区間においてCCTVカメラや簡易型河川監視カメラ、危機管理型水位計を設置し、洪水時の河川情報を水防管理団体にリアルタイムで提供していく。

水防団員は減少・高齢化傾向にあるという現状を踏まえ、水防活動の機械化等の省力化の支援に努め、必要に応じて災害協定を結んだ地域の民間企業等と連携して支援する。

洪水や津波、高潮等により著しく甚大な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い侵入した水を排除する。そのほか、高度の機械力及び高度の専門的知識や技術を要する水防活動(特定緊急水防活動)を実施する。

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

表 2-5 主な河川管理施設等(堤防を除く)

河川名	河川管理施設	箇所数等
鵜川	樋門・樋管	33箇所
	水文観測所	水位観測所3箇所(鵜川、栄、穂別) 雨量観測所10箇所(鵜川、栄、穂別、稲里、福山、ニノウ、占冠、湯の沢、トマム、双珠別)

※他に光ファイバー等の光情報施設等も管理施設の対象となる。
※平成20年3月末現在

3) 危機管理体制の整備

a) 災害時の巡視体制

河川管理施設の状況や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震等の災害発生時及び河川に異常が発生した場合又はそのおそれのある場合は、迅速かつ的確な巡視を行う。

b) 水防団等との連携

洪水時の水防活動は水防団が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「鵜川・沙流川水防連絡協議会」を定期的に開催し、連絡体制の確認、重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等水防体制の充実を図る。また、協議会は、土砂、麻袋等の水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。さらに、洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化を進める等の省力化の支援に努める。



鵜川水防演習の状況(平成20年度)

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)



写真 2-33 防災機関による積み土のう工



写真 2-34 シート張工法



写真 2-35 月の輪工法



写真 2-36 北海道地区水防技術講習会

1

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

- 1 f) 水防資機材
 2 水防資機材は、円滑な水防活動が行えるよう適正に備蓄する。また、定期的の水防資
 3 機材の点検を行い、資機材の保管状況を把握するとともに不足の資機材を補充する。
 4
 5 (2) 災害復旧
 6 洪水や地震等により河川管理施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧対策を行う。
 7 大規模災害が発生した場合に、河川管理施設や公共土木施設の被災情報を迅速に収集
 8 するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキスパート
 9 等を活用する。
 10

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 **c) 堤防決壊時の被害軽減対策**
 2 堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するため
 3 の緊急的な災害復旧手順について事前に計画し、氾濫水を速やかに排水するための
 4 対策を強化するとともに、必要な資機材の準備等、早期復旧のための体制の強化を
 5 図る。
 6
 7 **d) 自治体支援**
 8 災害復旧に関する情報共有及び連絡体制を確立するため、自治体、自衛隊、水防
 9 団、報道機関等の関係機関と平常時から連携を図る。
 10 大規模水害時等においては、自治体の災害対応機能が著しく低下するおそれがある
 11 ため、民間人材の活用、関係機関との連携、TEC-FORCE (Technical Emergency
 12 Control FORCE: 緊急災害対策派遣隊) の派遣等により、UAVやレーザ計測等の遠隔・
 13 非接触計測技術等を活用した災害発生直後からの被害状況調査、排水ポンプ車による
 14 緊急排水の支援、避難所等への給水車の派遣等、自治体への支援体制の強化を行
 15 う。
 16 さらに、現地情報連絡員(リエゾン)の自治体への派遣による情報交換等様々な情
 17 報を共有する体制の確立や、自治体を実施する災害対応のための訓練への技術的な
 18 支援等に努める。
 19
 20 **e) 水防資機材**
 21 水防資機材は、円滑な水防活動が行えるよう適正に備蓄する。また、定期的の水
 22 防資機材の点検を行い、資機材の保管状況を把握するとともに不足の資機材は補充
 23 する。
 24
 25 **f) 地震・津波対応**
 26 地震・津波の発生時においては、河川情報を適切に収集し河川管理施設の点検を
 27 行うとともに、関係機関等へ津波による水防警報等の迅速な情報伝達を実施する。
 28 さらに、平常時より地震を想定した被災状況等の情報収集・情報伝達手段を確保
 29 するほか、迅速な巡視・点検並びに円滑な災害復旧作業に向け、大規模地震等を想
 30 定した訓練を実施するなど、体制の強化を図る。
 31
 32

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

d) 水災防止体制

地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制や連絡体制の一層の強化を図る。

洪水時の河川の状況や氾濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等の水災防止活動を効果的に行うため、普段から河川管理者が有する雨量や水位等の河川情報をより分かりやすく提供することで、水防活動や避難勧告の判断に役立つ情報として伝達するとともに、地域の実情に詳しい方から現地の状況等を知らせていただく等、様々な情報を共有する体制の確立に努める。

また、地域住民、自治防災組織、民間団体等が、災害時に行う水災防止活動を可能な限り支援するよう努める。

e) 地域防災力の向上

災害が発生した場合でも被害を最小化する「減災」は自助・共助・公助がバランスよく機能してはじめて達成されるものであることを踏まえ、引き続き洪水ハザードマップ^{注)}の充実及び活用に関する技術支援や地域防災に関する災害時要援護者の避難体制や啓発活動等への支援を行い、地域の防災力の向上を図る。

水防法の規定により、自治体においては洪水予報等の伝達方法を住民に周知させ、水災による被害の軽減を図るため、これらの事項を記載したハザードマップ等の公表・配布その他の必要な措置を講じなければならないとされている。現在、むかわ町における洪水ハザードマップの公表は完了しているが、今後も災害情報普及支援室等の活動を通じ市町村の洪水ハザードマップの充実のための支援や住民への普及促進の支援を積極的に行う。

注) 洪水ハザードマップ：河川が氾濫した場合に備えて、地域の住民の方々がすばやく安全に避難できることを主目的に、被害の想定される区域と被害の程度、さらに避難場所等の情報を地図上に明示したもの。



図 2-13 洪水ハザードマップ (旧鷓川町)

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

2) 防災・減災に向けた対応

a) 水災防止体制

水防は、町村等が主体となって行うものであり、地域住民、水防団、関係自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災・減災体制及び連絡体制の一層の強化を図る。

また、「鷓川・沙流川減災対策協議会」において、構成員である自治体や河川管理者等の関係機関の取組を共有することで、洪水氾濫による被害を軽減するための対策を総合的かつ一体的に推進する。

洪水時の河川の状況や氾濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等の水災防止活動を効果的に行う。そのため、平常時から河川管理者が有する雨量や水位等の河川情報をより分かりやすく提供し、水防活動や避難情報発令の判断に役立つ情報として伝達することで、住民の適切な避難行動の促進を図る。また、その地域の洪水による浸水のリスクや避難に関する情報を生活空間であるまちなかに表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の支援を行う。さらに、地域の実情に詳しい方から現地の状況等を知らせていただくなど、様々な情報を共有する体制の確立に努める。

また、地域住民、自治防災組織、民間団体等が、災害時に行う水災防止活動を可能な限り支援するとともに、地域住民や関係機関と連携し、洪水時の河川の状況や氾濫の状況を周知するなど、洪水の被害の軽減に努める。

さらに、浸水想定区域内にある町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設や大規模工場等の施設の所有者等が、避難確保計画または浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際の技術的支援や、避難行動要支援者の個別避難計画の作成支援等、安全性の確保の促進に努める。

b) 避難を促す水位情報等の提供

水位や雨量等の河川情報は、地元自治体や地域住民にとって、水害危険度の把握や水防活動等を行ううえで重要な情報であり、その判断や行動に役立つ情報の整備とともに、確実に伝達するための体制づくりが必要である。

また、個別の氾濫域について危険となるタイミングを迅速に把握するため、水害リスクラインを活用し、洪水予測の高度化を進める。

地域住民自ら洪水時の危険度を確認し、的確な判断や行動に繋げられるよう、橋脚や水位観測所等に「避難判断水位」等の水位を示す表示を設置する。この水位表示を行う際は、避難時に使用する道路が冠水する水位を明示するなど、地域住民の目線に立った実用的な情報となるよう工夫し、安全な避難行動を促すとともに、防災・減災への意識の向上につながるよう努める。

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

c) 洪水予報、水防警報

鵜川(指定区間外区間)は「洪水予報指定河川」に指定されており、気象台と共同して洪水予報^{注1)}の迅速な発令を行うとともに、関係機関に迅速、確実な情報連絡を行い、迅速な水防活動に資することにより、洪水被害の軽減を図る。

また、水防警報^{注2)}の迅速な発令により円滑な水防活動を支援し、災害の軽減を図る。雨量や水位及び洪水予報等の災害に関する情報について、洪水予報文を避難行動との関連が分かりやすく改善したほか、既存の量水標に加え、樋門等を活用してわかりやすい量水標を設置して危険の度合いに応じて着色するなど、関係自治体、防災関係機関や報道機関と連携を図りつつ、住民に迅速かつわかりやすく提供できるよう努める。

さらに、出水期前に関係機関と連携し、情報伝達訓練を行う。

注1) 洪水予報：洪水のおそれがあると認められるとき、室蘭地方気象台と共同で洪水の状況・予測水位等を示し関係機関や市町村に伝達するとともに、メディアを通じて直接住民に知らせる情報。
注2) 水防警報：水防活動が必要な場合に、北海道・水防管理団体である町を通じ水防団等に水防活動の指示を与えることを目的とする情報。

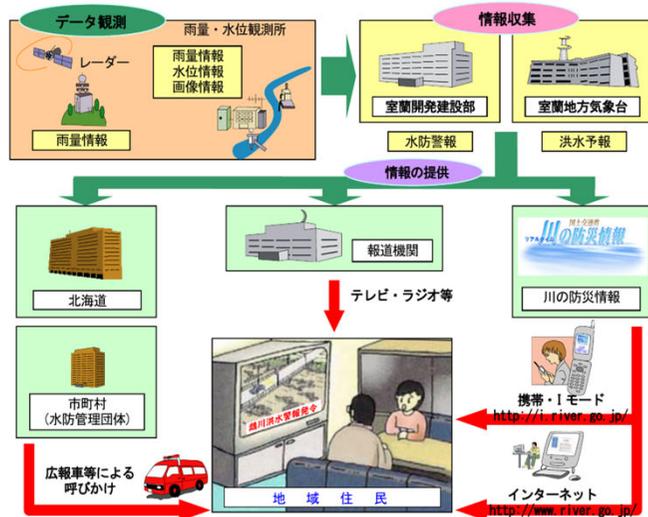


図 2-12 洪水予報の伝達

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

洪水時における地域住民の迅速な避難や水防活動等の支援のため、レーダ雨量観測を含む雨量情報及び水位情報、CCTVカメラによる基準水位観測所等の主要地点の画像情報、危機管理型水位計による水位情報や避難情報等を提供する。これらの情報は、光ファイバー網、インターネット及び携帯端末、地上デジタル放送(データ放送)等の様々な媒体を通じて提供するとともに、緊急速報メール等によるプッシュ型配信も活用し、新たな情報発信手法を継続的に検討して、危険の切迫度が地域住民に伝わりやすくなるよう努める。

なお、洪水時に適切な避難行動や判断ができるよう、日常的に河川に関する情報に触れる機会を持ちやすくすることが重要である。このため、河川環境の保全・創出や用水の取水安定化及び水資源の有効活用が図られるよう、河川流量等についても、広く情報提供を行う。

c) 洪水予報、水防警報

鵜川(大臣管理区間)は「洪水予報河川」に指定されており、気象台と共同して洪水予報^{注1)}の迅速な発表を行うとともに、洪水予報の高度化を図り、関係機関に迅速かつ確実な情報連絡を行い、迅速な水防活動に資することにより、洪水被害の軽減を図る。

また、水防警報^{注2)}の迅速な発表により円滑な水防活動を支援し、災害の軽減を図る。雨量や水位及び洪水予報等の災害に関する情報について、洪水予報文を避難行動との関連が分かりやすく改善するほか、既存の量水標(水位標)に加え、樋門等を活用して量水標を設置し危険の度合いに応じて着色するなど、関係自治体、防災関係機関や報道機関と連携を図りつつ、地域住民に迅速かつわかりやすく提供できるよう努める。

さらに、出水期前に関係機関と連携し、情報伝達訓練を行う。

注1) 洪水予報：洪水のおそれがあると認められるとき、室蘭地方気象台と共同で洪水の状況・予測水位等を示し関係機関や市町村に伝達するとともに、メディアを通じて直接住民に知らせる情報。
注2) 水防警報：水防活動が必要な場合に、北海道・水防管理団体である市町村を通じ水防団等に水防活動の指示を与えることを目的とする情報。

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

d) 水災防止体制

地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制や連絡体制の一層の強化を図る。

洪水時の河川の状況や氾濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等の水災防止活動を効果的に行うため、普段から河川管理者が有する雨量や水位等の河川情報をより分かりやすく提供することで、水防活動や避難勧告の判断に役立つ情報として伝達するとともに、地域の実情に詳しい方から現地の状況等を知らせていただく等、様々な情報を共有する体制の確立に努める。

また、地域住民、自治防災組織、民間団体等が、災害時に行う水災防止活動を可能な限り支援するよう努める。

e) 地域防災力の向上

災害が発生した場合でも被害を最小化する「減災」は自助・共助・公助がバランスよく機能してはじめて達成されるものであることを踏まえ、引き続き洪水ハザードマップ^{注)}の充実及び活用に関する技術支援や地域防災に関する災害時要援護者の避難体制や啓発活動等への支援を行い、地域の防災力の向上を図る。

水防法の規定により、自治体においては洪水予報等の伝達方法を住民に周知させ、水災による被害の軽減を図るため、これらの事項を記載したハザードマップ等の公表・配布その他の必要な措置を講じなければならないとされている。現在、むかわ町における洪水ハザードマップの公表は完了しているが、今後も災害情報普及支援室等の活動を通じ市町村の洪水ハザードマップの充実のための支援や住民への普及促進の支援を積極的に行う。

注) 洪水ハザードマップ：河川が氾濫した場合に備えて、地域の住民の方々がすばやく安全に避難できることを主目的に、被害の想定される区域と被害の程度、さらに避難場所等の情報を地図上に明示したもの。



図 2-13 洪水ハザードマップ (旧鵜川町)

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

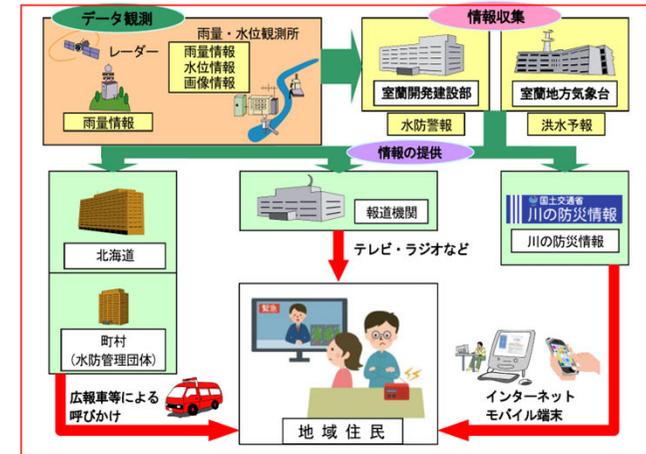


図 2-11 洪水予報の伝達

d) 減災に向けた取組・地域防災力の向上

想定最大規模の災害が発生した場合でも人命を守ることを第一とし、関係自治体や河川管理者等の関係機関が防災・減災に向けて一体となって取り組み、地域の防災力の向上を図る。

万が一、浸水被害に遭った場合でも避難の遅れがないよう、避難指示等の適切な発令に資するため、想定最大規模の洪水に対する浸水想定等の水害リスク情報や、堤防の決壊により家屋が倒壊・流失するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)に関する情報を提供し、迅速な避難を促す。加えて、浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した「水害リスクマップ(浸水頻度図)」を整備し、水害リスク情報の充実を図り、防災・減災のための土地利用等を促進する。気候変動により発生しうる水害リスク情報に関しては今後も最新の科学的知見に基づき充実を図り、地域に提供する。

避難行動に遅れがないように、鵜川の水害リスク情報を道路管理者と事前で共有することで、的確な避難行動に繋げられるように努める。

また、令和元年(2019年)5月に完成した「鵜川むかわ町水害タイムライン試行版」の運用における振り返りや検証・改善等、継続的な運用の支援を行うほか、地域住民等の主体的な避難を促すため、洪水・津波ハザードマップ^{注)}を活用した広域避難訓練を関係機関と連携して実施し、コミュニティ・タイムラインやマイ・タイムラインの充実に向けた支援を行う。

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

d) 水災防止体制

地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制や連絡体制の一層の強化を図る。

洪水時の河川の状況や氾濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等の水災防止活動を効果的に行うため、普段から河川管理者が有する雨量や水位等の河川情報をより分かりやすく提供することで、水防活動や避難勧告の判断に役立つ情報として伝達するとともに、地域の実情に詳しい方から現地の状況等を知らせていただく等、様々な情報を共有する体制の確立に努める。

また、地域住民、自治防災組織、民間団体等が、災害時に行う水災防止活動を可能な限り支援するよう努める。

e) 地域防災力の向上

災害が発生した場合でも被害を最小化する「減災」は自助・共助・公助がバランスよく機能してはじめて達成されるものであることを踏まえ、引き続き洪水ハザードマップ^{注)}の充実及び活用に関する技術支援や地域防災に関する災害時要援護者の避難体制や啓発活動等への支援を行い、地域の防災力の向上を図る。

水防法の規定により、自治体においては洪水予報等の伝達方法を住民に周知させ、水災による被害の軽減を図るため、これらの事項を記載したハザードマップ等の公表・配布その他の必要な措置を講じなければならないとされている。現在、むかわ町における洪水ハザードマップの公表は完了しているが、今後も災害情報普及支援室等の活動を通じ市町村の洪水ハザードマップの充実のための支援や住民への普及促進の支援を積極的に行う。

注) 洪水ハザードマップ：河川が氾濫した場合に備えて、地域の住民の方々がすばやく安全に避難できることを主目的に、被害の想定される区域と被害の程度、さらに避難場所等の情報を地図上に明示したもの。



図 2-13 洪水ハザードマップ (旧鵜川町)

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

地域住民や交流人口等の的確な避難判断・行動に資するよう、携帯電話等通信機器を最大限に活用した迅速な情報提供を行うとともに、地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係自治体と連携して有効に活用する。

近年の洪水被害を踏まえた防災授業や講習会等を継続的に実施することで、水防に関する普及啓発活動に努める。

注) 洪水・津波ハザードマップ：河川の氾濫や津波の到達に備えて、地域住民の方々がすばやく安全に避難できることを主目的に、被害の想定される区域と被害の程度、さらに避難場所等の情報を自治体が地図上に明示したもの。



図 2-12 洪水ハザードマップ (むかわ町)

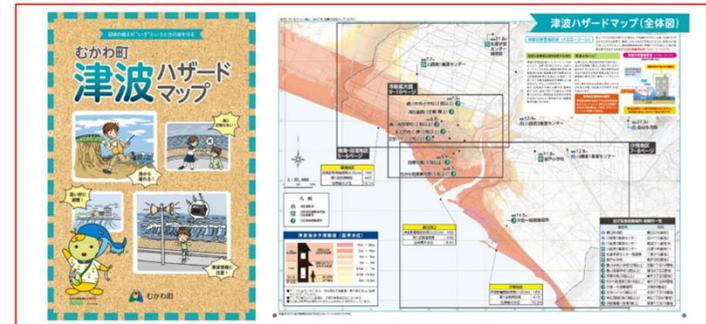


図 2-13 津波ハザードマップ (むかわ町)

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

現整備計画に記載無し
【防災教育や防災・減災にかかわる知識の普及】

- 1 e) 防災教育や防災・減災にかかわる知識の普及
- 2 学校教育を通じた防災・減災意識の向上並びに地域の特性や気候変動の影響を踏
- 3 まえた防災・減災教育の取組として、出前講座の推進や防災・減災に関する学習指
- 4 導計画の作成支援を実施する。
- 5 また、住民に日頃から河川との関わりを持ち、親しんでもらうことで、防災・減
- 6 災に関わる知識の普及につながるよう、河川協力団体等による啓発活動の支援に努
- 7 める。
- 8 さらに、自治体の避難情報や、河川の防災・減災に関する情報等を活用した住民
- 9 参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進する。
- 10 今後も地域住民、学校、企業等が防災・減災に対する意識を高め、洪水時に自主
- 11 的かつ適切な行動をとれるように、洪水ハザードマップを活用した防災訓練、防災
- 12 計画検討等の取組に対し、それぞれの組織や設備等の状況も踏まえ、技術的支援・
- 13 協力を継続して行う。
- 14
- 15 3) 治水施設等の対応
- 16 a) 河川管理施設の操作等
- 17 洪水時において、河川の水位や流量等を的確に把握し、操作規則に基づく樋門等
- 18 の河川管理施設の適正な操作を行う。
- 19 また、内水氾濫被害が発生するおそれがある場合には、関係する自治体からの要
- 20 請も踏まえ、排水ポンプ車を機動的に運用し、迅速かつ円滑に内水氾濫被害を軽減
- 21 するよう努める。
- 22 今後、社会情勢の変化や地域住民の高齢化による樋門操作員の確保も困難になる
- 23 ことが予測されること、気候変動による大雨や短時間強雨の発生頻度の増加に伴い、
- 24 水位の急激な上昇が頻発することが想定される。そのため、老朽化した樋門等の河
- 25 川管理施設の改築時期等に合わせ、河川の特性や地域の実情を踏まえ、施設操作の
- 26 自動化・遠隔化を図るなど、操作員の安全を確保するとともに的確に施設を運用で
- 27 きる仕組みの整備を図る。
- 28
- 29 b) 許可工作物の管理指導
- 30 橋梁等の許可工作物についても、河川管理施設と同様に施設の適切な維持管理を
- 31 施設管理者に指導する。
- 32 また、河川巡視において変状が確認された場合、速やかに施設管理者に連絡し、
- 33 補修、整備等を指導する。
- 34

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

- 1 f) 水防資機材
 2 水防資機材は、円滑な水防活動が行えるよう適正に備蓄する。また、定期的に水防資
 3 機材の点検を行い、資機材の保管状況を把握するとともに不足の資機材を補充する。
 4
 5 (2) 災害復旧
 6 洪水や地震等により河川管理施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧対策を行う。
 7 大規模災害が発生した場合に、河川管理施設や公共土木施設の被災情報を迅速に収集
 8 するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキスパート
 9 等を活用する。
 10

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 c) 既存ダムの洪水調節機能の強化
 2 令和2年(2020年)5月に締結した鷗川水系治水協定に基づき、穂別ダム(利水ダム)、
 3 双珠別ダム(利水ダム)における事前放流等、施設管理者との相互理解・協力の下
 4 に、関係機関が連携した効果的な事前放流の実施や必要に応じて施設改良等による
 5 洪水調節機能の検討・強化を推進する。
 6
 7 (3) 災害復旧
 8 洪水や地震等により河川管理施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧対策を行う。
 9 災害復旧にあたっては、自治体や関係機関が実施する農地等の復旧活動と連携した取組
 10 を実施する。
 11 大規模災害が発生した場合は、河川管理施設や公共土木施設等の被災状況の把握や、
 12 効果的な応急復旧、二次災害防止のための処置方法等に関して専門の知識を持つ防災エ
 13 キスパート^{注)}等へ協力を要請し、迅速に対応する。
 14 注) 防災エキスパート：河川管理施設及び公共土木施設等の整備・管理等についての専門的ノウハウを
 15 持ち、大規模災害発生時及び平常時に河川管理施設や公共土木施設等の被災ま
 16 たは変状等の情報の迅速な収集等の支援活動を、自主的に無償報酬で行うもの
 17 として登録した者をいう。
 18

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、
並びに河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 水質保全

現状では水質の一般的な指標であるBODは、指定区間外区間では環境基準を満たしている。水質の保全にあたっては、定期的に水質観測を行い状況を把握するとともに、「北海道一級河川環境保全連絡協議会鷗川・沙流川部会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等と連携を図り、現況水質の維持に努める。

(2) 水質事故への対応

油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与える。このため「北海道一級河川環境保全連絡協議会鷗川・沙流川部会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、定期的に水質事故訓練等を行うことにより、迅速な対応ができる体制の充実を図る。

水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取り組みを行う。また、定期的に水質事故対応に必要な資機材の保管状況を点検し、不足の資機材を補充する。

(3) 渇水への対応

渇水による取水制限は、制限の程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産等に大きな影響を与える。このため既存の「鷗川水系流域水利用協議会」を活用する等して情報を共有し、渇水時に迅速な対応ができる体制の充実を図る。取水制限が必要となった場合には、「鷗川水系流域水利用協議会」を通じ、渇水調整の円滑化を図るとともに、地域住民に対して水の再利用や節水等と呼びかける等、流域全体での取り組みに努める。

(4) 土砂動態の把握

中・上流域の一部には表層が崩壊しやすく、また地すべりを生じやすいなど、土砂の流出が生じやすい地質を有していることから、継続的なモニタリングによって土砂動態の把握に努める。また、関係機関等との連携を図り、必要な情報の交換や調整を行う。

2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、
並びに河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 水質保全

現状では水質の一般的な指標であるBOD75%値は、**指定されている**環境基準を満たしている。水質の保全にあたっては、定期的に水質観測を行い状況を把握するとともに、「北海道一級河川環境保全連絡協議会鷗川・沙流川部会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等と連携を図り、**現況の良好な**水質の維持に努める。

(2) 水質事故への対応

油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与える。このため「北海道一級河川環境保全連絡協議会鷗川・沙流川部会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、定期的に水質事故訓練等を行うことにより、迅速な対応ができる体制の充実を図る。

水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた**取組**を行う。また、定期的に水質事故対応に必要な資機材の保管状況を点検し、不足の資機材を補充する。

(3) 渇水への対応

渇水による取水制限は、制限の程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産等に大きな影響を与える。このため、既存の「鷗川水系流域水利用協議会」を活用する**など**して情報を共有し、渇水時に迅速な対応ができる体制の充実を図る。取水制限が必要となった場合には、「鷗川水系流域水利用協議会」を通じ、渇水調整の円滑化を図るとともに、地域住民に対して水の再利用や節水等と呼びかける**など**、流域全体での**取組**に努める。

また、地球温暖化に伴う気候変動の影響や社会情勢の変化等、様々な事象を想定した対策の推進に努める。

(4) 土砂動態の把握

中・上流域の一部には、表層が崩壊しやすく、また地すべりを生じやすいなど、土砂の流出が生じやすい地質を有していることから、継続的なモニタリングによって**山地崩壊による土砂流出およびそれに伴う土砂堆積**の把握に努める。また、関係機関等との連携を図り、**流域の土砂管理に関する**必要な情報の交換や調整を行う。

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

- 1 (5) 河川空間の適正な利用、管理
 2 河川空間の適正な利用が図られるよう、水と緑がくりひろげる壮大な自然景観を保全
 3 し、人々にゆとりと開放感を与える水辺空間として管理していく。
 4 鵜川の河川公園等は、これまでも地域住民の憩いの場や自然体験学習の場として利用
 5 されており、引き続きこれらの機能が確保されるよう関係自治体等と連携を図る。また、
 6 環境学習等に利用が図られるよう関係機関等と連携を図る。
 7 なお、北海道と協同して策定した「鵜川水系河川空間管理計画(平成元年3月)」を必
 8 要に応じて見直しを行った上で、河川空間の適正な利用が図られるよう適正に対処す
 9 る。
 10
 11 (6) 河川美化のための体制
 12 河川美化のため、河川愛護月間(7月)等を通して河川美化活動を実施するとともに、
 13 ゴミの持ち帰りやマナー向上の取り組みを行う。また、地域住民や市民団体と連携し
 14 て河川空間の維持管理を進める。
 15 ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、看板の設置やゴミマップの配布により注意喚起
 16 を促すとともに、地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化や悪質な行為
 17 の関係機関への通報等の適切な対策を講じる。
 18
 19

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 (5) 河川空間の適正な利用、管理
 2 河川空間の適正な利用が図られるよう、水と緑がくりひろげる壮大な自然景観を保全
 3 し、人々にゆとりと開放感を与える水辺空間として管理していく。
 4 鵜川の河川公園等は、これまでも地域住民の憩いの場や自然体験学習の場として利用
 5 されており、引き続きこれらの機能が確保されるよう関係自治体等と連携を図る。また、
 6 環境学習等に利用が図られるよう関係機関等と連携を図る。
 7 なお、北海道と協同して策定した「鵜川水系河川空間管理計画(平成元年(1989年)
 8 3月)」を必要に応じて見直しを行った上で、河川空間の適切な利用、**管理**が図られるよ
 9 う適正に対処する。
 10
 11 (6) 河川美化のための体制
 12 河川美化のため、河川愛護月間(7月)等を通して河川美化活動を実施するとともに、
 13 ゴミの持ち帰りやマナー向上の**取組**を行う。また、地域住民や**地域**団体と連携して河川
 14 空間の維持管理を進める。
 15 **また、河川巡視による監視や、ゴミ回収量、ゴミの写真、回収活動の状況を示したマ**
 16 **ップを作成し、配布・ウェブサイトで公開することにより河川美化意識の普及啓発を図**
 17 **り、ゴミ、土砂等の不法投棄の未然防止に努める。**
 18 **さらに、**地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化や悪質な行為の関係機
 19 関への通報等の適切な対策を講じる。
 20
 21

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

(7) 地域と一体となった河川管理

地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する。また、地域の取り組みと連携した河川整備や河川愛護モニターの活用等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。

さらに、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が、各々の役割を認識し、連携・協働して効果的かつきめ細かな河川管理を実施する。

また、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況をふまえ、これら多様な主体の参加による連携・協働の取り組みを通して、河川管理にとどまらず防災、教育、社会福祉等様々な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの再構築に寄与するよう努める。

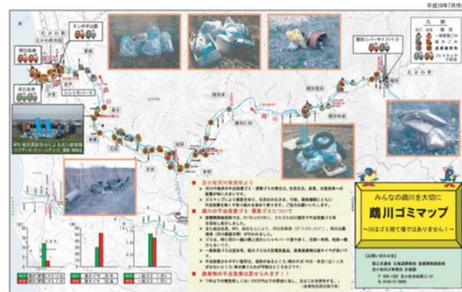
鷓川では、河川清掃や住民参加型川づくりをはじめ河川と地域との連携活動が活発に行われている。今後も、地域住民や関係機関、NPO等との協働をより一層育み、川づくりに携わる人材の育成や、市民等の川での社会貢献活動、上下流の住民及び自治体間の交流活動等に対する支援を行う。



関係機関が連携した植樹活動



住民参加による河川清掃



鷓川ゴミマップ

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

(7) 地域と一体となった河川管理

地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する。また、**河川協力団体等の地域の取組**と連携した河川整備や河川愛護モニターの活用等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。

このような取組を進めるにあたり、地域住民、**地域団体**、関係機関及び河川管理者が、各々の役割を認識し、連携・協働して効果的かつきめ細かな河川管理を実施する。

一方、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況を踏まえ、これら多様な主体の参加による連携・協働の**取組**を通して、河川管理にとどまらず、**防災**、教育、社会福祉等様々な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの再構築に寄与するよう努める。

鷓川では、河川清掃や住民参加型川づくりをはじめ河川と地域との連携活動が活発に行われている。今後も、地域住民や関係機関、**河川協力団体**等との協働をより一層育み、川づくりに携わる人材の育成や、**住民**等の川での社会貢献活動、上下流の住民及び自治体間の交流活動等に対する支援を行う。

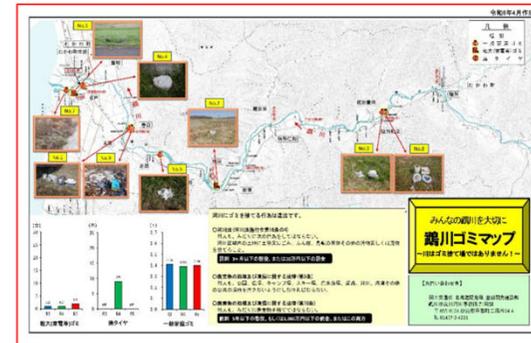


図 2-14 鷓川ゴミマップ



写真 2-37 住民参加による河川清掃



写真 2-38 住民参加による河川清掃

鵡川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鵡川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

1 (8) アイヌ文化保存、伝承、振興のための取り組み

2 豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化を保存、伝承、振興するため、鵡川
3 流域の河川整備にあたっては、地域の意見を踏まえ、アイヌ文化の伝承に配慮して行
4 う。

5 工事の実施に際し、アイヌ文化の遺跡を確認した場合には、北海道教育委員会、むか
6 わ町教育委員会及び関係団体と協議の上、適切な措置を講じる。

7 アイヌ文化の伝承、振興に欠かせない素材や資源(ガマ、ヨシ、サケ等)を供給する上
8 で必要な河川環境の保全・創出を図る。また、伝統儀式が継続的に実施でき
9 るよう河川空間の管理に努める。



19 アイヌ古式舞踊



シシャモカムイノミ

鵡川水系河川整備計画[変更](原案)

1 (8) アイヌ文化保存、伝承、振興のための**取組**

2 豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化を保存、伝承、振興するため、鵡川
3 流域の河川整備にあたっては、地域の意見を踏まえ、アイヌ文化の伝承に配慮して行
4 う。

5 工事の実施に際し、アイヌ文化の遺跡を確認した場合には、北海道教育委員会、むか
6 わ町教育委員会及び関係団体と協議の上、適切な措置を講じる。

7 アイヌ文化の伝承、振興に欠かせない素材や資源(ガマ、ヨシ、サケ等)を供給する
8 上で必要な河川環境の保全・創出を図る。また、伝統儀式等が継続的に実施でき
9 るよう河川空間の管理に努める。



写真 2-39 アイヌ古式舞踊



写真 2-40 シシャモカムイノミ

鵜川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

2.河川整備の実施に関する事項 【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鵜川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

鵜川水系河川整備計画[変更](原案)

現整備計画に記載無し
【カーボンニュートラルに向けた取組】

- 1 (9) カーボンニュートラルに向けた取組
 2 2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュート
 3 ラル」の取組を行い、関係機関と連携して「ゼロカーボン北海道」の実現を目指す。
 4 樹木の伐採にあたっては、公募伐採の取組を進め、自治体、民間事業者及び地域住民
 5 等と連携・協力することにより、伐開樹木をチップ化しバイオマス発電燃料等として有
 6 効活用を図るなど、コスト削減を図るとともに、気候変動の緩和方策の推進を図る。
 7 また、河川管理施設の整備、管理にあたってはCO₂削減の取組を進めるとともに、より
 8 削減できるよう、今後も調査・検討に努める。
 9

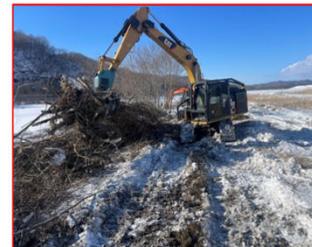


写真 2-41 バイオマス資源の有効活用
(伐開樹木の活用)



写真 2-42 バイオマス資源の有効活用
(伐開樹木の活用)

10
11

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

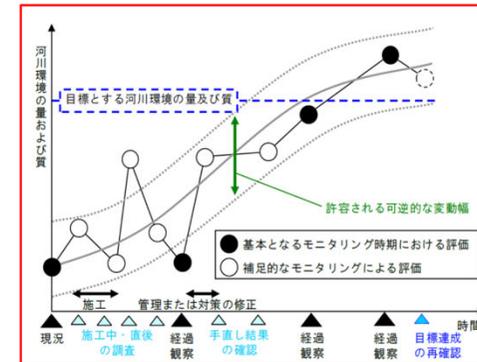
2.河川整備の実施に関する事項 【2-2.河川の維持の目的、種類及び施工の場所】

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)

現整備計画に記載無し
【動植物の生息・生育・繁殖地の順応的な管理】

- 1 (10) 動植物の生息・生育・繁殖地の順応的な管理
2 河川水辺の国勢調査や定期的な縦横断測量等を含め、工事や外来種対策などの実施後
3 に河川環境のモニタリングを実施し、整備や対策による効果の確認を行う。河川環境が
4 目標とする水準を下回っている場合には、河道の特性等を再度検証した上で、必要な対
5 応を実施する。
6 なお、河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間を
7 要する場合もとともに、河川的作用によって常に変化するものである。これより、
8 短期的な変化だけではなく、中長期的、広域的な変化も含めて取組を評価するものとし、
9 必要な対策を実施する場合は、河川的作用による変化に応じて順応的な管理を行うもの
10 とする。



注) 『川の環境目標を考える-川の健康診断』河川環境目標検討委員会(編集)、中村太士、辻本哲郎、天野邦彦(監修)、技報堂出版、2008.7に加筆・一部変更して引用

図 2-15 順応的管理のイメージ

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

附図

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)

鷓川水系河川整備計画・附図

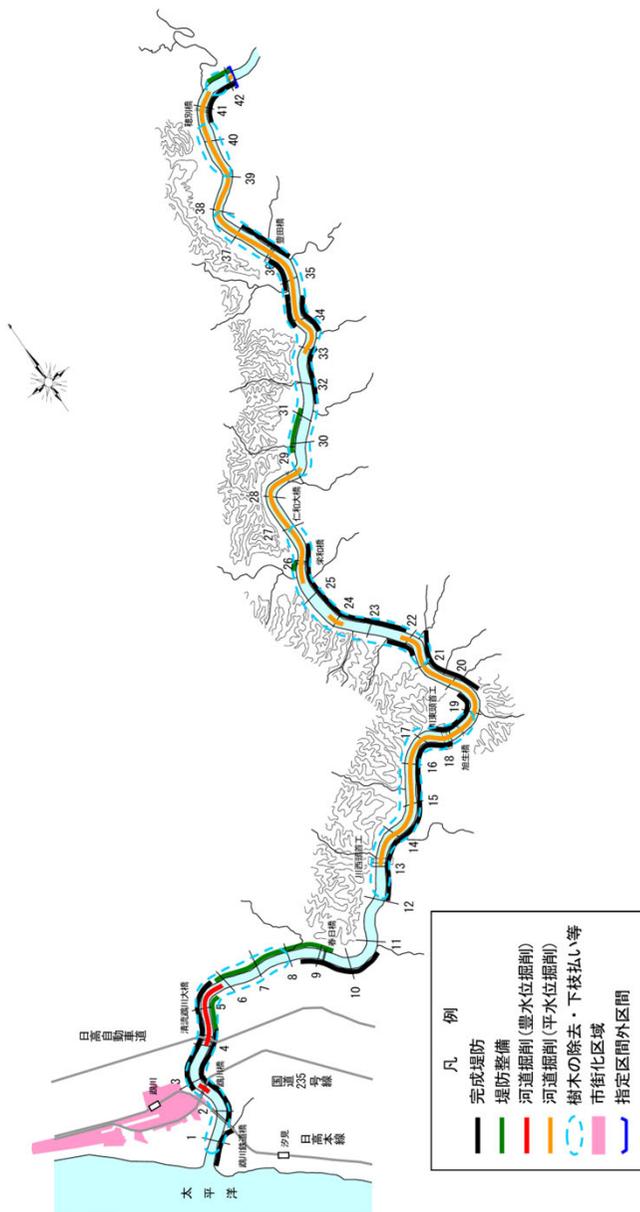
鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

鷓川水系河川整備計画・附図

鷗川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

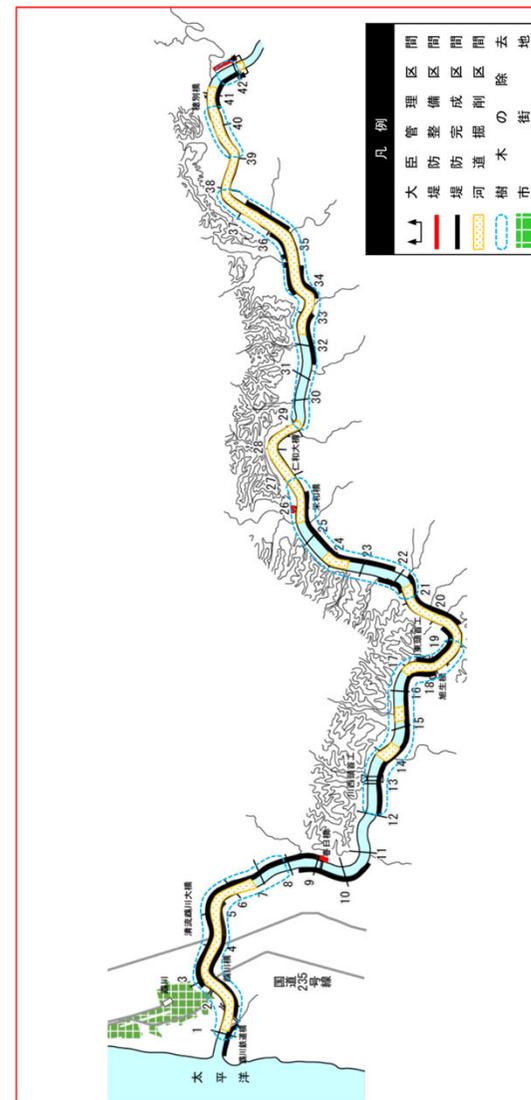
附図

鷗川水系河川整備計画(平成21年2月策定)



附図-1

鷗川水系河川整備計画[変更](原案)



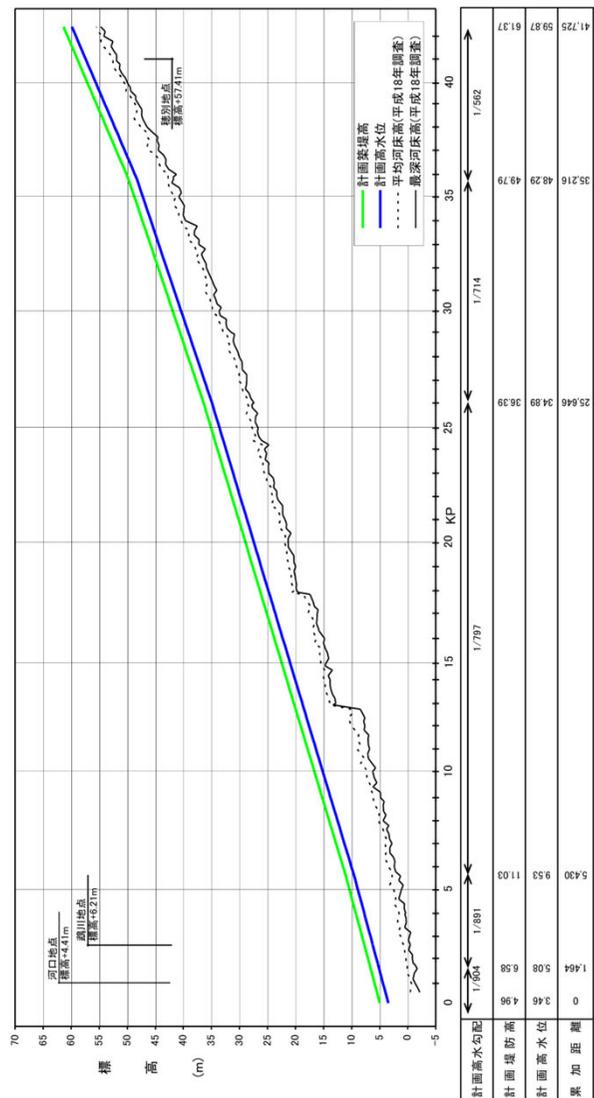
附図-1

注) 本図にあたっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

附図

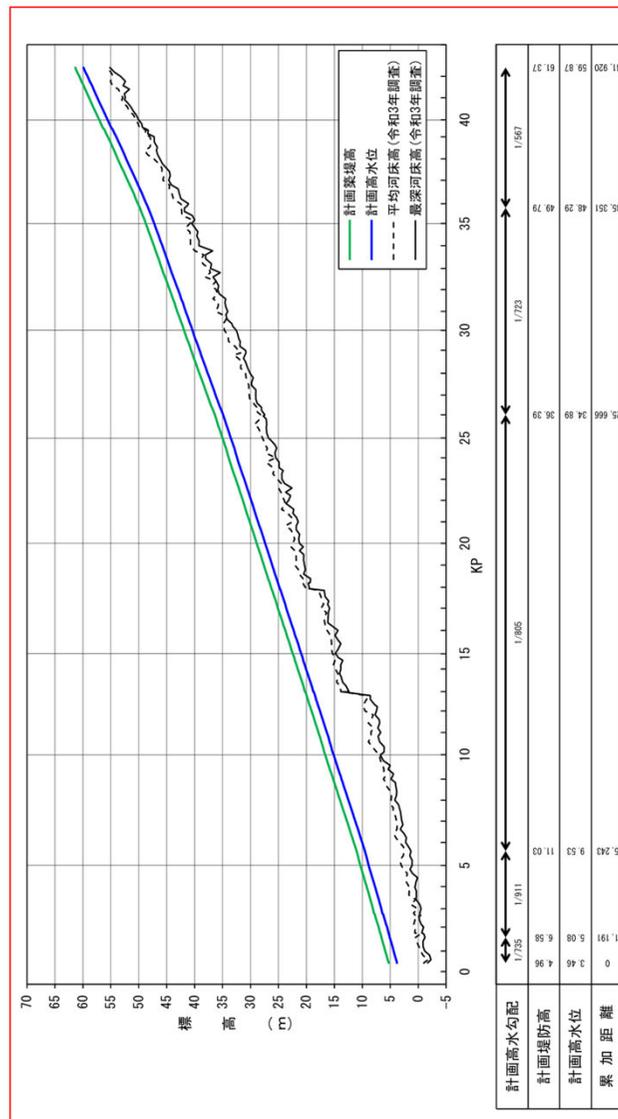
鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)



鷓川計画縦断面図

附図-2

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)



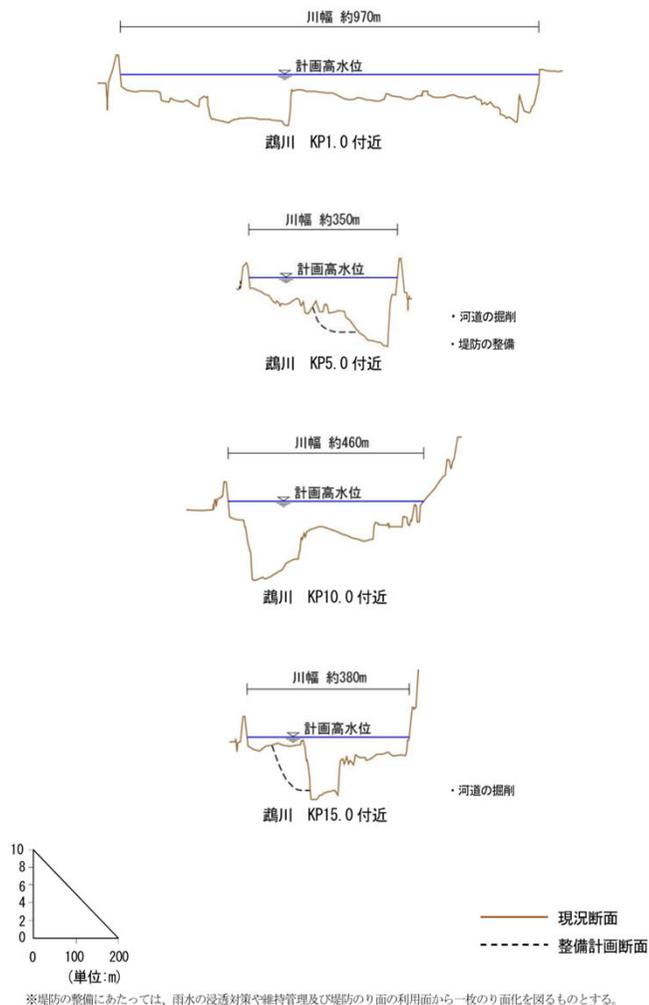
鷓川計画縦断面図

附図-2

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

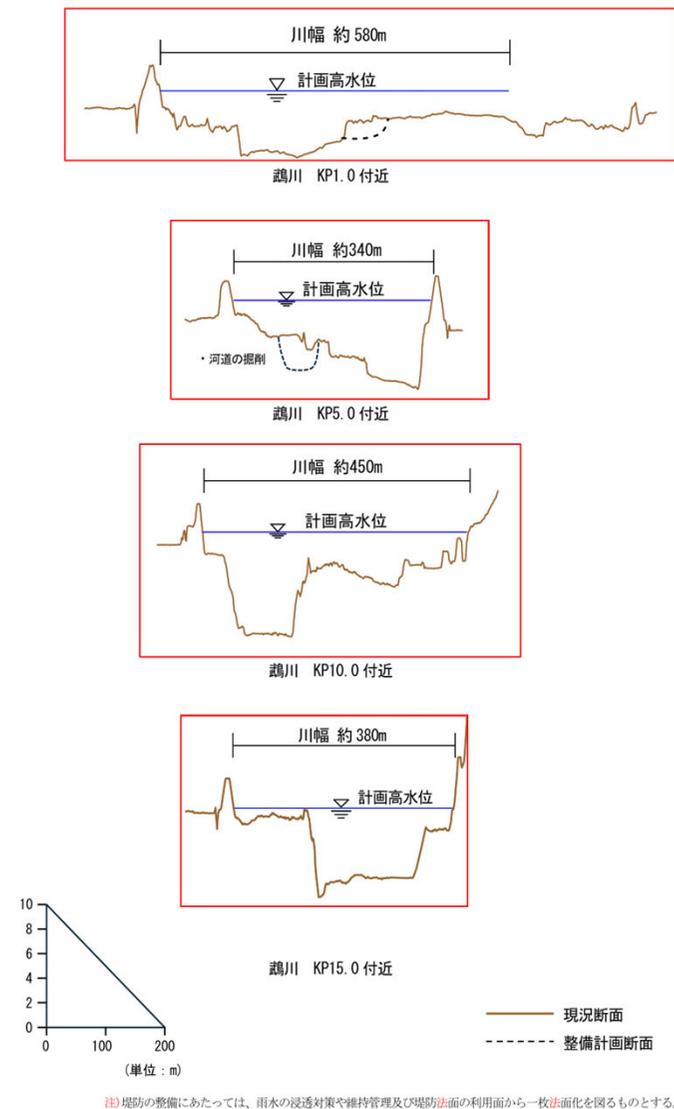
附図

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)



附図-3

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)

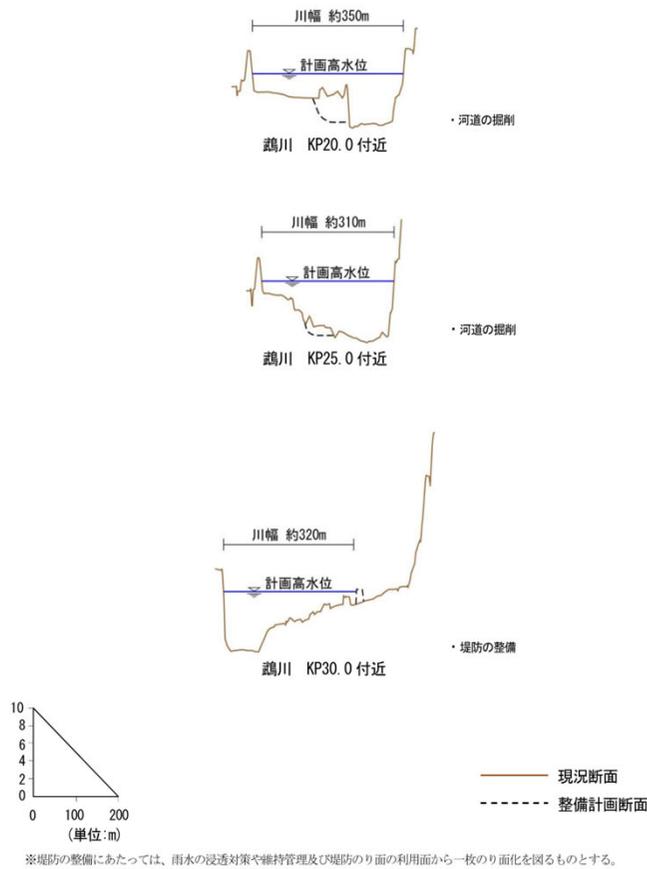


附図-3

鷓川水系河川整備計画 [変更] (原案) 変更箇所対比表

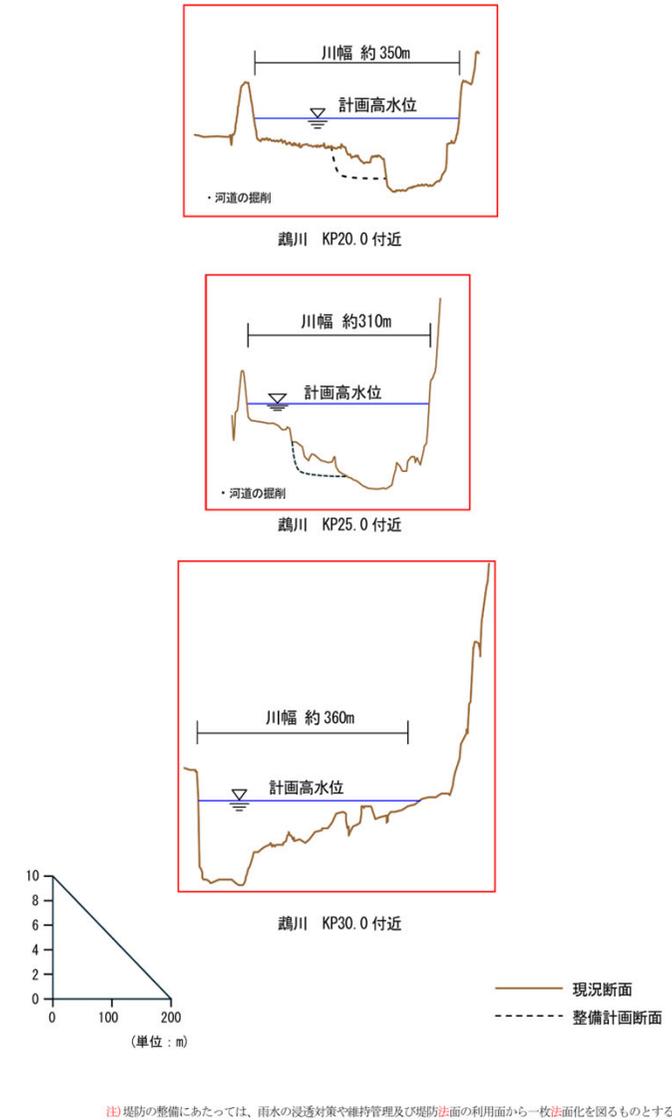
附図

鷓川水系河川整備計画(平成21年2月策定)



附図-4

鷓川水系河川整備計画[変更](原案)



附図-4